

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年7月31日

【事業年度】 第121期(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

【会社名】 富士フイルムホールディングス株式会社

【英訳名】 FUJIFILM Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 助野健児

【本店の所在の場所】 東京都港区西麻布二丁目26番30号
(同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 03(6271)1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画部 経理グループ長 稲永滋信

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂九丁目7番3号

【電話番号】 03(6271)1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画部 経理グループ長 稲永滋信

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第117期	第118期	第119期	第120期	第121期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
売上高 (百万円)	2,199,540	2,418,095	2,463,387	2,460,383	2,322,163
税金等調整前当期純利益 (百万円)	112,883	144,740	188,966	182,242	194,775
当社株主帰属当期純利益 (百万円)	50,847	71,558	110,940	116,402	131,506
当社株主帰属当期包括利益 (損失) (百万円)	160,126	163,720	232,615	1,840	107,566
株主資本 (百万円)	1,850,723	1,990,986	2,195,539	2,014,826	2,043,559
純資産額 (百万円)	2,000,697	2,159,465	2,418,177	2,231,997	2,268,058
総資産額 (百万円)	3,035,901	3,191,847	3,501,950	3,311,970	3,533,189
1株当たり株主資本 (円)	3,840.79	4,130.91	4,552.91	4,472.45	4,668.26
基本的1株当たり 当社株主帰属当期純利益 (円)	105.55	148.49	230.14	250.03	296.27
希薄化後1株当たり 当社株主帰属当期純利益 (円)	101.81	148.10	229.44	249.20	295.22
株主資本比率 (%)	61.0	62.4	62.7	60.8	57.8
株主資本当社株主帰属 当期純利益率 (%)	2.9	3.7	5.3	5.5	6.5
株価収益率 (倍)	17.4	18.7	18.6	17.8	14.7
営業活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	202,099	296,589	267,778	223,479	288,619
投資活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	143,582	129,535	124,555	157,320	116,439
財務活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	128,287	25,094	45,593	171,665	111,290
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	445,394	604,571	726,888	600,897	875,958
従業員数 (名) 〔外、平均臨時雇用人員〕	80,322 〔9,002〕	78,595 〔9,131〕	79,235 〔9,427〕	78,150 〔9,859〕	78,501 〔10,189〕

(注) 1 当社の連結財務諸表は、米国で一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成しております。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 [] 内に臨時従業員の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第117期	第118期	第119期	第120期	第121期
決算年月		平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
営業収益	(百万円)	17,224	28,910	37,867	54,588	29,646
経常利益	(百万円)	12,644	25,365	33,579	52,759	39,080
当期純利益	(百万円)	11,420	25,289	32,907	52,219	34,023
資本金	(百万円)	40,363	40,363	40,363	40,363	40,363
発行済株式総数	(千株)	514,626	514,626	514,626	514,626	514,626
純資産額	(百万円)	1,527,234	1,536,076	1,547,022	1,415,304	1,380,484
総資産額	(百万円)	1,851,148	1,961,751	2,015,977	1,878,158	1,968,036
1株当たり純資産額	(円)	3,161.67	3,178.69	3,199.45	3,132.32	3,142.76
1株当たり配当額	(円)	40.00	50.00	60.00	65.00	70.00
(内1株当たり中間配当額)	(円)	(20.00)	(20.00)	(25.00)	(32.50)	(35.00)
1株当たり当期純利益	(円)	23.71	52.48	68.27	112.17	76.65
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	(円)	23.37	52.33	68.04	111.78	76.37
自己資本比率	(%)	82.3	78.1	76.5	75.1	69.9
自己資本利益率	(%)	0.7	1.7	2.1	3.7	2.5
株価収益率	(倍)	77.4	52.8	62.6	39.7	56.7
配当性向	(%)	168.7	95.3	87.9	57.9	91.3
従業員数	(名)	149	125	120	112	112
〔外、平均臨時雇用人員〕		〔5〕	〔3〕	〔2〕	〔2〕	〔3〕

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 従業員数は、出向者等を除いた就業人員を記載しております。なお、〔 〕内に臨時従業員の平均人員を外数で記載しております。

2 【沿革】

- 昭和9年1月 写真フィルム製造の国産工業化計画に基づき大日本セルロイド(株)(現 株ダイセル)の写真フィルム部の事業一切を分離継承して富士写真フィルム(株)を設立。
- 昭和9年2月 足柄工場(現 神奈川工場)建設(写真フィルム、印画紙等の写真感光材料の製造)。
- 昭和13年6月 小田原工場(現 神奈川工場)建設(写真感光材料の硝酸銀、色素等の高度化成品部門並びに光学硝子、写真機等の精密光学機器・材料部門の拡充)。
- 昭和19年3月 株榎本光学精機製作所を買収。(現 連結子会社 富士フィルム(株)へ統合)
- 昭和21年4月 天然色写真(株)を設立。(現 連結子会社 富士フィルムイメージングシステムズ(株))
- 昭和37年2月 英国ランクゼロックス社との合併により富士ゼロックス(株)を設立。(現 連結子会社)
- 昭和38年10月 富士宮工場建設(印画紙用バライタ及びバライタ原紙製造)。
- 昭和40年12月 Fuji Photo Film U.S.A., Inc.を米国ニューヨーク州に設立。
(現 連結子会社 FUJIFILM North America Corporation)
- 昭和41年6月 Fuji Photo Film (Europe) GmbH をドイツに設立。
(現 連結子会社 FUJIFILM Europe GmbH)
- 昭和48年9月 吉田南工場建設(オフセット印刷用材料(PS版)製造)。
- 昭和57年8月 Fuji Photo Film B.V.をオランダに設立。
(現 連結子会社 FUJIFILM Manufacturing Europe B.V.)
- 昭和63年7月 Fuji Photo Film, Inc.を米国サウスカロライナ州に設立。
(現 連結子会社 FUJIFILM Manufacturing U.S.A., Inc.)
- 平成7年10月 FUJIFILM Imaging Systems (Suzhou) Co., Ltd.を中国に設立。(現 連結子会社)
- 平成9年12月 Eurocolor Photofinishing GmbH & Co.KG をドイツで買収。
(現 連結子会社 FUJIFILM Imaging Germany GmbH & Co.KG)
- 平成13年3月 富士ゼロックス(株)の発行済株式総数の25%を追加取得し、連結子会社化。
- 平成15年4月 プロセス資材(株)の株式を追加取得し、連結子会社化。
(現 連結子会社 富士フィルムグローバルグラフィックシステムズ(株))
- 平成16年11月 米国Arch Chemicals, Inc.から同社Microelectronic Materials部門と同社所有の富士フィルムアーチ(株)の株式を追加取得し、連結子会社化。
(現 連結子会社 富士フィルムエレクトロニクスマテリアルズ(株))
- 平成17年2月 Sericolグループの英国持株会社Sericol Group Limitedを買収。
(現 連結子会社 FUJIFILM Speciality Ink Systems Limited 他)
- 平成18年2月 Avecia Inkjet Limitedを買収。
(現 連結子会社 FUJIFILM Imaging Colorants Limited 他)
- 平成18年7月 Dimatix, Inc.を買収。(現 連結子会社 FUJIFILM Dimatix, Inc.)
- 平成18年10月 全ての営業を富士フィルム(株)に承継する新設分割を行い、持株会社である富士フィルムホールディングス(株)に移行。
- 平成18年10月 株第一ラジオアイソトープ研究所を買収。
(現 連結子会社 富士フィルムR Iファーマ(株))
- 平成20年3月 富山化学工業(株)の株式を公開買付けにより取得し、連結子会社化。
- 平成23年3月 MSD Biologics (UK) Limited及びDiosynth RTP LLCを買収。
(現 連結子会社 FUJIFILM Diosynth Biotechnologies UK Limited 他)
- 平成24年3月 SonoSite, Inc.を買収。(現 連結子会社 FUJIFILM SonoSite, Inc.)
- 平成26年12月 株ジャパン・ティッシュ・エンジニアリングの株式を新株予約権の行使により追加取得し、連結子会社化。
- 平成27年5月 Cellular Dynamics International, Inc.を買収。

3 【事業の内容】

当社は、米国会計基準によって連結財務諸表を作成しており、「関係会社」については米国会計基準の定義に基づいて開示しております。「第2 事業の状況」、「第3 設備の状況」においても同様であります。

当社グループ(当社、連結子会社及び持分法適用会社)は、「わたしたちは、先進・独自の技術をもって、最高品質の商品やサービスを提供する事により、社会の文化・科学・技術・産業の発展、健康増進、環境保持に貢献し、人々の生活の質のさらなる向上に寄与します。」との企業理念の下、イメージング ソリューション、インフォメーション ソリューション、ドキュメント ソリューションを提供し、社会とお客様に信頼されるグローバル企業を目指しております。

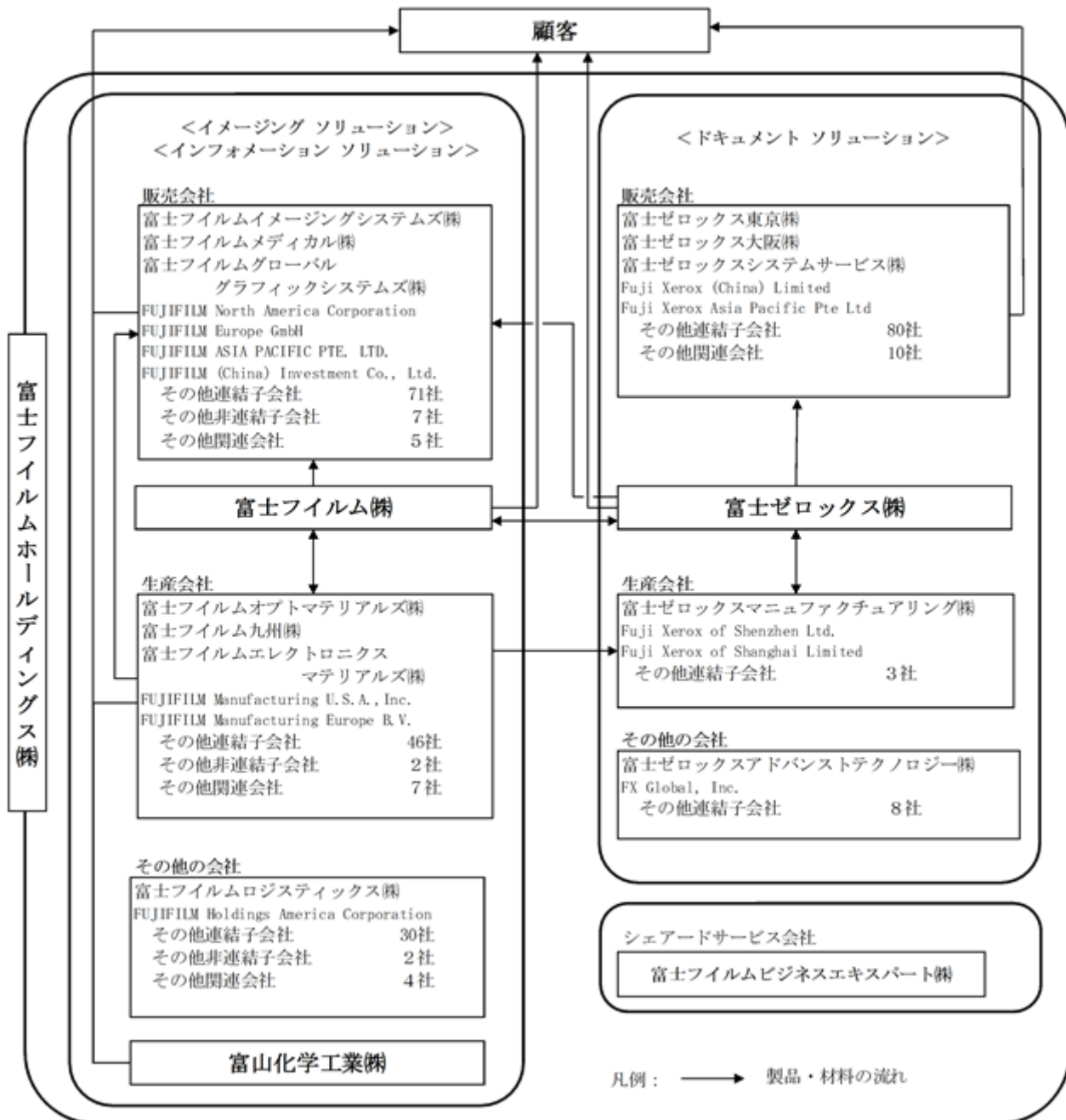
各事業区分の主要製品並びに主要会社は次のとおりであります。またこの事業区分はセグメント情報における区分内容と同一であります。

なお、当社は特定上場会社等に該当することにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

事業区分及び主要製品	主要会社
イメージング ソリューション カラーフィルム、デジタルカメラ、 写真プリント用カラーペーパー・サービ ス・機器、インスタントフォトシステム、 光学デバイス等	富士フィルム(株)、富士フィルムオプティクス(株) 富士フィルムイメージングシステムズ(株) FUJIFILM Manufacturing U.S.A., Inc. FUJIFILM North America Corporation FUJIFILM do Brasil Ltda. FUJIFILM Manufacturing Europe B.V. FUJIFILM Europe GmbH、FUJIFILM Recording Media GmbH FUJIFILM ASIA PACIFIC PTE. LTD. FUJIFILM (China) Investment Co., Ltd. FUJIFILM Imaging Systems (Suzhou) Co., Ltd.
インフォメーション ソリューション メディカルシステム機材、ライフサイエ ンス製品、医薬品、グラフィックシステム機 材、フラットパネルディスプレイ材料、記 録メディア、電子材料等	富士フィルム(株)、富山化学工業(株) 富士フィルムテクノプロダクツ(株) 富士フィルムエレクトロニクスマテリアルズ(株) 富士フィルムオプトマテリアルズ(株)、富士フィルムメディカル(株) 富士フィルムファインケミカルズ(株)、富士フィルム九州(株) 富士フィルムビジネスサプライ(株)、富士フィルムR I ファーマ(株) 富士フィルムグローバルグラフィックシステムズ(株) FUJIFILM Manufacturing U.S.A., Inc. FUJIFILM North America Corporation FUJIFILM Medical Systems U.S.A., Inc. FUJIFILM Recording Media U.S.A., Inc. FUJIFILM Electronic Materials U.S.A., Inc. FUJIFILM Dimatix, Inc.、FUJIFILM SonoSite, Inc. FUJIFILM Diosynth Biotechnologies U.S.A., Inc. FUJIFILM Manufacturing Europe B.V. FUJIFILM Recording Media GmbH FUJIFILM Europe GmbH、 FUJIFILM Speciality Ink Systems Limited FUJIFILM Imaging Colorants Limited FUJIFILM ASIA PACIFIC PTE. LTD. FUJIFILM (China) Investment Co., Ltd. FUJIFILM Printing Plate (China) Co., Ltd.
ドキュメント ソリューション オフィス用複写機・複合機、プリンター、 プロダクションサービス関連商品、オフィ スサービス、用紙、消耗品等	富士ゼロックス(株)、富士ゼロックス東京(株) 富士ゼロックス大阪(株)、富士ゼロックスシステムサービス(株) 富士ゼロックスアドバンステクノロジー(株) 富士ゼロックスマニュファクチャリング(株) Fuji Xerox Asia Pacific Pte. Ltd.、FX Global, Inc. Fuji Xerox of Shanghai Limited Fuji Xerox Singapore Pte Ltd Fuji Xerox Australia Pty. Limited Fuji Xerox Korea Co., Ltd. Fuji Xerox (Hong Kong) Limited、Fuji Xerox (China) Limited Fuji Xerox of Shenzhen Ltd.、Fuji Xerox Taiwan Corporation

平成29年3月31日現在の子会社数は277社、関連会社数は26社であります。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりになります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容	
					役員の 兼任等	営業上の取引他
(連結子会社)						
富士フイルム株 * 1	東京都港区	40,000	写真感光材料、産業用装置・材料等の製造及び販売	100.0	有	同社より資金を借り入れております。オフィス管理費用を一部請求しております。
富士ゼロックス株 * 1	東京都港区	20,000	複写機・オフィス関連機材等事務機器の製造及び販売	75.0	有	当社より資金を借り入れております。オフィス管理費用を一部請求しております。
富山化学工業株 * 1	東京都新宿区	10,000	医薬品等の製造及び販売	66.0	有	なし
富士フイルム ビジネスエキスパート株	東京都港区	50	総務、人事、購買、研究開発、及び経理等のシェアードサービス	100.0	無	総務関連の業務を一部委託しております。
富士フイルムオブティクス株	茨城県常陸大宮市	100	光学デバイス等の製造及び販売	100.0 (100.0)	有	なし
富士フイルム テクノプロダクツ株	神奈川県南足柄市	200	写真・医療診断・印刷用機器、金属・樹脂成型品の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
富士フイルム エレクトロニクス マテリアルズ株	東京都渋谷区	490	電子材料の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックスアドバンス テクノロジー株	神奈川県横浜市	100	複写機・オフィス関連機材等事務機器用ハードウェア・ソフトウェアの開発	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックスマニュファクチャ リング株	神奈川県海老名市	100	事務機器・プリンター製品の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
富士フイルムオプト マテリアルズ株	神奈川県南足柄市	50	液晶ディスプレイ用材料の製造	100.0 (100.0)	無	なし
富士フイルム九州株	熊本県菊池郡	50	液晶ディスプレイ用材料の製造	100.0 (100.0)	無	なし
富士フイルム ファインケミカルズ株	神奈川県平塚市	158	写真用有機合成薬品、医薬品原薬・中間体等の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
富士フイルム R I ファーマ株	東京都中央区	490	放射性医薬品の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
株) ジャパン・ティッシュ・エ ンジニアリング * 1, 2	愛知県蒲郡市	4,950	再生医療製品、研究開発支援製品の製造及び販売	50.2 (50.2)	有	なし
富士フイルムメディカル株	東京都港区	1,200	医療診断用製品・サービスの販売	100.0 (100.0)	有	なし
富士フイルム ビジネスサプライ株	東京都港区	60	感圧紙・感熱紙・一般紙・OA機材・産業用材料等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
富士フイルムグローバル グラフィックシステムズ株	東京都港区	800	印刷用材料・機器の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス情報システム株	神奈川県横浜市	100	ソフトウェアの開発及びソフトウェア製品の販売	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス システムサービス株	東京都千代田区	200	戸籍関連業務、各種複写サービス等の情報処理サービス	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス インターフィールド株	東京都品川区	50	用紙、事務機器及び消耗品の販売	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックスサービスリンク株	東京都港区	100	印刷・複写・複合機管理等のドキュメント関連サービスの提供	80.0 (80.0)	無	なし
富士ゼロックス北海道株	北海道札幌市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス宮城株	宮城県仙台市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス新潟株	新潟県新潟市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス千葉株	千葉県千葉市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容	
					役員の 兼任等	営業上の取引他
富士ゼロックス埼玉(株)	埼玉県さいたま市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス神奈川(株)	神奈川県横浜市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス東京(株)	東京都新宿区	120	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス多摩(株)	東京都立川市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス北陸(株)	石川県金沢市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス静岡(株)	静岡県静岡市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス愛知(株)	愛知県名古屋市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス西日本(株)	大阪府大阪市	10	販売会社の受託業務及び販売会社が受託したサービス業務の再受託	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス京都(株)	京都府京都市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス大阪(株)	大阪府大阪市	90	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス兵庫(株)	兵庫県神戸市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス四国(株)	香川県高松市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス広島(株)	広島県広島市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス福岡(株)	福岡県福岡市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス関東(株)	埼玉県さいたま市	10	販売会社の受託業務及び販売会社が受託したサービス業務の再受託	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス プリンティングシステムズ(株)	東京都中野区	310	プリンター製品及び関連消耗品等の販売、修理及び保守	81.0 (81.0)	無	なし
富士フイルム イメージングシステムズ(株)	東京都品川区	100	写真感光材料、デジタルカメラ等の販売、及び画像・情報サービスの提供	100.0 (100.0)	有	なし
富士フイルムファーマ(株) * 3	東京都港区	50	医薬品の開発、製造及び販売	80.0 (80.0)	無	なし
(株)富士フイルム ヘルスケアラボラトリー	東京都港区	50	化粧品、機能性食品の販売	100.0 (100.0)	有	なし
富士フイルム ロジスティックス(株)	神奈川県横浜市	79	物流管理・包装及び梱包	100.0 (100.0)	無	なし
富士フイルム ICTソリューションズ(株)	東京都港区	50	情報システム開発・運用・維持・管理	100.0 (100.0)	有	なし
FUJIFILM Holdings America Corporation	米国	千US\$ 1,083	米州の製造・販売子会社の持株会社	100.0 (100.0)	有	なし
FUJIFILM Manufacturing U.S.A., Inc. * 1	米国	千US\$ 80,000	写真感光材料、オフセット印刷用CTPプレート等の製造	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Recording Media U.S.A., Inc.	米国	千US\$ 51	記録メディア製品の製造及び販売	100.0 (100.0)	有	なし
FUJIFILM Electronic Materials U.S.A., Inc.	米国	千US\$ 0	電子材料の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM North America Corporation	米国	千US\$ 22,802	写真感光材料、デジタルカメラ、印刷用材料・機器等の販売	100.0 (100.0)	有	なし
FUJIFILM Dimatix, Inc.	米国	千US\$ 0	産業用インクジェットプリンター用ヘッドの研究、開発、製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Medical Systems U.S.A., Inc.	米国	千US\$ 30	医療診断用製品・サービスの開発及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM SonoSite, Inc.	米国	千US\$ 47	超音波診断装置の研究、開発、製造及び販売	100.0 (100.0)	有	なし
FUJIFILM Diosynth Biotechnologies U.S.A., Inc.	米国	千US\$ 1	バイオ医薬品の開発・製造受託	80.0 (80.0)	有	なし

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容	
					役員の 兼任等	営業上の取引他
Cellular Dynamics International, Inc.	米国	千US\$ 2	創薬支援、細胞治療等向けのiPS細胞の開発、製造及び販売	100.0 (100.0)	有	なし
FX Global, Inc.	米国	千US\$ 76	富士ゼロックスの米国での市場及び投資先調査、研究開発受託等	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Canada Inc. * 1	カナダ	千CAN\$ 86,283	写真感光材料、デジタルカメラ及び記録メディア等の販売	100.0 (100.0)	有	なし
FUJIFILM do Brasil Ltda. * 1	ブラジル	千Real 88,064	写真感光材料等の加工及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Recording Media GmbH * 1	ドイツ	千EURO 43,460	記録メディア製品の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Europe GmbH * 1	ドイツ	千EURO 52,150	欧州地域における販売戦略統括、及び写真感光材料等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Imaging Germany GmbH & Co.KG * 6	ドイツ	千EURO 3,835	写真の現像・プリント及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Europe B.V.	オランダ	千EURO 225	欧州地域の持株会社及び写真感光材料の販売等	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Manufacturing Europe B.V. * 1	オランダ	千EURO 175,000	写真感光材料、オフセット印刷用CTPプレート等の製造	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM UK LIMITED * 1	英国	千STG 25,000	写真感光材料、デジタルカメラ等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Speciality Ink Systems Limited * 1	英国	千STG 20,621	印刷用インク・機材の開発、製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Imaging Colorants Limited * 1	英国	千STG 72,655	インク染料・顔料等の開発、製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Diosynth Biotechnologies UK Limited	英国	千STG 25,703	バイオ医薬品の開発・製造受託	80.0 (80.0)	有	なし
FUJIFILM France S.A.S.	フランス	千EURO 31,663	写真感光材料、デジタルカメラ、医療診断用製品及び印刷用材料・機器等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Belgium NV	ベルギー	千EURO 16,933	写真感光材料、印刷用薬品等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Electronic Materials (Europe) NV	ベルギー	千EURO 17,167	電子材料の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Italia S.P.A.	イタリア	千EURO 2,580	写真感光材料、デジタルカメラ、医療診断用製品の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Middle East FZE	UAE	千AED 1,000	写真感光材料、デジタルカメラ、医療診断用製品等の販売	100.0 (100.0)	有	なし
FUJIFILM India Private Limited	インド	千INR 625,856	写真感光材料、デジタルカメラ、印刷用材料及び医療診断用製品等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
PT. FUJIFILM INDONESIA	インドネシア	百万IDR 419,141	デジタルカメラ、写真感光材料、印刷用材料及び医療診断用製品等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM ASIA PACIFIC PTE. LTD. * 1	シンガポール	千SIN\$ 154,986	富士フイルムのアジア・オセアニア地域における販売戦略統括、及び写真感光材料、印刷用薬品等の製造及び販売	100.0 (100.0)	有	なし
Fuji Xerox Asia Pacific Pte. Ltd. * 1	シンガポール	千SIN\$ 638,946 及び 百万円 3,102	富士ゼロックスのアジア・オセアニア地域における事業統括、及び事務機器等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	千SIN\$ 28,800	事務機器の販売及びリース	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM (Thailand) Ltd.	タイ	千BAHT 321,000	写真感光材料、デジタルカメラ等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox (Thailand) Co., Ltd.	タイ	千BAHT 150,000	事務機器の販売	100.0 (100.0)	無	なし

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容	
					役員の 兼任等	営業上の取引他
FUJIFILM (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア	千MYR 21,500	写真感光材料、デジタルカメラ、印刷用材料及び医療診断用製品等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox Hai Phong Co., Ltd.	ベトナム	千US\$ 36,000	事務機器の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Australia Pty Ltd	オーストラリア	千A\$ 800	写真感光材料、デジタルカメラ等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox BusinessForce Pty.Limited	オーストラリア	千A\$ 1,000	富士ゼロックスのオーストラリアにおける販売会社の持株会社	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox Australia Pty. Limited * 1	オーストラリア	千A\$ 52,500	事務機器の販売	100.0 (100.0)	無	なし
Upstream Print Solutions Holdings Pty Ltd * 1	オーストラリア	千A\$ 179,984	富士ゼロックスのオーストラリアにおける販売会社の持株会社	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox New Zealand Limited * 4	ニュージーランド	千NZ\$ 31,400	事務機器の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM (China) Investment Co., Ltd. * 1	中国	千人民元 1,742,985	富士フイルムの中国における持株会社、及び写真感光材料、デジタルカメラ等の販売	100.0 (100.0)	有	なし
FUJIFILM Imaging Systems (Suzhou) Co., Ltd. * 1	中国	千人民元 742,368	写真感光材料、デジタル機器等の製造及び販売	100.0 (100.0)	有	なし
FUJIFILM Electronic Materials Taiwan Co., Ltd.	中国	千TW\$ 100,000	電子材料の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Printing Plate (China) Co., Ltd. * 1	中国	千人民元 322,784	オフセット印刷用CTPプレートの製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Hong Kong Limited	中国	千HK\$ 36,000	部材・商品の購入及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Opt-Electronics (Tianjin) Co., Ltd. * 1	中国	千人民元 346,361	光学デバイス等の製造及び販売	100.0 (100.0)	有	なし
Fuji Xerox of Shenzhen Ltd.	中国	千US\$ 38,000	事務機器の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox (China) Limited	中国	千US\$ 39,000	事務機器の販売	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox Leasing (China) Co., Ltd.	中国	千US\$ 20,000	事務機器のリース	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox (Hong Kong) Limited	中国	千HK\$ 65,000	事務機器の販売	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox of Shanghai Limited	中国	千US\$ 38,000	事務機器の製造及び販売	80.0 (80.0)	無	なし
Fuji Xerox Industry Development (China) Co., Ltd.	中国	千US\$ 8,000	事務機器の販売	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox Taiwan Corporation * 1	中国	百万NT\$ 1,267	事務機器の販売	99.8 (99.8)	無	なし
Fuji Xerox Far East Limited	中国	千US\$ 1,000	事務機器用部品の調達	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox Korea Co., Ltd.	韓国	百万WON 14,000	事務機器の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
その他175社						
(関連会社)						
㈱サンリツ	富山県下新川郡	1,442	偏光板等の開発、製造及び販売	36.0 (36.0)	無	なし
協和キリン富士フイルムバイオロジクス㈱ * 5	東京都千代田区	100	バイオシミラー医薬品の開発、製造及び販売	50.0 (50.0)	有	なし
その他24社						

- (注) 1 「親会社」「その他の関係会社」に該当する部分はありません。
 2 * 1 特定子会社に該当いたします。
 3 * 2 有価証券報告書を提出しております。
 4 議決権に対する所有割合欄の()内数字は間接所有割合(内数)であります。
 5 富士ゼロックス㈱については売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。主要な損益情報等は次のとおりであります。

	主要な損益情報等(百万円)				
	売上高	経常利益	当期純利益	純資産額	総資産額
富士ゼロックス㈱	724,162	35,638	35,281	345,171	671,605

- 6 * 3 債務超過会社であり、債務超過の金額は平成29年3月末時点で10,604百万円であります。
 7 * 4 債務超過会社であり、債務超過の金額は平成29年3月末時点で15,192百万円であります。
 8 * 5 債務超過会社であり、債務超過の金額は平成29年3月末時点で46,471百万円であります。
 9 連結子会社その他175社に含まれるFuji Xerox Finance Ltd.は、債務超過会社であり、債務超過の金額は平成29年3月末時点で11,865百万円であります。
 10 関係内容については期末日現在の状況を記載しております。
 11 * 6 FUJIFILM Imaging Germany GmbH & Co.KGは、平成29年4月1日にFUJIFILM IMAGING PRODUCTS & SOLUTIONS GmbH & Co.KGに商号変更いたしました。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成29年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
イメージング ソリューション	7,715 [1,287]
インフォメーション ソリューション	21,871 [2,061]
ドキュメント ソリューション	47,164 [6,608]
全社(共通)	1,751 [233]
合計	78,501 [10,189]

(注) 従業員は就業人員であり、臨時従業員は〔 〕内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成29年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
112 [3]	42.3	17.7	10,462,452

セグメントの名称	従業員数(名)
全社(共通)	112 [3]
合計	112 [3]

- (注) 1 従業員は就業人員であり、臨時従業員は〔 〕内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。
 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3 当社の従業員は、富士フイルム㈱及び富士ゼロックス㈱等からの出向者であり、平均勤続年数には各当該会社での勤続年数を通算しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度の世界経済は、全体として緩やかな回復基調が継続しました。米国の景気は、個人消費や在庫投資が増加し、回復が続きしました。欧州では、英国の景気が回復し、ユーロ圏の景気も緩やかな回復が続きしました。また、中国やアジア各国の景気は持ち直しの動きが見られました。日本の景気は、雇用・企業収益が改善する等、緩やかな回復基調が続きしました。

当社グループは当期が最終年度の中期経営計画「VISION2016」（平成27年3月期～平成29年3月期）を達成すべく、「ヘルスケア」「高機能材料」「ドキュメント」の3事業分野を成長ドライバーとし、拡販活動や新製品の市場投入により、売上、シェア及び利益の拡大を加速しました。また、重点領域を中心に積極的にM&Aを行い、次の成長に向けて必要な技術や資産を獲得しました。平成28年度は、「新規事業の利益貢献」「グローバル展開の加速」「効率的な経営」の三つを重点課題とし、全事業における収益性向上に向けた取り組みを加速しました。

当社グループの当連結会計年度における連結売上高は、光学・電子映像事業の電子映像分野や電子材料事業等で売上を伸ばしたものの、為替の円高によるマイナス影響（152,617百万円）やドキュメント事業の売上減少等により、2,322,163百万円（前年度比5.6%減）となりました。営業利益は、172,281百万円（前年度比4.6%減）となりました。営業外収益及び費用で投資有価証券売却益等を計上したことにより、税金等調整前当期純利益は194,775百万円（前年度比6.9%増）、当社株主帰属当期純利益は131,506百万円（前年度比13.0%増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

イメージング ソリューション部門

フォトイメージング事業では、インスタントカメラ“チェキ”シリーズやチェキ用フィルム等、撮影したその場で写真プリントが楽しめるインスタントフォトシステムの販売が欧米を中心に好調に推移しました。平成29年1月に、お気に入りの写真をパネル加工や額装し、部屋のインテリアとして楽しめる「WALL DECOR（ウォールデコ）プリントサービス」のインターネット注文の受付を開始する等付加価値プリントビジネスも堅調に推移しましたが、為替の円高影響により、売上は減少しました。

光学・電子映像事業の電子映像分野では、平成28年9月より順次販売を開始した「FUJIFILM X-T2」や「FUJIFILM X-A3」及び交換レンズの販売が好調に推移しました。加えて、平成29年2月に発売した大型サイズ（43.8mm×32.9mm）のイメージセンサーを搭載した中判ミラーレスデジタルカメラ「FUJIFILM GFX 50S」、独自の色再現技術で卓越した写真画質を実現した「Xシリーズ」の最新モデル「FUJIFILM X-100F」「FUJIFILM X-T20」の販売が伸長したこと等により、売上が増加しました。光学デバイス分野では、スマートフォン用カメラモジュールの販売を縮小しましたが、平成29年2月に発売したシネマカメラ用レンズ「FUJINON MK18-55mm T2.9」は、高い光学性能、圧倒的な小型軽量化、優れたコストパフォーマンスが、市場から高い評価を受けており、ワールドワイドでのシェア拡大に取り組んでいます。

本部門の連結売上高は、為替の円高によるマイナス影響（31,921百万円）等により、341,744百万円（前年度比3.2%減）となりました。営業利益は、為替の円高による売上減少の影響を受けたものの、各事業の収益性が改善し、36,847百万円（前年度比15.1%増）となりました。

インフォメーション ソリューション部門

メディカルシステム事業では、成長分野である体外診断（IVD）システム、内視鏡等の販売が好調に推移したものの、為替の円高影響等により、売上は減少しました。X線画像診断分野では、DR方式・カセット型デジタルX線画像診断装置「CALNEO（海外名称：D-EVO）」シリーズ等の販売が好調に推移しました。平成28年11月に小型化と従来機比約1/5の軽量化を実現した超軽量移動型デジタルX線撮影装置「FUJIFILM DR CALNEO AQRO（カルネオ アクロ）」の販売を開始しました。医療IT分野では、医用画像情報システム（PACS）「SYNAPSE」を中心としたシステムの販売が堅調に推移しました。平成28年4月から国内で販売を開始した統合アーカイブシステム「SYNAPSE VNA」や、従来と比べて画像処理・表示スピードを2倍に高速化し、医師の診断効率の向上に貢献するPACS「SYNAPSE 5」等の提供を通じて、今まで以上に効率的で、診断に寄与するソリューションの提案を強化しています。内視鏡分野では、レーザー光源搭載の内視鏡システム「LASEREO」や、平成28年10月に欧州から販売を開始した消化器内視鏡の新シリーズ等の販売が好調に推移しました。超音波診断分野では、平成28年1月から各国で順次販売を開始した、携帯型超音波画像診断装置「SonoSite Edge」、フルフラット型超音波画像診断装置「SonoSite S」、小型・軽量のタブレットタイプの超音波画像診断装置「SonoSite iViz」等一連の新製品の販売が堅調に推移しました。特に「SonoSite iViz」は、国内での販売が好調に推移し、売上増に貢献しました。また、体外診断（IVD）分野では、ウイルスや細菌等の抗原の有無を自動判定するデンシトメトリー分析装置「富士ドライケム IMMUNO AG1（イムノエージーワン）」専用の体外診断薬として、平成28年10月にマイコプラズマ抗原検査キット「富士ドライケム IMMUNO AG カートリッジ Myco（マイコ）」の販売を開始しました。簡便・迅速かつ高感度な検査で、マイコプラズマ肺炎の早期診断に貢献していきます。

医薬品事業では、バイオ医薬品のプロセス開発・製造受託が堅調に推移したものの、低分子医薬品において後発医薬品の影響を受けたこと等により、売上は減少しました。また、平成29年3月に抗インフルエンザウイルス薬「アピガン錠」の日本での国家備蓄が決定され、供給を開始しました。研究開発においては、平成29年3月に血液がんの一つである骨髄異形成症候群に対する抗がん剤「FF-10501」の米国における臨床第 Ⅲ 相試験を開始する等、パイプラインの開発を着実に推進しています。さらに、高い市場成長が見込めるバイオ医薬品を中心とする医薬品のプロセス開発・製造受託の事業拡大を図るため、平成29年3月にバイオCDMO（Contract Development & Manufacturing Organization）事業部を新設しました。バイオ医薬品は、副作用が少なく、高い効能が期待できることから、医薬品市場に占める割合は高まっており、今後もますます市場が拡大すると予想されています。独立した組織の下で、意思決定のさらなるスピードアップを図り、よりタイムリーな経営資源の投入を行うことで、事業成長を加速させていきます。

再生医療事業では、平成28年6月にiPS細胞の開発・製造の世界的なリーディングカンパニーである米国Cellular Dynamics International, Inc.（以下、「CDI社」と記載します。）が、米国国立眼科研究所（National Eye Institute）と、他家iPS細胞を用いた加齢黄斑変性の治療に関する共同研究開発契約を締結しました。平成28年9月には、網膜疾患治療の世界的権威であるDr. David Gammと他家iPS細胞を用いた網膜疾患の治療法を開発する新会社を米国に設立しました。また、平成28年9月に、CDI社はiPS細胞を安全かつ効率的に作製する技術に関する特許を米国やオーストラリアに続き、日本でも取得しました。今回の特許取得を契機に、富士フイルムのエンジニアリング技術やジャパン・ティッシュ・エンジニアリング（J-TEC）の品質マネジメントシステム等、当社グループ内でのシナジーを発揮し、iPS細胞の受託生産ビジネスを拡大させていきます。

ライフサイエンス事業では、平成28年9月にリニューアルした高機能化粧水「アスタリフト モイストローション」や平成29年3月に発売した美白化粧水「アスタリフト ホワイト ブライトローション」等の販売が好調に推移し、売上が増加しました。

フラットパネルディスプレイ材料事業では、「WVフィルム」やVA用フィルム、IPS用フィルムの販売が堅調に推移し、売上が増加しました。液晶テレビ向けの販売を維持しつつ、中小型ハイエンド品向けの拡販を推し進めるとともに、タッチパネル関連等新規分野への展開を積極的に行っています。

産業機材事業では、新規事業分野のタッチパネル用センサーフィルム「エクスクリア」の販売が好調に推移したものの、為替の円高影響や工業用X線フィルム等既存事業分野の販売減少等により、売上は減少しました。

電子材料事業では、先端フォトレジスト及び現像液・処理剤等先端フォトリソ周辺材料やCMPスラリー、イメージセンサー用カラーモザイク等の販売が好調に推移し、売上が増加しました。今後も前年度に連結子会社化した米国溶剤製造販売会社 Ultra Pure Solutions, Inc.を含め、幅広い製品群を大手顧客中心に拡販し、事業をさらに拡大していきます。

記録メディア事業では、「BaFe（バリウムフェライト）磁性体」等の独自技術を使用したデータストレージ用磁気テープの販売が好調に推移し、売上が増加しました。デジタルデータの増大に伴いデータアーカイブ分野へのBaFe製品の拡販を進めるとともに、アーカイブサービス「d:ternity（ディターニティ）」のさらなる普及によって、ビッグデータ時代の顧客ニーズに確実に対応していきます。

グラフィックシステム事業では、デジタル印刷機器や産業用インクジェットヘッド等の販売が伸長しましたが、為替の円高影響等により、売上は減少しました。インクジェット技術で世の中の多様なニーズに応え、事業のさらなる拡大を図るため、平成29年1月にインクジェット事業部を新設しました。「ヘッド」「インク」「画像処理」、すべてを自社グループ内で一貫して開発・製造できる強みを活かし、商業印刷、サインディスプレイ分野に加え、今後成長が見込まれる布地や壁紙・床材への印刷を始めとする産業用途や3Dプリンティング等の新規分野でも新たなビジネスを創出し、売上拡大を目指します。

本部門の連結売上高は、フラットパネルディスプレイ材料事業や電子材料事業等で売上を伸ばしたものの、為替の円高によるマイナス影響（63,553百万円）等により、899,543百万円（前年度比4.5%減）となりました。営業利益は、為替の円高による売上減少等の影響により、82,969百万円（前年度比8.5%減）となりました。

ドキュメント ソリューション部門

オフィスプロダクト事業では、アジア・オセアニア地域において特に中国での販売が好調に推移したことに加え、平成28年12月より国内、アジア・オセアニア地域で販売を開始した、各種クラウドサービスと連携するA3フルカラー複合機「ApeosPort- VI C/DocuCentre- VI C」シリーズの販売が堅調に推移しました。国内では前年度の国内大手コンビニエンスストアでのマルチコピー機の入れ替えに対する反動等から販売台数が減少、欧米向け輸出においてはモノクロ複合機を中心として販売台数が減少しましたが、オフィスプロダクト事業全体の販売台数は前年度並みとなりました。

オフィスプリンター事業では、主に欧米向け輸出で販売台数が減少しました。

プロダクションサービス事業では、アジア・オセアニア地域及び欧米向け輸出台数が減少したため、全体としては販売台数が減少したものの、国内では基幹業務出力向けプリンターの販売が好調に推移し、販売台数が増加しました。

グローバルサービス事業は、アジアローカル通貨安の影響を受け売上が減少したものの、国内及びアジア・オセアニア地域ともにマネージド・プリント・サービス（MPS）ビジネスが堅調に推移しました。

本部門の連結売上高は、欧米向け輸出の売上がオフィスプリンター事業を中心に減少したことに加え、アジアローカル通貨安によるマイナス影響（57,143百万円）等により、1,080,876百万円（前年度比7.2%減）となりました。営業利益は、欧米向け輸出の減少や為替の円高によるマイナス影響等により、82,683百万円（前年度比6.0%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」と記述します。）は、投資活動による116,439百万円の減少や、為替変動による影響等があったものの、営業活動により288,619百万円、財務活動により111,290百万円増加したことにより、前連結会計年度末より275,061百万円増加し、当連結会計年度末におきまして875,958百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の営業活動により得られた資金は288,619百万円となり、前連結会計年度と比較して65,140百万円（29.1%）増加しておりますが、これは受取債権の回収額が増加したことや未払法人税等及びその他負債の支払額が減少したこと等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の投資活動に使用した資金は116,439百万円となり、前連結会計年度と比較して40,881百万円（26.0%）減少しておりますが、これは前連結会計年度においてCDI社の事業買収があったこと等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の財務活動により得られた資金は111,290百万円となり、前連結会計年度と比較して282,955百万円（前連結会計年度は171,665百万円の支出）増加しておりますが、これは長期債務による調達を行ったことや自己株式の取得による支出が減少したこと等によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの生産・販売品目は多種多様であり、同種の製品であっても、その容量・構造・形式等は必ずしも一様ではなく、また、受注生産形態は基本的にとっておらず、セグメント毎に生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことは行っておりません。

販売の状況につきましては、「1 業績等の概要」の記載に含めております。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 当面の対処すべき課題の内容

当社グループは、コア事業であった写真フィルムの需要が激減した2000年以降、事業構造の転換を積極的に進め、安定的に利益やキャッシュを創出できる経営基盤を構築し、新たな成長フェーズに入りました。平成26年には、中期経営計画「VISION2016」を策定し、重点領域である「ヘルスケア」「高機能材料」「ドキュメント」事業分野を中心に成長戦略を展開するとともに積極的にM&Aを行い、次の成長に向けて必要な技術や資産を獲得しました。

平成29年度は、英国のEU離脱や移民問題等数々の課題を抱える欧州市場、新政権の今後の政策やその影響に留意が必要な米国市場、中国をはじめとした新興国経済の動向等、地政学的リスクも含め先行きの見えない不安定な状況が続き、厳しい経済環境の一年となることが予想されますが、これまで蓄積した技術やノウハウ、人材等の資産を活用し、さらに戦略的な飛躍を遂げるために、「新規事業の利益貢献」「グローバル展開の加速」「効率的な経営」の三つを重点課題として取り組み、企業価値を向上していきます。

「新規事業の利益貢献」について、戦略的なM&Aと社内組織・リソースの柔軟な再編を組み合わせ、新たなビジネス領域に進出し、その成長を加速していきます。特にヘルスケア分野では、再生医療、創薬の領域を中心に積極的にM&Aを進めていきます。平成29年4月に再生医療で重要な役割を果たす「培地・サイトカイン」に高い技術を持つ和光純薬工業(株)を当社グループに加えしました。これにより、iPS細胞の開発・製造のリーディングカンパニーであるCellular Dynamics International, Inc.や自家培養軟骨や皮膚を提供する(株)ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング、そして「足場材」で強みを持つ富士フィルム(株)とあわせ、再生医療の重要な三要素である「細胞」「培地・サイトカイン」「足場材」を当社グループ内で一体として開発できる体制が整いました。再生医療製品の開発加速、再生医療の事業領域の拡大を図るとともに、官・学との連携も強化し、再生医療の産業化に貢献していきます。創薬の分野では、開発中の抗がん剤「FF-10501」をはじめ、アルツハイマー型認知症治療薬「T-817MA」等、アンメットメディカルニーズに対応した新薬の開発を加速させるとともに、高い市場成長が見込めるバイオ医薬品のプロセス開発・製造受託を強化し、早期に収益化を図ります。また、経営の意思決定のさらなるスピードアップと、変化が激しい市場ニーズに迅速に対応するため、バイオCDMO事業部等新しい事業部を富士フィルム(株)に設置しました。独立した組織の下で、よりタイムリーな経営資源の投入を行い、事業成長を加速させ、新規事業の利益貢献を目指します。

「グローバル展開の加速」について、当連結会計年度に、当社は中国有数の複合企業である華潤(集団)有限公司と、また、富士フィルム(株)はロシア有数の製薬企業であるJSC R-Pharm(アールファーム)と事業提携を進めることを合意しました。今後協業を加速し、両社が持つ販売網や物流網等を活用することで、巨大な中国、ロシア市場でのビジネスを拡大していきます。研究・開発の領域では、日米欧に開設した「Open Innovation Hub」を通じて、ビジネスパートナーとともに新たな価値を「共創」し、画期的な製品・技術・サービスを生み出していきます。

「効率的な経営」について、研究・開発費の対投資効果の検証、開発・生産体制の再編、機器の原価低減や部品調達コストの削減に継続的に取り組み、収益性の向上を図ります。また、M&Aを通じて子会社化した富山化学工業(株)やFUJIFILM Diosynth Biotechnologies U.S.A., Inc.等の生産ラインに富士フィルム(株)の高い生産技術を導入することで、生産性の向上とコストダウンを実現しています。今後これらの活動を継続強化するとともに、新たに連結子会社化した和光純薬工業(株)へも展開することで事業の収益性を向上させていきます。日米欧に設置されたシェアードサービス拠点を通じて、当社グループ各社の事業推進力を高めるとともに、継続的なコストダウンを実現していきます。働き方の変革活動「Work Style Innovation」を展開し、多様な社員一人ひとりが能力を発揮し、効率的な

働き方で成果を出す風土に変革することを目指します。

加えて、平成29年6月に制定した「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に基づいた活動により、コーポレートガバナンスをさらに充実させ、コンプライアンス・リスクマネジメントの強化を図るとともに、事業活動を通じて社会課題の解決に真摯に取り組むことで企業の社会的責任を果たし、社会全体の発展に貢献していきます。特に、富士ゼロックス(株)の海外子会社に関する不適切な会計処理及び取引に端を発した第三者委員会の調査結果を真摯に受け止め、多面的な施策を実施することで、再発防止に努めてまいります。具体的には、富士ゼロックス(株)の本社・経営管理機能の一部の当社への統合、経営幹部を含めたグループ内人材交流の一層の拡大、当社への報告体制を含めた富士ゼロックス(株)及びその子会社にかかる内部統制の見直し・再構築により、業務プロセスの透明化を図り、グループガバナンスを強化してまいります。

当社グループは、平成29年度の基本方針として「スピーディーにイノベティブな成果を出す」を掲げました。現場の業務プロセスを抜本的に見直し、イノベーションを起こすことで、あらゆる企業活動において生産性向上と効率化を進め、全事業における収益性向上に向けた取り組みを加速します。

(2)会社の支配に関する基本方針について

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

株主の皆様から経営を負託された当社取締役会は、その負託にお応えすべく、平素から当社グループの財務及び事業の方針を決定するにあたり、中長期的な視点に基づく持続的な成長を通じて、企業価値・株主共同の利益の確保及び向上を図ることがその責務であると考えております。この考え方に基づき、当社グループの企業理念のもと、「先進・独自の多様な技術力」と「グローバルネットワーク」、これらを下支えする「人材」と「企業風土」という当社グループの企業価値の源泉を伸張させること等により、企業価値の向上に努めてまいりました。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の源泉を理解し、中長期的な視点から当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。当社は、当社の支配権の獲得を目的とした買収提案がなされた場合、それを受け入れるか否かは最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えております。

株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社に買収者との十分な交渉機会を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものがあります。

当社は、当社株式の大量買付を行おうとする者が現れた場合は、株主の皆様のご判断に資するべく積極的な情報収集と適時開示に努めるとともに、当社の企業価値・株主共同の利益の確保及び向上を図るために、会社法及び金融商品取引法等の関係諸法令の範囲内で可能な措置を適切に講じてまいります。

4 【事業等のリスク】

当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものです。

(1) 経済情勢・為替変動による業績への影響

当社グループは、世界のさまざまなマーケットにおいて製品及びサービスを提供しており、連結ベースでの海外売上高比率は当連結会計年度において約59%です。世界各地の経済情勢、とりわけ為替レートの変動は業績に大きく影響を及ぼす可能性があります。

為替変動による業績への影響を軽減するため、米ドル、ユーロにおいて先物予約を中心としたヘッジを行っていますが、為替の変動の程度によって業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 市場競争状況

当社グループが関連する事業分野において、競合会社との競争激化による製品販売単価の下落、製品のライフサイクルの短縮化、代替製品の出現等が考えられます。これらは、売上高に影響を与え、また研究開発コストが増加する、営業権ほか無形固定資産の評価見直しを行う等、結果的に利益の減少に結びついていく可能性があります。今後も、新たな技術に裏付された製品・サービスの研究開発とこれをサポートするマーケティング活動を継続的に実施してまいりますが、その成否によっては業績に影響を及ぼす可能性が考えられます。

(3) 特許及びその他の知的財産権

当社グループは、さまざまな特許、ノウハウ等の知的財産権を保有し、競争上の優位性を確保していますが、将来、特許の権利存続期間の満了や代替技術等の出現に伴って、優位性の確保が困難となることが起こり得ます。

当社グループが関連する幅広い事業分野においては、多数の企業が高度かつ複雑な技術を保有しており、また、かかる技術は著しい勢いで進歩しています。事業を展開する上で、他社の保有する特許やノウハウ等の知的財産権の使用が必要となるケースがありますが、このような知的財産権の使用に関する交渉が成立しないことで業績に影響を及ぼす可能性があります。また、他社の権利を侵害することがないように常に注意を払って事業展開をしておりますが、訴訟に巻き込まれるリスクを完全に回避することは難しいのが実情です。このような場合、係争費用や敗訴した場合の賠償金等の負担により、業績に影響を及ぼす可能性も考えられます。

(4) 公的規制

当社グループが事業を展開している地域においては、事業・投資等の許認可、輸出入に関する制限や規制等、さまざまな政府規制を受けています。また、通商、公正取引、特許、消費者保護、租税、為替管理、環境関連、薬事関連等の法規制もを受けています。

万一、規制に抵触した場合、制裁金等が課される可能性があり、さらに、今後規制が強化されたり、大幅な変更がされたりすることが考えられ、その場合、当社グループの活動の制限や、規制遵守のため、あるいは規制内容の改廃に対応するためのコストが発生する可能性も否定できません。従って、これらの規制は当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5)生産活動

当社グループの生産活動において、自然災害又は人災、原材料・部品等の供給元の製造中止、その他要因による混乱等により当社グループ製品の供給が妨げられたり、重大な設備故障が発生したりする可能性があります。また、原材料・部品等の価格高騰により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、厳しい品質管理基準に従い各種製品を生産しておりますが、将来にわたり製品に欠陥が発生する可能性がないとは言えず、万一、リコール等の事態が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6)情報システム

当社グループは、さまざまな情報システムを使用して業務を遂行しており、適切なシステム管理体制の構築やセキュリティ対策を行っておりますが、停電、災害、不正アクセス等の要因により、情報システムの障害や個人情報の漏えい、改ざん等の事態が起こる可能性があります。これらにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7)大規模災害

当社グループは、世界各地で生産・販売等の事業活動を行っております。このため、地震、台風、洪水といった大規模な自然災害に見舞われた場合や、火災、テロ、戦争、新型インフルエンザ等の感染症の蔓延といった要因により、事業活動に支障をきたし、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8)構造改革

当社グループは、今後も、経営効率の向上に向けて、コスト削減や資産圧縮を図る等の諸施策を講じていく方針です。この進展状況によって組織や事業・業務の見直しにより一時的に多額の経費が発生し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1)相互に技術を供与している契約

契約会社名	相手方の名称	契約内容	契約期間
富士ゼロックス㈱ (連結子会社)	Xerox Corporation (米国)	ゼログラフィー製品及びその他の製品に関する 技術・商標等のクロスライセンス	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで

(2)外国会社への技術輸出契約

契約会社名	相手方の名称	契約内容	契約期間
富山化学工業㈱ (連結子会社)	Merck Sharp & Dohme Corp (注) (米国)	ニュータイプのキノロン系抗菌薬「T-3811」の 特許及びノウハウについての実施契約並びにパ ルク供給契約	平成16年6月22日から 対象特許の満了日まで
	MSD International Holdings GmbH (注) (スイス)		

(注) Schering Corporation(米国)はMerck Sharp & Dohme Corp との合併(平成24年5月)により、社名がMerck Sharp & Dohme Corp となっております。

Schering-Plough Limited(スイス)は組織変更により、社名をMSD International Holdings GmbH に変更しております。

(3)国内会社との取引契約

契約会社名	相手方の名称	契約内容	契約期間
富山化学工業㈱ (連結子会社)	アステラス製薬㈱	ニュータイプの経口用キノロン系抗菌薬「T-3811」の特許及びノウハウについて国内における実施権供与、共同開発、並びに販売権の供与	平成18年3月31日から 対象特許の満了日まで

(4)買収に関する契約

当社の完全子会社である富士フィルム㈱(以下、「富士フィルム」と記述します。)は、平成28年12月15日の取締役会において、総合試薬メーカーの和光純薬工業㈱(以下、「和光純薬」と記述します。)の普通株式を金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)に基づく公開買付けにより取得することを決定いたしました。

同日において富士フィルムは、武田薬品工業㈱との間で、同社グループが公開買付け開始日において所有する和光純薬の普通株式のすべてを本公開買付けに応募する旨の契約を締結しました。本公開買付けは平成29年2月27日より開始し、平成29年4月3日をもって終了しております。

6 【研究開発活動】

当社グループは、写真感光材料やドキュメント等の事業で培った材料化学、光学、解析、画像等の幅広い基盤技術のもと、機能性材料、ファインケミカル、エレクトロニクス、メカトロニクス、生産プロセス等の技術領域で多様なコア技術を有しています。現在、さまざまな分野でビジネスを展開している当社グループでは、これらの基盤技術とコア技術を融合した商品設計によって、重点事業分野への研究開発を進める一方、将来を担う新規事業の創出も進めています。

富士フィルム(株)は、平成29年4月に総合試薬メーカーである和光純薬工業(株)を連結子会社化しました。今後、和光純薬とのシナジー創出により、既存ビジネスの最大化、競争力の高い新規製品の開発・提供等を通じて、ヘルスケア、高機能材料のさらなる事業成長を図っていきます。また、富士フィルム(株)、富士ゼロックス(株)及び富山化学工業(株)等のグループシナジーを強化するとともに、他社とのアライアンス、M&A及び産官学との連携を強力に推進し、新たな成長軌道を確立していきます。さらに、これまで富士フィルムグループが開発してきた優れた材料・製品を支える基盤技術やコア技術、開発中の新しい技術・材料・製品を直接触れていただきながら、ビジネスパートナーにソリューションを提案する施設「Open Innovation Hub」には、開設以来、日・米・欧3拠点合わせて延べ約1,500社・8,000名が来訪しました。ビジネスパートナーが持つ課題やアイデア、潜在的なニーズと自社の技術を結びつけ、画期的な新しい製品・技術・サービスを生み出す「共創」活動が活発に行なわれています。

当連結会計年度における研究開発費の総額は160,232百万円（前年度比1.7%減）、売上高比6.9%となりました。各セグメントに配賦していない汎用性の高い上記基盤技術の強化、新規事業創出のための基礎研究費は24,383百万円です。

当連結会計年度の主な研究開発の成果は次のとおりであります。

(1)イメージング ソリューション部門

フォトイメージング事業では、インスタントカメラinstax“チェキ”シリーズで初めてデジタルイメージセンサーとデジタル画像処理技術を搭載し、写真画質の大幅な向上及びプリント出力前の画像編集・加工を実現したハイブリッドインスタントカメラ「instax SQUARE SQ10」を開発し、発売しました。

光学・電子映像事業では、35mmフルサイズイメージセンサーの約1.7倍となる大型サイズ（43.8×32.9mm）のイメージセンサーを搭載した中判ミラーレスデジタルカメラ「FUJIFILM GFX 50S」と、大口径の専用交換レンズ「フジノン GFレンズ」3種を開発し、発売しました。「FUJIFILM GFX 50S」は、有効画素数5140万画素の「FUJIFILM Gフォーマット」センサー、高速画像処理エンジン「X-Processor Pro」、独自の色再現技術、「フジノン GFレンズ」との組み合わせで、富士フィルム史上最高画質を実現するハイエンドミラーレスデジタルカメラです。また、独自の色再現技術で卓越した写真画質を実現した「Xシリーズ」の最新モデルとして、高い機動性と優れた操作性を発揮する小型軽量ボディに、2430万画素のAPS-Cサイズ「X-Trans™ CMOS」センサーと高速画像処理エンジン「X-Processor Pro」を搭載したミラーレスデジタルカメラ「FUJIFILM X-T20」を開発、発売しました。さらに、4K対応の放送用ズームレンズとして小型・軽量のポータブルズームレンズ「FUJINON UA18×5.5」と「FUJINON UA14×4.5」を開発し、発売しました。「FUJINON UA18×5.5」は、質量約2.04kgながら、広角5.5mmから望遠100mmまでの焦点距離を1本でカバーし、報道や、各種番組制作のロケ等の機動力が必要とされる撮影現場にも対応します。「FUJINON UA14×4.5」は、全長約238.5mmの小型ボディで、超広角4.5mmの焦点距離を活かし、スポーツ中継や、各種番組制作のロケ等で奥行きのある臨場感溢れる映像を撮影することが可能です。

本部門の研究開発費は、8,190百万円となりました。

(2)インフォメーション ソリューション部門

メディカルシステム事業では、携帯型超音波画像診断装置「SonoSite Edge II」とフルフラット型超音波画像診断装置「SonoSite SII」の2製品を開発し、発売しました。「SonoSite Edge II」は、圧電素子の周辺設計を工夫することで、高精細な画像を実現する独自のデバイス技術「DirectClear

™」をプローブに搭載し、超音波が届きにくい体内深部も鮮明に観察することが可能です。

「SonoSite SII」は、モニターと操作部を一体化し、さらにタッチパネルを採用することで、高い操作性を実現しています。また、小型化と従来機比約5分の1の軽量化を実現した画期的な超軽量移動型デジタルX線撮影装置「FUJIFILM DR CALNEO AQRO」を開発し、発売しました。本製品は、高画質なX線撮影が可能であることに加え、小型・軽量で機動性にも優れ、救急、集中治療室といったスペースが限られる医療現場でも素早い検査や画像確認といった最適なワークフローを提供します。さらに、光源に波長の異なる2種類のレーザーを用いた内視鏡システム「LASEREO」シリーズの新たなラインアップとして、「LASEREO 7000システム」、下部消化管用スコープ「EC-L600MP7」を開発し、発売しました。「LASEREO 7000システム」は、レーザー制御技術をさらに進化させることで、粘膜表層の血管や構造の観察に適したBLI機能を使用して中景・遠景を観察する際の視認性を高め、より精細な観察をサポートします。「EC-L600MP7」は、スクリーニング検査に適した先端部径11.1mmの細径スコープです。スコープ軟性部の硬さを任意に調整できる硬度調整機能を搭載し、スコープ先端部を大腸の深部までスムーズに挿入でき、大腸の内視鏡検査において、患者の身体的苦痛の軽減が期待されます。

医薬品事業では、バイオ医薬品のプロセス開発・製造受託事業をさらに拡大するために、米国においては、FUJIFILM Diosynth Biotechnologies Texas, LLCが、生産能力増強のために、米国政府の助成を得て約100億円をかけて建設を進めてきた生産棟が完成し、今後、約30億円を投じてバイオ医薬品の生産に必要な設備を導入し、平成30年初めに稼働させる予定です。また英国では、FUJIFILM Diosynth Biotechnologies UK Limited に、約10億円をかけてバイオ医薬品の生産プロセスの開発拠点を増設します。新拠点には、医薬品の成分等を高速で自動分析できる最先端機器や培養・精製の小スケール実験が全自動で行える最新鋭設備等を導入し、独自の高生産性細胞作製技術「Apollo™」と組み合わせて、顧客ニーズに応じた高効率な生産プロセスをスピーディーに開発します。同拠点の開設は、平成29年夏を予定しています。また、富士フイルムRIファーマ(株)は、悪性腫瘍、虚血性心疾患及びびんかんの診断を目的としたPET検査用放射性医薬品「フルデオキシグルコース(18F)静注

「FRI」」の製造販売承認を取得しました。「フルデオキシグルコース(18F)静注「FRI」」は、より柔軟に検査予定時刻を設定でき、また検査に必要な放射能を過不足なく適切に投与することが可能となるよう、製造時に1バイアル中の放射能を一定の範囲内で調整して提供する放射性医薬品です。これにより臨床現場での利便性の向上や不要な被ばくの低減に貢献することが期待されます。

再生医療事業では、iPS細胞の開発・製造のリーディングカンパニーである米国Cellular Dynamics International, Inc. (以下、「CDI社」と記述します。)が、米国国立眼科研究所と、他家iPS細胞由来の網膜色素上皮細胞を用いた加齢黄斑変性の治療に関する共同研究開発契約を締結しました。またCDI社は、世界で初めてiPS細胞から視細胞への分化誘導法を確立した網膜疾患治療の世界的権威であるDr. David Gammと、他家iPS細胞を用いた網膜疾患の治療法を開発する新会社Opsis Therapeutics, LLC. (以下、「Opsis Therapeutics」と記述します。)を米国に設立しました。今後Opsis Therapeuticsは、他家iPS細胞を用いた網膜疾患の治療法を開発を進め、本治療法に必要な網膜色素上皮細胞と視細胞を組み合わせた再生医療製品を上市することで、再生医療の事業化を推進していきます。富士フイルム(株)は、他家iPS細胞由来の間葉系幹細胞を効率的に大量生産できる技術を確立しているオーストラリアの再生医療ベンチャーCynata Therapeutics Limited (以下、「Cynata社」と記述します。)への出資を行い、Cynata社は平成29年5月にCDI社が提供した他家iPS細胞由来の間葉系幹細胞を用いた再生医療製品の臨床試験を開始しました。

ライフサイエンス事業では、「ASTALIFT」、「ASTALIFT WHITE」両シリーズの化粧水をリニューアル発売しました。「ASTALIFT」の化粧水である「アスタリフト モイストローション」には、「アスタキサンチン」と「ビタミンA」を組み合わせ、粒子径を世界最小クラス(平成28年5月16日現在 富士フイルム(株)調べ)にナノ乳化した独自成分「ナノビタミンAx」と、その効果をサポートする「コラーゲンペプチド」で構成された複合成分「CLリフレッシュ」を配合しました。「ASTALIFT WHITE」の化粧水である「アスタリフト ホワイト ブライトローション」には、美白有効成分「アルブチン」に加え、シリーズ共通の美容成分「ナノAMA」と、くすみをケアする「フェルラ酸」を組み

合わせた複合成分「ナノAMA+」を配合しました。また、「飲むアスタキサンチン」シリーズから、「飲むアスタキサンチン すっとねリッチ クロセチンプラス」を発売しました。「アスタキサンチン」に加えて、「クチナシ由来クロセチン」を配合し、健康な睡眠をサポートするだけでなく、肌の潤いも守る機能性表示食品です。

記録メディア事業では、一般財団法人 省エネルギーセンターが主催する平成28年度「省エネ大賞」において、大容量磁気テープを使った省エネルギー型ビジネスモデルである「テープアーカイブアライアンス」が「製品・ビジネスモデル部門」で「資源エネルギー庁長官賞」を受賞しました。このビジネスモデルをデータアーカイブストレージシステム「d:ternity(ディターニティ) オンサイト アーカイブ」として提供を開始しました。

グラフィックシステム事業では、完全無処理サーマルCTPプレート「SUPERIA ZD」を開発し、発売しました。「SUPERIA ZD」は、支持体表面処理技術「MGZ(Multi Grain Z)」やUVインクに対応するための「HDN(Hyper Dimension Networking)」技術の搭載により耐刷性が向上、「s-HDS(super Hydro Discrimination Surface)」技術により汚れにくさ、水幅の拡大を実現しました。また、超高速四六全サーマルデジタルプレートセッター「LuxeI PLATESETTER T-9800HDN E/S/X」を開発し、発売しました。高感度サーマルCTPプレートとの組み合わせにより、「70版/時」の出力スピードを実現しました。

本部門の研究開発費は、66,194百万円となりました。

当社グループにおける新薬開発状況は以下のとおりです。(平成29年6月現在)

開発番号	薬効・適応症	剤形	地域	状況
T-705	抗インフルエンザウィルス薬	経口	米国	Ph 実施中
T-3811	キノロン系合成抗菌薬	経口	中国	承認申請中
T-2307	抗真菌薬	注射	米国	Ph 終了
T-817MA	アルツハイマー型認知症治療薬	経口	米国 日本	Ph 実施中 Ph 実施中
T-4288	マクロライド系抗菌薬	経口	日本	Ph 実施中
ITK-1	去勢抵抗性前立腺がん治療薬	注射	日本	Ph 実施中
FF-10501	再発・難治性骨髄異形性症候群治療薬	経口	日本 米国	Ph 終了 Ph 実施中
FF-10502	進行・再発膵がん/卵巣がん治療薬	注射	米国 欧/日	Ph 実施中 Ph 準備中
FF-21101	進行・再発非小細胞肺癌/膵がん治療薬 (Armed抗体)	注射	米国 欧/日	Ph 実施中 Ph 準備中
F-1311	前立腺がん診断薬(放射性医薬品)	注射	日本	Ph 実施中
FF-10101	再発・難治性急性骨髄性白血病治療薬	経口	米国	Ph 準備中
FF-10102	自己免疫疾患治療薬	経口	米/欧/日	非臨床試験実施中

(3)ドキュメント ソリューション部門

オフィス市場向けには、一人ひとりが高いパフォーマンスを発揮できる多様な働き方を可能にする富士ゼロックス(株)の新コンセプト「Smart Work Gateway」を発表しました。コンセプト実現に向け、自社・他社クラウドサービスとの連携や、新たなユーザーエクスペリエンスを提供するデジタルカラー複合機「ApeosPort-VI C」8機種及び「DocuCentre-VI C」シリーズ8機種を、中国を含むアジア太平洋地域と日本で発売開始しました。中小規模事業所市場向けには、モバイル端末と連携し、窓口や店頭で便利に使えるA4カラープリンター複合機「DocuPrint CM310 z/DocuPrint CM210 z」及び、A4カラープリンター「DocuPrint CP310 dw/DocuPrint CP210 dw」を発売しました。エンタープライズプロダクションカラー市場向けには、新開発「フィニッシャーD6」等、新たな後加工オプションをラ

インナップに追加し、オンデマンドプリントの多彩な製本ニーズと高まる製本品質へのニーズに応える「Versant 3100 Press」「Versant 180 Press」を発売しました。

ソリューション・サービス関連では、中小規模事業所の各種申請や報告業務を効率化するため、富士ゼロックス㈱のドキュメントハンドリングソフトウェア「DocuWorks」を活用した「申請・報告ソリューション」の提供を開始しました。また、人材開発システムの構築とコンテンツ制作を支援する中小企業向けクラウドサービス「SkyDesk Mixed Learning」の提供を開始しました。さらに、慶應義塾大学と内部構造・色・材料・接合強度情報を全て保持した世界初の3Dプリント用データフォーマット「FAV」を共同研究し、仕様を公開しました。「FAV」をデファクトスタンダードとすべく、3Dプリンターを活用した新しいものづくり環境をお客様と一緒に実現していきます。

本部門の研究開発費は、61,465百万円となりました。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 資本の財源及び資金の流動性

営業活動により獲得したキャッシュは、前年度に対し651億円増加し、2,886億円の収入となりました。当連結会計年度では、前年度に比べ、受取債権の回収額の増加や未払法人税等及びその他負債の支払額の減少等の増加要因がありました。

投資活動により使用したキャッシュは、前年度に対し409億円減少し、有形固定資産の購入等に伴う支出により1,164億円となりました。

財務活動により獲得したキャッシュは、長期債務による資金調達等により、1,113億円となりました。

これらの活動の結果に加えて、為替変動による影響で、現金及び現金同等物の残高は、前年度末に対し2,751億円増加し、8,760億円となりました。

・連結キャッシュ・フロー指標

	前連結会計年度	当連結会計年度
株主資本比率(%)	60.8	57.8
時価ベースの株主資本比率(%)	60.5	53.9
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(年)	1.6	1.9
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	51.1	60.2

(注)株主資本比率 : 株主資本 / 総資産
 時価ベースの株主資本比率 : 株式時価総額(期末株価終値×期末発行済株式数*) / 総資産
 *自己株式を除く
 キャッシュ・フロー対有利子負債比率 : 有利子負債(社債、短期・長期借入金) / 営業キャッシュ・フロー
 インタレスト・カバレッジ・レシオ : 営業キャッシュ・フロー / 利払い(支払利息)

(2) 経営成績

売上高

当連結会計年度の売上高は、前年度の2兆4,604億円に対し、1,382億円減少し、2兆3,222億円(前年度比5.6%減)となりました。国内売上高は9,627億円(前年度比2.1%減)、海外売上高は1兆3,595億円(前年度比7.9%減)となりました。実績為替レートは108円/米ドル(前年度比12円高)、119円/ユーロ(前年度比14円高)となりました。

イメージングソリューション部門は、為替の円高によるマイナス影響等により、売上は減少しました。インフォメーションソリューション部門は、フラットパネルディスプレイ材料事業や電子材料事業等で売上を伸ばしたものの、為替の円高によるマイナス影響等により、売上は減少しました。ドキュメントソリューション部門は、欧米向け輸出の売上がオフィスプリンター事業を中心に減少したことに加え、アジアローカル通貨安によるマイナス影響等により、売上は減少しました。

営業費用及び営業利益

販売費及び一般管理費は、前年度の6,250億円に対し269億円減少し、5,981億円（前年度比4.3%減）となりました。販売費及び一般管理費の売上高に対する比率は25.8%でした。

研究開発費は、前年度の1,630億円に対し28億円減少し、1,602億円（前年度比1.7%減）となりました。研究開発費の売上高に対する比率は6.9%でした。

営業利益は、前年度の1,806億円に対し、各事業における売上高の減少等により83億円減少し、1,723億円（前年度比4.6%減）となりました。

イメージングソリューション部門の営業利益は、前年度の320億円に対し48億円増加し、368億円となりました。これは、為替の円高による売上減少の影響を受けたものの、各事業の収益性が改善したことによるものです。インフォメーションソリューション部門の営業利益は、前年度の907億円に対し77億円減少し、830億円となりました。これは、為替の円高による売上減少等によるものです。また、ドキュメントソリューション部門の営業利益は、前年度の879億円に対し52億円減少し、827億円となりました。これは、為替の円高によるマイナス影響や欧米向け輸出の減少等によるものです。

営業外損益及び税金等調整前当期純利益

営業外収益及び費用は、投資有価証券売却益を計上したこと等により、前年度16億円の営業外収益に対し209億円増加し、225億円の営業外収益となりました。

税金等調整前当期純利益は、前年度の1,822億円に対し126億円増加し、1,948億円となりました。

法人税等

法人税等は、前年度の484億円に対し43億円減少し、441億円となりました。

持分法による投資損益及び非支配持分帰属損益

持分法による投資損益は、前年度3億円の損失に対し損失が32億円増加し、35億円の損失となりました。

非支配持分帰属損益は、主として富士ゼロックス㈱及びその子会社の非支配持分に帰属する利益です。前年度の171億円に対し14億円減少し、157億円となりました。

当社株主帰属当期純利益

当社株主帰属当期純利益は、前年度の1,164億円に対し151億円増加し、1,315億円となりました。基本的1株当たり当社株主帰属当期純利益は、前年度の250.03円に対し、296.27円となりました。また、希薄化後1株当たり当社株主帰属当期純利益は、前年度の249.20円に対し、295.22円となりました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の当社グループは、高成長製品の生産能力増強、製造設備の合理化、省力化並びに環境保全を主目的として、総額71,805百万円の設備投資を実施いたしました。

設備投資(有形固定資産受入ベースの数値)の内訳は次のとおりであります。

	当連結会計年度
イメージング ソリューション	10,333百万円
インフォメーション ソリューション	40,139
ドキュメント ソリューション	20,021
小計	70,493
全社	1,312
合計	71,805

(注) 金額には消費税等を含みません。

セグメント毎の投資内容は、次のとおりであります。

なお、設備投資資金は主として自己資金によるものであります。

また、重要な設備の除売却はありません。

(イメージング ソリューション部門)

生産能力増強のための設備投資と合理化・省力化・環境保全のための設備投資であります。

(インフォメーション ソリューション部門)

生産能力増強のための設備投資と合理化・省力化・環境保全のための設備投資であります。

(ドキュメント ソリューション部門)

生産能力増強のための設備投資と合理化・省力化・環境保全のための設備投資であります。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成29年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及びその 他の有形 固定資産	土地 (面積千㎡)	建設 仮勘定	合計	
富士フィルムホールディングス 株 (東京都港区)	全社管理統括	その他設備	519	76	-	-	597	112

(2) 国内子会社

平成29年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及びその 他の有形 固定資産	土地 (面積千㎡)	建設 仮勘定	合計	
富士フィルム株 本社地区 (東京都港区 他)	イメージング ソリューション インフォメーション ソリューション	販売・その他 設備	9,085	2,326	13,385 (387)	671	25,467	802
富士フィルム株 足柄地区 (神奈川県南足柄市 他)	"	写真感光材料・ フラットパネルデ ィスプレイ材料 生産設備他	33,796	23,327	3,307 (631)	352	60,783	948
富士フィルム株 小田原地区 (神奈川県小田原市 他)	"	記録メディア・ フラットパネルデ ィスプレイ材料 生産設備他	12,019	7,199	399 (131)	638	20,256	419
富士フィルム株 富士宮地区 (静岡県富士宮市)	"	医療用フィルム 生産設備他	10,851	4,259	1,089 (454)	250	16,449	326
富士フィルム株 吉田地区 (静岡県榛原郡)	インフォメーション ソリューション	印刷材料 生産設備他	4,326	3,459	2,246 (455)	23	10,054	202
富士フィルム株 開成地区 (神奈川県足柄上郡)	"	研究開発設備	7,248	4,287	1,238 (61)	575	13,349	1,273
富士フィルム株 大宮地区 (埼玉県さいたま市 他)	イメージング ソリューション	光学機器 生産設備他	1,960	2,155	2,360 (264)	264	6,739	483
富士ゼロックス株 (東京都港区 他)	ドキュメント ソリューション	事務機器 生産・販売・ 研究開発設備他	53,769	38,629	29,031 (811)	3,379	124,809	8,097
富士フィルムメディカル株 (東京都港区 他)	インフォメーション ソリューション	販売設備・賃貸 設備	2,778	1,654	7,136 (44)	6	11,574	1,257
富士ゼロックスマニファク チュアリング株 (三重県鈴鹿市 他)	ドキュメント ソリューション	事務機器 生産設備	2,142	1,688	1,326 (133)	87	5,243	1,305
富山化学工業株 (東京都新宿区 他)	インフォメーション ソリューション	医薬品 生産設備	9,020	5,122	12,023 (233)	1	26,166	447

(3) 海外子会社

平成29年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及びその 他の有形 固定資産	土地 (面積千㎡)	建設 仮勘定	合計	
FUJIFILM Manufacturing U.S.A., Inc. (米国)	イメージング ソリューション インフォメーション ソリューション	写真感光材料・ 印刷材料 生産設備他	5,037	2,517	481 (2,232)	591	8,626	698
FUJIFILM Diosynth Biotechnologies U.S.A., Inc. (米国)	インフォメーション ソリューション	バイオ医薬品 生産・研究開発 設備	3,647	2,976	812 (369)	9,409	16,844	516
FUJIFILM Electronic Materials U.S.A., Inc. (米国)	インフォメーション ソリューション	電子材料 生産・販売設備	2,105	5,518	374 (388)	1,886	9,883	415
FUJIFILM Manufacturing Europe B.V. (オランダ)	イメージング ソリューション インフォメーション ソリューション	写真感光材料・ 印刷材料 生産設備他	3,576	7,578	1,516 (603)	373	13,043	646
Fuji Xerox Hai Phong Co., Ltd. (ベトナム)	ドキュメント ソリューション	事務機器 生産設備	4,416	1,290	-	78	5,785	3,109
Fuji Xerox of Shenzhen Ltd. (中国)	"	事務機器 生産設備	2,293	5,275	-	137	7,705	6,482
Fuji Xerox Taiwan Corporation (中国)	"	消耗品等 生産設備	521	3,231	688 (9)	-	4,440	969

(注) 1 帳簿価額の「機械装置及びその他の有形固定資産」は、機械装置、車両運搬具、工具器具備品及びリース資産の合計であります。

2 現在休止中の主要な設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度後1年間における当社グループの設備投資(新規・拡充)は88,000百万円を計画しており、セグメント毎の内訳及び計画概要は次のとおりであります。

なお、経常的な設備の更新のための除売却を除き、重要な設備の除売却の計画はありません。

セグメントの名称	計画金額 (百万円)	設備計画の主な内容・目的	資金調達方法
イメージング ソリューション	10,500	生産能力の増強、製造設備合理化・省力化・環境保全	主として自己資金
インフォメーション ソリューション	54,500	生産能力の増強、製造設備合理化・省力化・環境保全	"
ドキュメント ソリューション	20,000	生産能力の増強、製造設備合理化・省力化・環境保全	"
小計	85,000	-	-
全社	3,000	-	-
合計	88,000	-	-

(注) 金額には消費税等を含みません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	800,000,000
計	800,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成29年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年7月31日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	514,625,728	514,625,728	東京証券取引所(市場第一 部)	単元株式数100株
計	514,625,728	514,625,728		

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

a. 富士フィルムホールディングス株式会社第 1 ノ 2 回新株予約権

(平成19年6月28日定時株主総会決議並びに平成19年7月27日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年6月30日)
新株予約権の数	134個	114個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	13,400株	11,400株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年9月4日～ 平成30年9月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,905円 資本組入額 2,453円 (注)1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり4,904円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役及び執行役員、並びに富士フィルム株式会社の取締役、執行役員及びフェローに対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり4,904円については各付与対象者の金銭報酬にかかる債権の対当額をもって相殺されています。

(注)2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」と記述します。)

は、平成19年度決算において当社業績目標である連結営業利益2,000億円以上を達成しない場合は新株予約権を行使することができないものとします。

(2) 新株予約権者は、割当日の翌日から3年を経過する日より新株予約権を行使できるものとします。

(3) 上記(2)に関わらず、新株予約権者は、以下に定める場合(但し、下記(注)3に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。但し、以下に定める事由の発生時点で、上記(1)に定める条件の達成が確定していない場合、当該条件の確定をその行使の条件とするものとします。

新株予約権者が、任期満了その他正当な理由に基づき当社及び富士フィルム株式会社の取締役、執行役員又はフェローのいずれの地位をも喪失した場合

当該地位喪失日の翌日から7年間

当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)

当該承認又は決定日の翌日から15日間

(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

(注) 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限り、）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとしてします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定します。

新株予約権者は、平成19年度決算において当社業績目標である連結営業利益2,000億円以上を達成しない場合は新株予約権を行使することができないものとしてします。

新株予約権者は、割当日の翌日から3年を経過する日より新株予約権を行使できるものとしてします。

上記 に関わらず、新株予約権者は、以下に定める場合（但し、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとしてします。但し、以下に定める事由の発生時点で、上記 に定める条件の達成が確定していない場合、当該条件の確定をその行使の条件とするものとしてします。

）新株予約権者が、任期満了その他正当な理由に基づき当社及び富士フィルム株式会社の取締役、執行役員又はフェローのいずれの地位をも喪失した場合

当該地位喪失日の翌日から7年間

）当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）

当該承認又は決定日の翌日から15日間

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとしてします。

b. 富士フィルムホールディングス株式会社第1ノ3回新株予約権

(平成19年6月28日定時株主総会決議並びに平成19年7月27日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年6月30日)
新株予約権の数	1,396個	1,356個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	139,600株	135,600株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり4,976円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年7月28日～ 平成29年7月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,976円 資本組入額 2,488円 (注)1	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者(新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有するもの)が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2	同左

(注)1 本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

(注)2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」と記述します。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」と記述します。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。
新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。当該調整後付与株式数を適用する日については、下記 の規定を準用します。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。更に、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。
株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

c. 富士フィルムホールディングス株式会社第2ノ2回新株予約権

(平成19年6月28日定時株主総会決議並びに平成20年8月28日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年6月30日)
新株予約権の数	668個	598個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	66,800株	59,800株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,981円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年8月29日～ 平成30年8月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,981円 資本組入額 1,491円 (注)1	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者(新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有するもの)が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2	同左

(注)1 本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

(注)2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」と記述します。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」と記述します。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。
新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。当該調整後付与株式数を適用する日については、下記 の規定を準用します。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。更に、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。
株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

d. 富士フィルムホールディングス株式会社第3ノ1回新株予約権

(平成21年6月26日定時株主総会決議並びに平成21年7月31日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年6月30日)
新株予約権の数	1,503個	1,468個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	150,300株	146,800株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年9月2日～ 平成51年9月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,775円 資本組入額 1,388円 (注)1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり2,774円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役及び執行役員、並びに富士フィルム株式会社の取締役、執行役員及びフェローに対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,774円については各付与対象者の金銭報酬にかかる債権の対当額をもって相殺されています。

(注)2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」と記述します。)は、上記新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及びフェローその他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」と記述します。)から7年間に限り、新株予約権を行使できるものとします。なお、新株予約権者(但し、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及びフェローその他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失していない者に限る。)と当社が個別に合意することにより、新株予約権の行使期間を権利行使開始日から暦日10日間に短縮することができるものとします。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の又はに定める場合(但し、については、下記(注)3に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権者が、平成50年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成50年9月1日から平成51年9月1日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日又は決議日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

(注) 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することに
ついての定めを設ける定款の変更承認の議案
- 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認
を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することに
ついての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）2 に準じて決定します。

e. 富士フィルムホールディングス株式会社第3ノ2回新株予約権

(平成21年6月26日定時株主総会決議並びに平成21年7月31日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年6月30日)
新株予約権の数	752個	734個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	75,200株	73,400株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,828円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年8月1日～ 平成31年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,828円 資本組入額 1,414円 (注)1	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者(新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有するもの)が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2	同左

(注)1 本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

(注)2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」と記述します。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」と記述します。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。さらに、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、上記発行価格に組織再編成行為の条件等を勘案の上決定します。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することに
ついての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

f. 富士フィルムホールディングス株式会社第4ノ1回新株予約権

(平成21年6月26日定時株主総会決議並びに平成22年12月24日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年6月30日)
新株予約権の数	1,860個	1,812個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	186,000株	181,200株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年2月1日～ 平成53年1月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,938円 資本組入額 1,469円 (注)1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり2,937円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役及び執行役員、並びに富士フィルム株式会社の執行役員及びフェローに対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,937円については各付与対象者の金銭報酬にかかる債権の対当額をもって相殺されています。

(注)2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」と記述します。)は、上記新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及びフェローその他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」と記述します。)から7年間に限り、新株予約権を行使できるものとします。なお、新株予約権者(但し、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及びフェローその他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失していない者に限る。)と当社が個別に合意することにより、新株予約権の行使期間を権利行使開始日から暦日10日間に短縮することができるものとします。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の又はに定める場合(但し、については、下記(注)3に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権者が、平成52年1月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成52年1月31日から平成53年1月31日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日又は決議日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

(注) 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合には限りません。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合には限りません。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合には限りません。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することに
ついての定めを設ける定款の変更承認の議案
- 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認
を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することに
ついての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）2 に準じて決定します。

g. 富士フィルムホールディングス株式会社第4ノ2回新株予約権

(平成21年6月26日定時株主総会決議並びに平成22年12月24日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年6月30日)
新株予約権の数	1,563個	1,540個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	156,300株	154,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,965円	同左
新株予約権の行使期間	平成24年12月25日～ 平成32年12月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,965円 資本組入額 1,483円 (注)1	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者(新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有するもの)が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2	同左

(注)1 本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社の執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

(注)2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」と記述します。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」と記述します。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。さらに、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、上記発行価格に組織再編成行為の条件等を勘案の上決定します。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

h. 富士フィルムホールディングス株式会社第5ノ1回新株予約権

(平成21年6月26日定時株主総会決議並びに平成24年3月2日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年6月30日)
新株予約権の数	2,699個	2,644個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	269,900株	264,400株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成24年4月3日～ 平成54年4月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,885円 資本組入額 943円 (注)1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり1,884円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり1,884円については各付与対象者の金銭報酬にかかる債権の対当額をもって相殺されています。

(注)2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」と記述します。)

は、上記新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」と記述します。)から7年間に限り、新株予約権を行使できるものとします。なお、新株予約権者(但し、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失していない者に限る。)と当社が個別に合意することにより、新株予約権の行使期間を権利行使開始日から暦日10日間に短縮することができるものとします。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の又はに定める場合(但し、については、下記(注)3に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権者が、平成53年4月2日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成53年4月2日から平成54年4月2日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日又は決議日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

(注) 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合には限りません。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合には限りません。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合には限りません。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することに
ついての定めを設ける定款の変更承認の議案
- 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認
を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することに
ついての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）2 に準じて決定します。

i. 富士フィルムホールディングス株式会社第5ノ2回新株予約権

(平成21年6月26日定時株主総会決議並びに平成24年3月2日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年6月30日)
新株予約権の数	113個	112個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	11,300株	11,200株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,012円	同左
新株予約権の行使期間	平成26年3月3日～ 平成34年3月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,012円 資本組入額 1,006円 (注)1	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者(新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有するもの)が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2	同左

(注)1 本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

(注)2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」と記述します。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」と記述します。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。さらに、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、上記発行価格に組織再編成行為の条件等を勘案の上決定します。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

j. 富士フィルムホールディングス株式会社第6ノ1回新株予約権

(平成21年6月26日定時株主総会決議並びに平成25年2月26日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年6月30日)
新株予約権の数	3,096個	3,028個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	309,600株	302,800株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成25年4月2日～ 平成55年4月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,758円 資本組入額 879円 (注)1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり1,757円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり1,757円については各付与対象者の金銭報酬にかかる債権の対当額をもって相殺されています。

(注)2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」と記述します。)

は、上記新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」と記述します。)から7年間に限り、新株予約権を行使できるものとします。なお、新株予約権者(但し、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失していない者に限る。)と当社が個別に合意することにより、新株予約権の行使期間を権利行使開始日から暦日10日間に短縮することができるものとします。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の又はに定める場合(但し、については、下記(注)3に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権者が、平成54年4月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成54年4月1日から平成55年4月1日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日又は決議日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

(注) 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）2 に準じて決定します。

k. 富士フィルムホールディングス株式会社第6ノ2回新株予約権

(平成21年6月26日定時株主総会決議並びに平成25年2月26日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年6月30日)
新株予約権の数	142個	140個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	14,200株	14,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,842円	同左
新株予約権の行使期間	平成27年2月27日～ 平成35年2月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,842円 資本組入額 921円 (注)1	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者(新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有するもの)が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2	同左

(注)1 本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

(注)2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」と記述します。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」と記述します。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。さらに、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、上記発行価格に組織再編成行為の条件等を勘案の上決定します。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

I. 富士フィルムホールディングス株式会社第7ノ1回新株予約権

(平成21年6月26日定時株主総会決議並びに平成26年2月27日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年6月30日)
新株予約権の数	2,181個	2,152個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	218,100株	215,200株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成26年4月2日～ 平成56年4月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,763円 資本組入額 1,382円 (注)1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり2,762円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,762円については各付与対象者の金銭報酬にかかる債権の対当額をもって相殺されています。

(注)2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」と記述します。)

は、上記新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」と記述します。)から7年間に限り、新株予約権を行使できるものとします。なお、新株予約権者(但し、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失していない者に限る。)と当社が個別に合意することにより、新株予約権の行使期間を権利行使開始日から暦日10日間に短縮することができるものとします。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の又はに定める場合(但し、については、下記(注)3に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権者が、平成55年4月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成55年4月1日から平成56年4月1日まで

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日又は決議日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

(注) 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記（注）2 に準じて決定します。

m. 富士フィルムホールディングス株式会社第7ノ2回新株予約権

(平成21年6月26日定時株主総会決議並びに平成26年2月27日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年6月30日)
新株予約権の数	213個	211個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	21,300株	21,100株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,803円	同左
新株予約権の行使期間	平成28年2月28日～ 平成36年2月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,803円 資本組入額 1,402円 (注)1	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者(新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有するもの)が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2	同左

(注)1 本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

(注)2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」と記述します。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」と記述します。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。さらに、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、上記発行価格に組織再編成行為の条件等を勘案の上決定します。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することに
ついての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

n. 富士フィルムホールディングス株式会社第8ノ1回新株予約権

(平成21年6月26日定時株主総会決議並びに平成27年2月26日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年6月30日)
新株予約権の数	1,821個	1,763個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	182,100株	176,300株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成27年4月2日～ 平成57年4月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,150円 資本組入額 2,075円 (注)1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり4,149円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり4,149円については各付与対象者の金銭報酬にかかる債権の対当額をもって相殺されています。

(注)2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」と記述します。)

は、上記新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」と記述します。)から7年間に限り、新株予約権を行使できるものとします。なお、新株予約権者(但し、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失していない者に限る。)と当社が個別に合意することにより、新株予約権の行使期間を権利行使開始日から暦日10日間に短縮することができるものとします。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の又はに定める場合(但し、については、下記(注)3に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権者が、平成56年4月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成56年4月1日から平成57年4月1日まで

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日又は決議日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

(注) 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記（注）2 に準じて決定します。

o. 富士フィルムホールディングス株式会社第8ノ2回新株予約権

(平成21年6月26日定時株主総会決議並びに平成27年2月26日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年6月30日)
新株予約権の数	225個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	22,500株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり4,205円	同左
新株予約権の行使期間	平成29年2月27日～ 平成37年2月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,205円 資本組入額 2,103円 (注)1	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者(新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有するもの)が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2	同左

(注)1 本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

(注)2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」と記述します。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」と記述します。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。さらに、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、上記発行価格に組織再編成行為の条件等を勘案の上決定します。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

p. 富士フィルムホールディングス株式会社第9ノ1回新株予約権

(平成21年6月26日定時株主総会決議並びに平成28年4月27日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年6月30日)
新株予約権の数	1,748個	1,698個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	174,800株	169,800株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成28年6月2日～ 平成58年6月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,372円 資本組入額 2,186円 (注)1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり4,371円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに当社子会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり4,371円については各付与対象者の金銭報酬にかかる債権の対当額をもって相殺されています。

(注)2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」と記述します。)

は、上記新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」と記述します。)から7年間に限り、新株予約権を行使できるものとします。なお、新株予約権者(但し、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失していない者に限る。)と当社が個別に合意することにより、新株予約権の行使期間を権利行使開始日から暦日10日間に短縮することができるものとします。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の又はに定める場合(但し、については、下記(注)3に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権者が、平成57年6月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成57年6月1日から平成58年6月1日まで

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日又は決議日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

(注) 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記（注）2 に準じて決定します。

q. 富士フィルムホールディングス株式会社第9ノ2回新株予約権

(平成21年6月26日定時株主総会決議並びに平成28年4月27日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年6月30日)
新株予約権の数	251個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	25,100株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり4,495円	同左
新株予約権の行使期間	平成30年4月28日～ 平成38年4月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,495円 資本組入額 2,248円 (注)1	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者(新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有するもの)が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2	同左

(注)1 本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに当社子会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

(注)2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」と記述します。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」と記述します。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。さらに、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、上記発行価格に組織再編成行為の条件等を勘案の上決定します。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することに
ついての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

r.富士フィルムホールディングス株式会社第10ノ1回新株予約権

(平成21年6月26日定時株主総会決議並びに平成29年4月27日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年6月30日)
新株予約権の数	-	1,633個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	-	163,300株
新株予約権の行使時の払込金額	-	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	-	平成29年6月2日～ 平成59年6月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	-	発行価格 3,956円 資本組入額 1,978円 (注)1
新株予約権の行使の条件	-	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	-	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	(注)3

(注)1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり3,956円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに当社子会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり3,956円については各付与対象者の金銭報酬にかかる債権の対当額をもって相殺されています。

(注)2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」と記述します。)

は、上記新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」と記述します。)から暦日10日間に限り、新株予約権を一括して行使するものとします。なお、新株予約権者は、本新株予約権以外に、当社株式を取得する新株予約権(株式報酬型ストックオプションに限り)であり、その権利行使の条件として、権利行使開始日から暦日10日間に限定したものと(以下「10日間型新株予約権」と記述します。)を保有する場合には、当該10日間型新株予約権についても本新株予約権の行使と同時に一括して行うものとします。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の又はに定める場合(但し、については、下記(注)3に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権者が、平成58年6月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成58年6月1日から平成59年6月1日まで

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日又は決議日の翌日から15日間

(3) 上記(1)に関わらず、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は相続人に承継され、当該相続人は、新株予約権を承継した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を一括して行使するものとします。なお、承継者は、本新株予約権以外に10日間型新株予約権を承継した場合には、当該10日間型新株予約権についても本新株予約権の行使と同時に一括して行うものとします。

(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

(注)3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る）承認の議案

特別支配株主による株式売渡請求承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記（注）2 に準じて決定します。

5. 富士フィルムホールディングス株式会社第10ノ2回新株予約権

(平成21年6月26日定時株主総会決議並びに平成29年4月27日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年6月30日)
新株予約権の数	-	235個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	-	23,500株
新株予約権の行使時の払込金額	-	1株当たり4,146円
新株予約権の行使期間	-	平成31年4月28日～ 平成39年4月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	-	発行価格 4,146円 資本組入額 2,073円 (注)1
新株予約権の行使の条件	-	新株予約権者(新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有するもの)が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	-	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	(注)2

(注)1 本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに当社子会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

(注)2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」と記述します。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」と記述します。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。さらに、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、上記発行価格に組織再編成行為の条件等を勘案の上決定します。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に 1 に満たない端数が生ずるものに限る）承認の議案
特別支配株主による株式売渡請求承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成18年1月1日(注)		514,625,728		40,363	4,599	63,636

(注) 株式交換に伴う自己株式の交付によるものであります。最近5事業年度に増減が無いため、直近の増減の記載をしております。

(6) 【所有者別状況】

平成29年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)		197	67	866	792	135	115,818	117,875	-
所有株式数 (単元)		1,755,390	114,182	288,133	1,628,384	814	1,355,753	5,142,656	360,128
所有株式数 の割合(%)		34.14	2.22	5.60	31.66	0.02	26.36	100.00	-

(注) 1 自己株式76,869,546株は、「個人その他」に768,695単元、「単元未満株式の状況」に46株含まれております。

2 上記「その他の法人」の中には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が3単元含まれております。

(7)【大株主の状況】

平成29年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11-3	31,554	6.13
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-11	29,496	5.73
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6-6	17,666	3.43
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1-2	10,478	2.03
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8-11	7,631	1.48
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8-11	7,582	1.47
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9	7,000	1.36
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリー ティ 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀 行)	アメリカ合衆国 ノースクインシー (東京都港区港南二丁目15-1)	6,992	1.35
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ ユーエス タックス エグゼンプテド ペン ション ファンズ (常任代理人 香港上海銀行東京 支店)	英国 ロンドン (東京都中央区日本橋三丁目11-1)	6,917	1.34
株式会社ダイセル	大阪府大阪市北区大深町3-1	6,327	1.22
計		131,646	25.58

(注) 上記のほか、当社は自己株式76,869千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合14.93%)を保有しております。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成29年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 76,869,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 437,396,100	4,373,961	
単元未満株式	普通株式 360,128		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	514,625,728		
総株主の議決権		4,373,961	

(注) 1 単元未満株式には次の株式が含まれております。

自己株式 当社所有46株

- 2 「完全議決権株式(その他)」の中には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が300株含まれております。また、議決権の数(個)の中には、同社名義の完全議決権株式に係る議決権数(3個)が含まれております。

【自己株式等】

平成29年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式の 合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 富士フィルムホールディングス株式会社	東京都港区 西麻布二丁目26 30	76,869,500	-	76,869,500	14.93
計		76,869,500	-	76,869,500	14.93

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

富士フィルムホールディングス株式会社第1ノ2回新株予約権

決議年月日	平成19年6月28日定時株主総会並びに平成19年7月27日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役・執行役員11名及び富士フィルム株式会社取締役・執行役員・フェロー19名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

富士フィルムホールディングス株式会社第1ノ3回新株予約権

決議年月日	平成19年6月28日定時株主総会並びに平成19年7月27日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役・執行役員11名、重要な使用人2名及び富士フィルム株式会社取締役・執行役員・フェロー22名、重要な使用人25名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

富士フィルムホールディングス株式会社第2ノ2回新株予約権

決議年月日	平成19年6月28日定時株主総会並びに平成20年8月28日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役・執行役員14名、重要な使用人2名及び富士フィルム株式会社取締役・執行役員・フェロー24名、重要な使用人26名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

富士フィルムホールディングス株式会社第3ノ1回新株予約権

決議年月日	平成21年6月26日定時株主総会並びに平成21年7月31日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役・執行役員16名及び富士フィルム株式会社取締役・執行役員・フェロー17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

富士フィルムホールディングス株式会社第3ノ2回新株予約権

決議年月日	平成21年6月26日定時株主総会並びに平成21年7月31日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役・執行役員16名、重要な使用人3名及び富士フィルム株式会社取締役・執行役員・フェロー21名、重要な使用人25名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

富士フィルムホールディングス株式会社第4ノ1回新株予約権

決議年月日	平成21年6月26日定時株主総会並びに平成22年12月24日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役・執行役員17名及び富士フィルム株式会社執行役員・フェロー19名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

富士フィルムホールディングス株式会社第4ノ2回新株予約権

決議年月日	平成21年6月26日定時株主総会並びに平成22年12月24日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役・執行役員17名、重要な使用人3名及び富士フィルム株式会社執行役員・フェロー22名、重要な使用人27名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

富士フィルムホールディングス株式会社第5ノ1回新株予約権

決議年月日	平成21年6月26日定時株主総会並びに平成24年3月2日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役・執行役員17名、重要な使用人4名及び富士フィルム株式会社取締役・執行役員・フェロー21名、重要な使用人25名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

富士フィルムホールディングス株式会社第5ノ2回新株予約権

決議年月日	平成21年6月26日定時株主総会並びに平成24年3月2日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役・執行役員17名、重要な使用人4名及び富士フィルム株式会社取締役・執行役員・フェロー24名、重要な使用人26名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

富士フィルムホールディングス株式会社第6ノ1回新株予約権

決議年月日	平成21年6月26日定時株主総会並びに平成25年2月26日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役・執行役員19名、重要な使用人4名及び富士フィルム株式会社取締役・執行役員・フェロー15名、重要な使用人29名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

富士フィルムホールディングス株式会社第6ノ2回新株予約権

決議年月日	平成21年6月26日定時株主総会並びに平成25年2月26日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役・執行役員19名、重要な使用人4名及び富士フィルム株式会社取締役・執行役員・フェロー20名、重要な使用人29名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

富士フィルムホールディングス株式会社第7ノ1回新株予約権

決議年月日	平成21年6月26日定時株主総会並びに平成26年2月27日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役・執行役員16名、重要な使用人5名及び富士フィルム株式会社取締役・執行役員・フェロー11名、重要な使用人29名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

富士フィルムホールディングス株式会社第7ノ2回新株予約権

決議年月日	平成21年6月26日定時株主総会並びに平成26年2月27日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役・執行役員16名、重要な使用人5名及び富士フィルム株式会社取締役・執行役員・フェロー17名、重要な使用人29名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

富士フィルムホールディングス株式会社第8ノ1回新株予約権

決議年月日	平成21年6月26日定時株主総会並びに平成27年2月26日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役・執行役員16名、重要な使用人5名及び富士フィルム株式会社取締役・執行役員・フェロー10名、重要な使用人26名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

富士フィルムホールディングス株式会社第8ノ2回新株予約権

決議年月日	平成21年6月26日定時株主総会並びに平成27年2月26日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役・執行役員16名、重要な使用人5名及び富士フィルム株式会社取締役・執行役員・フェロー14名、重要な使用人26名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

富士フィルムホールディングス株式会社第9ノ1回新株予約権

決議年月日	平成21年6月26日定時株主総会並びに平成28年4月27日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役・執行役員15名、重要な使用人5名及び当子会社の取締役・執行役員・フェロー15名、重要な使用人28名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

富士フィルムホールディングス株式会社第9ノ2回新株予約権

決議年月日	平成21年6月26日定時株主総会並びに平成28年4月27日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役・執行役員15名、重要な使用人5名及び当子会社の取締役・執行役員・フェロー17名、重要な使用人28名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

富士フィルムホールディングス株式会社第10ノ1回新株予約権

決議年月日	平成21年6月26日定時株主総会並びに平成29年4月27日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役・執行役員15名、重要な使用人4名及び当子会社の取締役・執行役員・フェロー12名、重要な使用人28名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

富士フィルムホールディングス株式会社第10ノ2回新株予約権

決議年月日	平成21年6月26日定時株主総会並びに平成29年4月27日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役・執行役員16名、重要な使用人4名及び当社子会社の取締役・執行役員・フェロー13名、重要な使用人28名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

平成28年4月27日開催の取締役会決議による取得の状況

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成28年4月27日)での決議状況 (取得期間 平成28年5月2日~平成28年12月31日)	15,000,000	50,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	12,936,300	49,999,984,100
残存決議株式の総数及び価額の総額	2,063,700	15,900
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	13.76	0.00
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	13.76	0.00

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	5,080	21,726,816
当期間における取得自己株式	953	3,926,471

(注) 当期間における取得自己株式には、平成29年7月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (注1)	200,137	779,775,809	18,921	73,713,057
保有自己株式数	76,869,546	-	76,851,578	-

(注) 1 当事業年度の内訳は、新株予約権の権利行使(株式数200,000株、処分価額の総額779,241,867円)及び単元未満株式の売渡請求による売渡(株式数137株、処分価額の総額533,942円)であります。また、当期間の内訳は、新株予約権の権利行使(株式数18,900株、処分価額の総額73,631,245円)及び単元未満株式の売渡請求による売渡(株式数21株、処分価額の総額81,812円)であります。

2 当期間における処理自己株式には、平成29年7月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使及び単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

3 当期間における保有自己株式数には、平成29年7月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使及び単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、配当について、連結業績を反映させるとともに、成長事業のさらなる拡大に向けたM&A、設備投資、研究開発投資等、将来にわたって企業価値を向上させていくために必要となる資金の水準等も考慮した上で決定いたします。また、その時々々のキャッシュ・フローを勘案し、株価推移に応じた機動的な自己株式の取得も実施してまいります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の配当を行うことを基本方針としております。

これらの配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当期の配当は、中間配当として1株当たり35円、期末配当として1株当たり35円とし、通期で1株当たり70円の配当といたしました。

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、「取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成28年10月27日 取締役会決議	15,524	35
平成29年6月29日 定時株主総会決議	15,321	35

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第117期	第118期	第119期	第120期	第121期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
最高(円)	1,960	3,172	4,389.5	5,293	4,773
最低(円)	1,240	1,723	2,502	3,895	3,647

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年 10月	11月	12月	平成29年 1月	2月	3月
最高(円)	4,134	4,330	4,545	4,560	4,443	4,533
最低(円)	3,674	3,774	4,203	4,254	4,083	4,344

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員状況】

男性13名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
代表取締役 会長		古 森 重 隆	昭和14年 9月 5日生	昭和38年 4月 平成12年 6月 平成18年10月 平成24年 6月	当社入社 当社代表取締役社長 当社グループ最高経営責任者 (CEO) 現在に至る 当社代表取締役会長 現在に至る 富士フイルム㈱代表取締役会長 現在に至る	(注) 3	225
代表取締役 社長		助 野 健 児	昭和29年10月21日生	昭和52年 4月 平成24年 6月 平成25年 6月 平成27年 6月 平成28年 6月	当社入社 当社執行役員 富士フイルム㈱取締役 当社取締役 富士フイルム㈱常務執行役員 当社代表取締役社長 グループ最高 執行責任者(COO) 現在に至る 富士フイルム㈱代表取締役社長 現在に至る	(注) 3	61
取締役		玉 井 光 一	昭和27年10月21日生	平成15年 5月 平成18年10月 平成20年 6月 平成22年 6月 平成25年 6月 平成28年 6月	当社入社 当社執行役員 現在に至る 富士フイルム㈱取締役 当社取締役 現在に至る 富士フイルム㈱専務執行役員 富士フイルム㈱取締役副社長 現在に至る	(注) 3	76
取締役		戸 田 雄 三	昭和21年 7月21日生	昭和48年 4月 平成20年 6月 平成21年 6月 平成27年 6月 平成28年 6月 平成29年 6月	当社入社 富士フイルム㈱取締役 当社取締役 現在に至る 富士フイルム㈱専務執行役員 当社執行役員 現在に至る 富士フイルム㈱取締役副社長 現在に至る アニコム ホールディングス㈱ 取締役 現在に至る	(注) 3	116
取締役		柴 田 徳 夫	昭和30年 8月 5日生	昭和55年 4月 平成26年 6月 平成28年 6月	当社入社 富士フイルム㈱取締役 現在に至る 当社取締役執行役員 現在に至る 富士フイルム㈱常務執行役員 現在に至る	(注) 3	20
取締役		吉 沢 勝	昭和32年11月17日生	昭和55年 4月 平成26年 6月 平成28年 6月	当社入社 当社執行役員 現在に至る 当社取締役 現在に至る 富士フイルム㈱取締役	(注) 3	26
取締役		川 田 達 男	昭和15年 1月27日生	昭和62年 8月 平成23年 6月 平成26年 6月 平成29年 6月	セーレン㈱代表取締役社長 セーレン㈱代表取締役会長兼社長 セーレン㈱代表取締役会長 現在に至る 当社取締役 現在に至る	(注) 3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役		貝阿彌 誠	昭和26年10月5日生	昭和53年4月 東京地方裁判所判事補 平成12年4月 東京地方裁判所部総括判事 平成19年7月 法務省大臣官房訟務総括審議官 平成21年7月 東京高等裁判所判事 平成21年12月 和歌山地方裁判所・家庭裁判所所長 平成23年1月 長野地方裁判所・家庭裁判所所長 平成24年11月 東京高等裁判所部総括判事 平成26年7月 東京家庭裁判所所長 平成27年6月 東京地方裁判所所長 平成28年10月 定年退官 平成29年2月 弁護士登録 現在に至る 平成29年2月 ソフィアシティ法律事務所入所 特別顧問 現在に至る 平成29年6月 当社取締役 現在に至る	(注)3	-
取締役		北村 邦太郎	昭和27年5月9日生	平成23年4月 三井住友トラスト・ホールディングス(株)代表取締役副社長 中央三井信託銀行(株)(現 三井住友信託銀行(株))代表取締役副社長 平成24年4月 三井住友トラスト・ホールディングス(株)代表取締役社長 三井住友信託銀行(株)代表取締役会長 平成29年4月 三井住友トラスト・ホールディングス(株)代表取締役 現在に至る 三井住友信託銀行(株)取締役会長 現在に至る 平成29年6月 当社取締役 現在に至る	(注)3	-
常勤監査役		松下 衛	昭和32年10月4日生	昭和55年4月 当社入社 平成20年6月 FUJIFILM UK Ltd. 社長 平成24年6月 当社秘書室長 富士フイルム(株)秘書室長 平成25年6月 FUJIFILM Italia S.p.A社長 平成28年6月 当社常勤監査役 現在に至る 富士フイルム(株)常勤監査役 現在に至る	(注)5	-
常勤監査役		三島 一弥	昭和30年7月6日生	昭和53年4月 当社入社 平成21年12月 当社経営企画部法務グループ長 富士フイルム(株)法務部長 平成24年6月 当社執行役員総務部長 富士フイルム(株)執行役員法務部長 平成26年6月 富士フイルムビジネスエキスパート(株)取締役専務執行役員 平成27年6月 富士フイルムビジネスエキスパート(株)代表取締役社長 平成29年6月 当社常勤監査役 現在に至る 富士フイルム(株)常勤監査役 現在に至る	(注)4	30
監査役		小早川 久佳	昭和16年1月18日生	昭和43年3月 公認会計士登録 現在に至る 平成8年7月 プライスウォーター・ハウス会計事務所(現 プライスウォーター・ハウス・コーパス)シニアパートナー 青山監査法人 統括代表社員 平成12年3月 ゼネラル石油(株)(現 東燃ゼネラル石油(株))監査役 平成12年7月 東燃ゼネラル石油(株)常勤監査役 平成19年3月 東燃ゼネラル石油(株)監査役 平成19年6月 東燃ゼネラル石油(株)常勤監査役 平成26年6月 当社補欠監査役 平成27年6月 当社監査役 現在に至る	(注)6	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
監査役		内 田 士 郎	昭和30年4月2日生	平成22年1月 平成24年7月 平成27年1月 平成28年6月	プライスウォーターハウスコーパ ス(株)代表取締役社長 プライスウォーターハウスコーパ ス(株)代表取締役会長 SAPジャパン(株)代表取締役会長 現在に至る 当社監査役 現在に至る	(注)5	-
計							554

- (注) 1 取締役 川田達男氏、貝阿彌誠氏及び北村邦太郎氏は、社外取締役であります。
- 2 監査役 小早川久佳氏及び内田士郎氏は、社外監査役であります。
- 3 平成29年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。
- 4 平成29年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。
- 5 平成28年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。
- 6 平成27年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。
- 7 当社では取締役会が決定した経営の基本方針及び戦略に従って執行役員が業務執行の任にあたる執行役員制度を採用しております。
- 執行役員の氏名及び担当業務は次のとおりであります。

氏名	地位	担当業務
古 森 重 隆	会 長	グループ最高経営責任者(CEO)
助 野 健 児	社 長	グループ最高執行責任者(COO)
玉 井 光 一	執 行 役 員	チーフ・イノベーション・オフィサー(CIO)
戸 田 雄 三	執 行 役 員	チーフ・テクニカル・オフィサー(CTO) 技術経営部長 知財戦略部・解析基盤技術研究所 管掌
柴 田 徳 夫	執 行 役 員	富士フイルムウエイ推進・グローバル生産・物流効率 管掌
吉 沢 勝	執 行 役 員	経営企画部長 兼 人事部長 事業戦略 管掌
栗 原 博	執 行 役 員	ドキュメント事業戦略 管掌
稲 永 滋 信	執 行 役 員	経営予算・連結経営管理・連結経理財務 管掌
佐 野 茂	執 行 役 員	法務・CSR・監査部 管掌
福 岡 正 博	執 行 役 員	総務部長 原料資材調達 管掌
依 田 章	執 行 役 員	画像基盤技術研究所長 IoT推進・ITシステム 管掌
吉 澤 ちさと	執 行 役 員	IR・広報・ブランドマネジメント 管掌

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、誠実かつ公正な事業活動を通じて、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を図るとともに、社会の持続的発展に貢献することを目指しており、その実現のための基盤として、コーポレートガバナンスを経営上の重要な課題に位置付けています。当社は、平成27年10月に制定した「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に基づき、株主の権利と平等性、株主との対話を含むステークホルダーとの関係、情報開示、資本政策、コーポレートガバナンス体制などの幅広い観点から当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を明示し、ステークホルダーに対する説明責任を果たしていきます。

会社の機関等の内容

)取締役・取締役会

当社は、取締役会を、グループ経営の基本方針と戦略の決定、重要な業務執行に係る事項の決定、並びに業務執行の監督を行う機関と位置付けています。取締役は12名以内とすることを定款に定めており、現在の員数は9名で、うち3名が社外取締役です。定時取締役会を原則毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。また、一定の事項については、特別取締役による取締役会において機動的に意思決定を行います。取締役の使命と責任をより明確にするため、取締役の任期については1年としています。

加えて当社は、取締役（社外取締役を除く）に対する報酬支給にあたってストックオプション制度を導入しています。これは、当社取締役が株価変動に関わる利害を株主の皆様と共有し、企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めていくことを目的としています。

)執行役員制度

当社は、業務執行の迅速化を図るため、執行役員制度を採用しています。執行役員は、取締役会が決定した基本方針に従って、業務執行の任にあたっています。執行役員の員数は現在12名（うち、取締役の兼務者が6名）で、その任期は取締役と同様に1年としています。

)経営会議

経営会議では、取締役会決議事項について取締役会への付議の可否を決定し、また、取締役会で決定された基本方針、計画、戦略に従って執行役員が業務執行を行うにあたり、重要案件に関して施策を審議しています。

)監査役・監査役会

当社は監査役制度を採用しており、現在、監査役4名（うち2名は社外監査役）によって監査役会が構成されています。社外監査役である小早川久佳氏と内田士郎氏は、ともに公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。各監査役は、コーポレートガバナンスの一翼を担う独立機関であるとの認識の下、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役の職務執行全般にわたって監査を行っています。また、原則毎月1回開催される監査役会において、監査実施内容の共有化等を図っています。各監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は経営会議にも常時出席し、代表取締役と定期的に意見交換を行う等、業務執行の全般にわたって監査を実施しています。さらに、監査役監査機能の充実を図るため、現在、監査役スタッフ3名を配置しています。

)内部監査

当社は業務執行部門から独立した内部監査部門として、現在8名のスタッフからなる監査部を設け、持株会社の立場から、事業会社の内部監査部門と協業又は分担して監査を行い、当社及びグループ会社の業務の適正性について評価・検証しています。また、平成20年4月に導入された「内部統制報告制度」に対応し、当社及びグループ会社の財務報告に係る内部統制を評価し、内部統制報告書を作成しています。

さらに、環境・品質、安全・労務、輸出管理及び薬事等に関しては事業会社に専任スタッフを置き、監査を実施しています。

)会計監査

当社は、有限責任 あずさ監査法人に会計監査を委嘱しています。有限責任 あずさ監査法人は、監査人として独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明しています。また、同監査法人は上記の財務報告に係る内部統制の監査も実施しています。

・業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査年数

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
指定有限責任社員 業務執行社員	金子 寛人	有限責任 あずさ監査法人
	杉崎 友泰	
	西野 聡人	

(注) 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しています。

・監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 67名、その他 73名

)内部監査・監査役監査・会計監査の相互連携

当社は、コーポレートガバナンスの充実の観点から、内部監査部門による内部監査、監査役監査及び独立監査人による会計監査（財務報告に係る内部統制監査を含む）の相互連携に努めています。三者は各事業年度において、監査の計画、実施、総括のそれぞれの段階で、情報・意見を交換し、必要に応じ随時協議等を行っています。内部監査部門及び独立監査人は定期的に監査の結果を監査役に報告しており、事業年度の総括は監査役会に報告しています。

) 内部監査・監査役監査・会計監査と内部統制部門との関係

内部監査、監査役監査においては、内部統制部門から監査対象についての情報提供を受け、監査を実施するほか、内部統制部門も監査の対象としています。また内部監査部門が行った財務報告に係る内部統制の評価結果を独立監査人による内部統制監査に供しています。

) 内部監査・監査役監査・会計監査と社外取締役及び社外監査役との相互連携

内部監査部門及び独立監査人は、監査結果を監査役会に報告しています。また監査役会は、会計監査との連携を十分に確保した監査計画を予め策定し、監査を実施しています。社外取締役は、取締役会において監査役会からの監査報告を受けています。

) 社外取締役及び社外監査役と内部統制部門との関係

取締役会が決議した「内部統制に関する基本方針」に基づく内部統制システムの運用状況については、内部統制部門の報告を取り纏めて取締役会に報告しています。また、コンプライアンス推進及びリスク管理活動については、これらを推進するCSR部門が定期的に報告しています。

） 社外取締役及び社外監査役との関係

当社の社外取締役は3名、社外監査役は2名であり、当社のコーポレートガバナンスにおいて以下のように重要な役割を適切に果たしています。

社外取締役である川田達男氏は、セーレン㈱の代表取締役会長並びに北陸電力㈱及びダイキン工業㈱の社外取締役を兼任しています。また、㈱ほくほくフィナンシャルグループの取締役監査等委員（社外）を兼任しています。同氏は、長年にわたり、総合繊維メーカーにおいて代表取締役を務め、強いリーダーシップをもって、ビジネスモデルの転換、イノベーションの創出、組織変革等を実現しています。企業経営者としての豊富な経験と高い見識を活かし、広く当社の経営に対して提言・助言を行うことができると判断しています。同氏が代表取締役を務めるセーレン㈱と当社グループとの間には原材料の購入に関する取引がありますが、その取引額はセーレン㈱が属する企業グループ及び当社グループ双方において連結売上高の1%未満と僅少であります。

社外取締役である貝阿彌誠氏は、ソフィアシティ法律事務所の特別顧問を兼任しています。同氏は、東京高等裁判所部総括判事や東京地方裁判所所長等の要職を歴任し、裁判官として長年培ってきた豊富な経験と高い見識を有しています。これらの経験や見識を活かし、コンプライアンスや内部統制の観点を含め、広く当社の経営に対して提言・助言を行うことができると判断しています。同氏及び同氏が特別顧問を務めるソフィアシティ法律事務所と当社グループとの間には顧問関係その他法律事務の委任関係はありません。

社外取締役である北村邦太郎氏は、三井住友トラスト・ホールディングス㈱の代表取締役及び三井住友信託銀行㈱の取締役会長を兼任しています。同氏は、長年にわたり、強いリーダーシップをもって金融機関の代表取締役を務め、金融・財務・資本市場分野における豊富な経験と高い見識を有しています。これらの経験や見識を活かし、広く当社の経営に対して提言・助言を行うことができると判断しています。同氏が取締役会長を務める三井住友信託銀行㈱と当社グループとの間には定常的な銀行取引があります。また、当社グループには同社からの借入れがありますが、借入額は当社連結貸借対照表の負債合計額の1%未満と僅少であります。

社外監査役である小早川久佳氏は、会計の専門家としての監査実務に関する豊富な経験と幅広い見識に基づく客観的な視点から、取締役会において適宜発言を行い、必要に応じて説明を求め、また監査役会において適宜質問と意見の表明を行うことにより、取締役の職務執行に対する適切な監査を実施しています。当社と同氏の間には、現在及び過去において特別の利害関係はありません。

社外監査役である内田士郎氏は、SAPジャパン㈱の代表取締役会長を兼任しています。また、㈱日本トリムの社外取締役を兼任しています。同氏は、会計の専門家及び企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づく客観的な視点から、取締役会において適宜発言を行い、必要に応じて説明を求め、また監査役会において適宜質問と意見の表明を行うことにより、取締役の職務執行に対する適切な監査を実施しています。同氏が代表取締役会長を務めるSAPジャパン㈱と当社グループの間にはソフトウェア関連取引がありますが、その取引額はSAPジャパン㈱が属する企業グループ及び当社グループ双方において連結売上高の1%未満と僅少であります。

) 社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準

当社は、当社の「コーポレートガバナンス・ガイドライン」において、「社外役員の独立性判断基準」(後掲)を定めました。当社は、同基準に照らし、社外取締役及び社外監査役の全員が独立性を有すると判断しています。また、当社は、社外取締役・社外監査役の全員を当社が上場する(株)東京証券取引所に独立役員として届け出ています。

「社外役員の独立性判断基準」

当社における社外取締役及び社外監査役のうち、以下の要件のいずれにも該当しない場合には独立性を有するものと判断する。

1. 現在または過去における当社グループの業務執行者(1)
2. 現在または過去3事業年度において、以下の要件に該当する者
当社グループと主要な取引先との関係(2)にある者またはその業務執行者
当社グループの主要な借入先(3)またはその業務執行者
当社の大株主(4)またはその業務執行者
当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(5)を得ている法律専門家、会計専門家またはコンサルタント等(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう)
当社と社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者
当社グループから多額の寄付(6)を受ける者またはその業務執行者
3. 上記1.または2.に該当する者が重要な者である場合における、その配偶者または二親等以内の親族(社外監査役を独立役員として選任する場合においては、当社または子会社の業務執行者でない取締役の配偶者または二親等以内の親族を含む)
 - 1 会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、当社においては代表取締役、執行役員、使用人を含む
 - 2 主要な取引先との関係とは、直近の事業年度において、当社グループとの取引額が双方いずれかにおいて連結売上高の2%以上である場合をいう
 - 3 主要な借入先とは、直近の事業年度末において、当社連結貸借対照表の資産合計額の2%以上の長期借入れがある場合をいう
 - 4 大株主とは、直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者をいう
 - 5 多額の金銭その他の財産とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円、団体の場合は当該団体の連結売上高の2%を超える場合をいう
 - 6 多額の寄付とは、過去3事業年度の平均で、年間1億円を超える場合をいう

以上

CSR経営の推進と内部統制システムの整備の状況

当社は、「わたしたちは、先進・独自の技術をもって、最高品質の商品やサービスを提供する事により、社会の文化・科学・技術・産業の発展、健康増進、環境保持に貢献し、人々の生活の質のさらなる向上に寄与します。」との企業理念の下、企業の社会的責任（CSR:Corporate Social Responsibility）を全うするため、コンプライアンスの浸透とリスク管理体制の確立に取り組んでおります。

)コンプライアンス

当社では、当社及び子会社から成る企業集団がその企業活動を行うにあたっての基本的なポリシーとして「富士フイルムグループ企業行動憲章」を制定し、この「企業行動憲章」に基づき「富士フイルムグループ行動規範」を定め、法令及び社会倫理に則った活動、行動の徹底を図っております。そして、当社グループの企業活動全般における法令遵守、倫理性の向上・維持を目的として、CSR委員会を設置し、さらに、コンプライアンスを推進する専任部門を設置し、当該部門を中心に、当社グループ全体におけるコンプライアンス意識の浸透と向上を図るとともに、富士フイルムグループ行動規範やコンプライアンスに関連した相談・連絡・通報を受ける窓口（以下「ヘルプライン」という）を当社グループ内外に設置し、当社及びその子会社は、違反行為の早期発見に努め、適切に対処しております。当社及びその子会社は、ヘルプラインを通じて相談などを行った者に対し、当該相談などを行ったことを理由として不利な取扱いを行いません。

また、当社グループにおいて社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的・非合法的勢力や団体との関係を排除し、これらの勢力や団体を利する行為をせず、稟議規程、文書管理規程、インサイダー取引防止に関する規程、個人情報等の管理規程、独禁法遵守規程、腐敗行為の防止に関する規程等必要な内部ルールを定め、これらのルールに従った業務の遂行を求めるとともに、事業活動に関わる法規制の遵守を徹底すべく各種ガイドライン・マニュアル等を制定し、定期的な教育を通じてコンプライアンス徹底を図っております。

)リスク管理体制

リスク管理については、当社グループ各社において適切なリスク管理体制を構築するとともに、重要なリスク案件については、CSR委員会において、グループ全体の観点から、基本方針の策定と適切な対応策の検討・推進を行います。また、情報管理、安全衛生、環境、防災等に関わる各種の事業関連リスクについては、当社及びその子会社におけるガイドライン、マニュアルの制定及びリスク管理責任者の設置等により、当社グループのリスク管理体制を構築しております。また、当社及びその子会社は、個別の業務遂行において発生するリスク案件について適切に判断・対処するとともに、重要なリスク関連情報は、定められた手続に従い、当社のCSR委員会事務局に報告されます。

)当社の子会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、持株会社として、当社の子会社による業務遂行を株主の立場から監督するとともに、グループに共通する業務を統一的、効率的かつ適切に遂行し、当社グループの企業価値の最大化を図ってまいります。また、当社の監査役及び監査役スタッフが当社及びその子会社の監査を定期的実施することができるよう体制を整備し、業務の適正の確保を図っており、当社の子会社の重要な業務執行については、取締役会規程その他の関連規則において、当社の取締役会の承認又は経営会議の審議が必要となる事項及びその手続きを定め、当社の子会社にその遵守を求め、当社の子会社における業務遂行を管理しております。

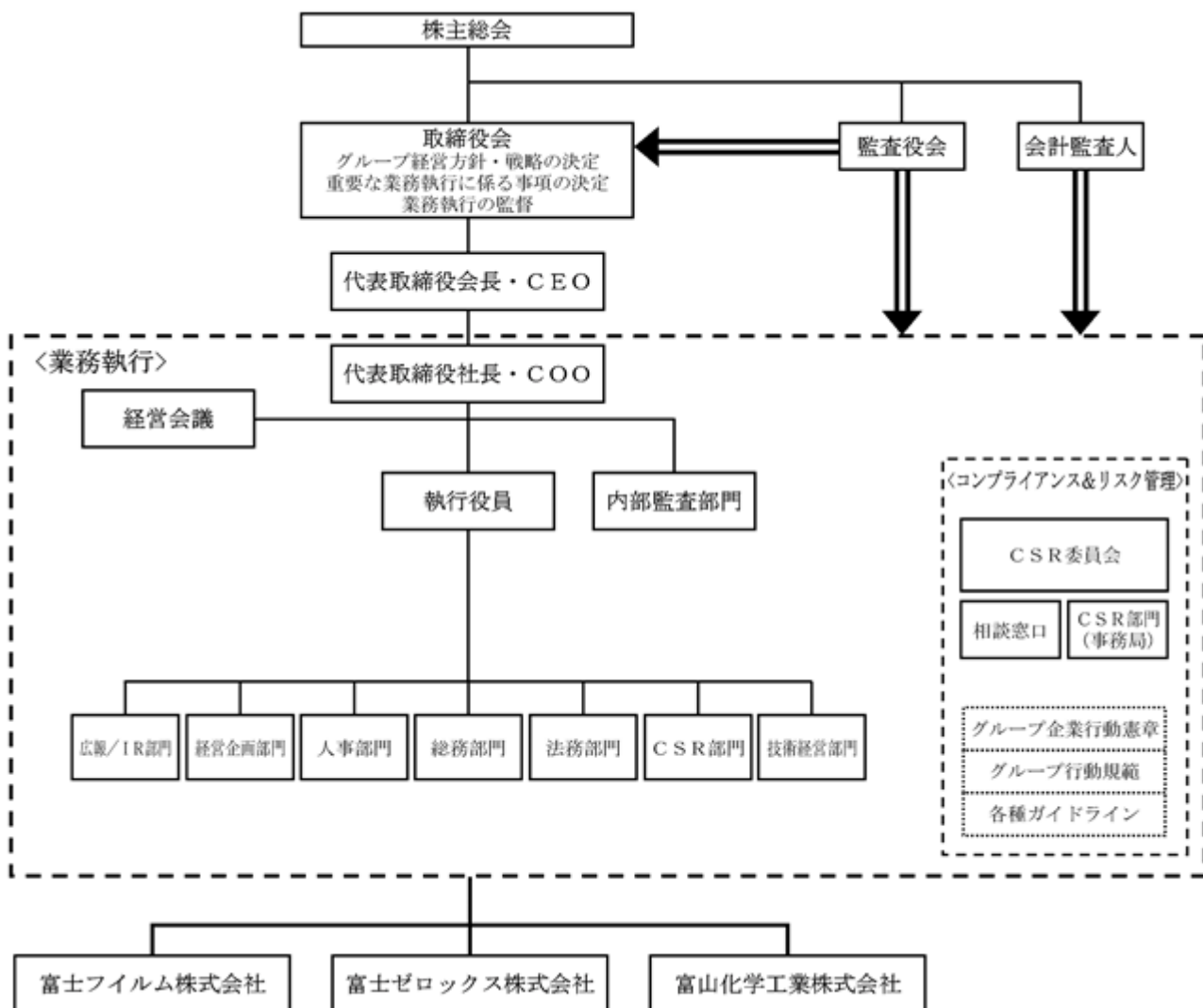
さらに、当社の主要な子会社の取締役会の決議事項及び報告事項について定期的に報告を受け、また必要に応じてその他の事項について報告を求めることにより、当社グループにおける重要な業務遂行の状況を管理・監督しており、当社グループの業務のIT化を積極的に推進し、業務遂行の正確性と効率性を常に向上させるよう努めております。

しかし、富士ゼロックス㈱の海外子会社に関する不適切な会計処理及び取引に端を発した第三者委員会の調査結果にて、当社の内部統制システムの整備及び運用の不備について指摘を受けております。当社は、これらの指摘を真摯に受け止め、「第2 事業の状況」の「3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（1）当面の対処すべき課題の内容」に記載の諸施策を遂行することにより、グループガバナンス及び業務管理プロセスの強化を図ります。

）環境への取り組み

当社は、創立以来「環境配慮・環境保全」を経営の根幹として受け止め、積極的に環境課題への取り組みを行ってきました。地球環境を考え、行動することが企業の持続的発展にとって不可欠である時代を迎え、当社では、環境方針「富士フィルムグループ グリーン・ポリシー」を定め、世界の富士フィルムグループ各社がこれに基づき、製品の企画、開発から生産、物流、使用、さらにはリサイクル又は廃棄に至るライフサイクル全体にわたって環境負荷の低減に取り組んでおります。具体的には、製品の含有化学物質管理への法規制対応（RoHS指令、REACH規則等）や温暖化ガス排出削減への対応等があります。環境施策にかかる意思決定は、CSR委員会において、グループ全体の観点から、方針の策定と適切な対応策の検討・推進を行っております。

当社の経営監視、業務執行の体制及び内部統制の仕組みは次のとおりであります。



役員報酬等

) 当事業年度における役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員
の員数

区分	支給人員	基本報酬 (百万円)	賞与 (百万円)	金銭による 報酬等の合計 (百万円)
取締役(社外取締役を除く)	12名	311	96	408
監査役(社外監査役を除く)	3名	40	3	43
社外役員	4名	26	5	31
計	19名	378	104	483

- (注) 1 上記の金銭による報酬等のほか、平成21年6月26日開催の第113回定時株主総会決議並びに平成28年4月27日取締役会決議に基づき発行した、第9ノ1回新株予約権及び第9ノ2回新株予約権の当社取締役への割当個数が、それぞれ826個、107個あります。当該新株予約権は、金銭による報酬等と異なり、金銭による報酬としての決済額は確定しておらず、また価値の変動リスクを有しており、それぞれ異なる前提条件に従って第三者機関の価値算定により付与日での評価額を見積り、その評価額と付与個数に基づき当事業年度に期間対応する部分について損益計算書に費用を計上した金額は371百万円であり、金銭による報酬等の合計にこれを加えた金額の合計値は854百万円であります。当該新株予約権の権利行使期間は、第9ノ1回新株予約権は平成28年6月2日から平成58年6月1日まで、第9ノ2回新株予約権は平成30年4月28日から平成38年4月27日までとなっております。また、第9ノ1回新株予約権の新株予約権者は、権利行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日から7年間に限り新株予約権を行使することができます。なお、当事業年度中において、割り当てられた新株予約権の当社取締役による行使はありません。新株予約権の内容については、前記「1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりです。
- 2 取締役の報酬等支給人員には、当事業年度中に退任いたしました取締役2名が含まれております。
- 3 社外役員の報酬等支給人員には、当事業年度中に退任いたしました社外監査役1名が含まれており、無報酬の社外監査役1名は除かれています。
- 4 取締役の報酬等の額の枠は、平成19年6月28日開催の第111回定時株主総会において年額730百万円以内(うち社外取締役30百万円以内とする。なお、使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与は含まない。)と決議されております。
- また、上記の報酬等の額の枠とは別枠で割り当てる新株予約権に関する取締役の報酬限度額は、平成21年6月26日開催の第113回定時株主総会の決議により、次のとおり定められております。
- 第9ノ1回新株予約権に相当する内容の新株予約権に係る報酬限度額
事業年度毎に年額700百万円
- 第9ノ2回新株予約権に相当する内容の新株予約権に係る報酬限度額
事業年度毎に年額200百万円
- 5 監査役の報酬等の額の枠は、第111回定時株主総会において年額100百万円以内と決議されております。
- 6 上記のほか、使用人兼務取締役に対し、使用人職務の対価として使用人分給与26百万円(支給人員6名)、使用人分賞与12百万円(支給人員6名)を支払っております。

7 上記のほか、当事業年度において、受給資格者に対して役員退職年金を次のとおり支給しております。

退任取締役 5名 14百万円

退任監査役 3名 8百万円

)当連結会計年度における連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	基本報酬 (百万円)	賞与 (百万円)	金銭による 報酬等の合計 (百万円)	注番号
古森重隆	取締役	提出会社	102	40	142	
	取締役	富士フィルム(株)	25	10	67	
	取締役	富士ゼロックス(株)	11	1		
	取締役	富山化学工業(株)	15	4		
	合計					210
中嶋成博	取締役	提出会社	19	-	19	
	取締役	富士フィルム(株)	4	-	6	
	取締役	富士ゼロックス(株)	2	-		
	合計					26
助野健児	取締役	提出会社	72	28	100	注1
	取締役	富士フィルム(株)	17	7	32	注1
	取締役	富士ゼロックス(株)	6	1		
	合計					133
玉井光一	取締役	提出会社	37	11	49	
	取締役	富士フィルム(株)	21	5	36	
	監査役	富士ゼロックス(株)	9	1		
	合計					85
戸田雄三	取締役	提出会社	32	9	41	
	取締役	富士フィルム(株)	22	2	31	
	取締役	富山化学工業(株)	5	1		
	合計					73
山本忠人	取締役	提出会社	8	-	8	
	取締役	富士ゼロックス(株)	110	9	120	
	合計					128

(注) 1 助野健児氏は、平成28年6月1日に当社代表取締役社長 グループ最高執行責任者(C00)及び富士フィルム(株)代表取締役社長 最高執行責任者(C00)に就任しており、当年度の基本報酬は就任前(当社取締役執行役員及び富士フィルム(株)取締役常務執行役員)と就任後の合計額となっております。

2 上記の金銭による報酬等のほか、平成21年6月26日開催の第113回定時株主総会決議並びに平成28年4月27日取締役会決議に基づき発行した、第9ノ1回新株予約権及び第9ノ2回新株予約権の当社取締役への割当個数が、古森重隆氏についてそれぞれ476個、60個、中嶋成博氏についてそれぞれ238個、30個、助野健児氏についてそれぞれ58個、8個、玉井光一氏についてそれぞれ83個、11個、戸田雄三氏についてそれぞれ83個、11個、山本忠人氏につい

それぞれ29個、4個あります。当該新株予約権は、金銭による報酬等と異なり、金銭による報酬としての決済額は確定しておらず、また価値の変動リスクを有しており、それぞれ異なる前提条件に従って第三者機関の価値算定により付与日での評価額を見積り、その評価額と付与個数に基づき当事業年度に期間対応する部分について連結損益計算書に費用を計上した金額は、古森重隆、中嶋成博、助野健児、玉井光一、戸田雄三、山本忠人の各氏についてそれぞれ213百万円、106百万円、26百万円、37百万円、37百万円、13百万円であり、金銭による報酬等の合計にこれを加えた金額の合計値はそれぞれ424百万円、133百万円、159百万円、123百万円、110百万円、141百万円であります。当該新株予約権の権利行使期間は、第9ノ1回新株予約権は平成28年6月2日から平成58年6月1日まで、第9ノ2回新株予約権は平成30年4月28日から平成38年4月27日までとなっております。また、第9ノ1回新株予約権の新株予約権者は、権利行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日から7年間に限り新株予約権を行使することができます。新株予約権の内容については、前記「1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

)役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役及び監査役の報酬等については、株主総会の決議により、それぞれその総額(上限)を決定しております。各取締役の報酬(賞与を含む)の金額は取締役会の決議により決定し、各監査役の報酬(賞与を含む)の金額は監査役の協議により決定します。取締役及び監査役の基本報酬は、常勤、非常勤の別、職務の内容に応じた額を固定報酬として支給しています。取締役の賞与については、会社の業績及び担当業務における成果に応じて決定しております。

当社は、取締役(社外取締役を除く)に対する報酬支給にあたって新株予約権の付与制度を導入しています。これは、当社取締役が株価変動に関わる利害を株主の皆さまと共有し、企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めていくことを目的としています。新株予約権の付与制度は、経営者の企業価値向上のためのインセンティブであり、その割当個数は、各取締役の職位や責任・権限等を勘案し、規程を設け取締役会にて決定しております。

なお、第113回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役に対する退職慰労金制度を廃止し、取締役及び監査役の報酬体系を見直しました。

ディスクロージャー

当社では、業務執行の透明性の維持・向上及び適時適切な会社情報の開示が重要であると認識しており、社内外のステークホルダーに向けて、経営方針の公表、四半期業績の詳細な開示、社会・環境に対する積極的な取り組み等のCSR活動に関する情報発信等、企業活動全般にわたるタイムリーかつ公平なディスクロージャーに努めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、当該選任決議は累積投票によらないものとする旨をそれぞれ定款に定めております。

責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

定款の定めにより取締役会決議とした株主総会決議事項

)自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするために、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができるとしております。

)損害賠償責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができるとしております。

)中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うために、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができるとしております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営のために、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。

株式の保有状況

当社については以下のとおりです。

)保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

2銘柄 28,393百万円

)保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

投資株式を保有していません。

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)ダイセル	17,271,340	23,160	事業関係及び取引関係の維持・強化
ダイキン工業(株)	467,800	5,232	事業関係及び取引関係の維持・強化

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である富士フイルム(株)については以下のとおりです。

)保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

105銘柄 93,390百万円

)保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)ダイセル	17,271,340	26,563	事業関係及び取引関係の維持・強化
ソニー(株)	6,232,186	18,029	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)ヤクルト本社	1,283,000	6,395	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)オリエンタルランド	735,600	5,862	事業関係及び取引関係の維持・強化
小野薬品工業(株)	826,500	3,938	事業関係及び取引関係の維持・強化
ダイキン工業(株)	467,800	3,935	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)三井住友フィナンシャルグループ	1,133,000	3,865	金融取引関係の維持・強化
三井不動産(株)	1,318,000	3,700	事業関係及び取引関係の維持・強化
日東電工(株)	500,000	3,128	事業関係及び取引関係の維持・強化
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	7,413,895	2,443	金融取引関係の維持・強化
(株)セブン銀行	5,000,000	2,400	金融取引関係の維持・強化
凸版印刷(株)	2,503,800	2,363	事業関係及び取引関係の維持・強化
長瀬産業(株)	1,881,661	2,327	事業関係及び取引関係の維持・強化
M S & A D インシュアランスグループ ホールディングス(株)	732,762	2,297	金融取引関係の維持・強化
信越化学工業(株)	382,100	2,225	事業関係及び取引関係の維持・強化
ローム(株)	446,200	2,114	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)東京放送ホールディングス	1,034,273	1,803	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	3,121,860	1,628	金融取引関係の維持・強化
(株)スタジオアリス	645,000	1,586	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)キタムラ	1,700,000	1,388	事業関係及び取引関係の維持・強化
関西ペイント(株)	756,000	1,366	事業関係及び取引関係の維持・強化

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
大日本印刷(株)	1,235,061	1,235	事業関係及び取引関係の維持・強化
松竹(株)	1,029,000	1,091	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)SCREENホールディングス	1,217,729	1,083	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)西武ホールディングス	414,100	985	事業関係及び取引関係の維持・強化
参天製薬(株)	575,200	973	事業関係及び取引関係の維持・強化
栗田工業(株)	375,300	963	事業関係及び取引関係の維持・強化
JXTGホールディングス(株)	2,162,900	938	事業関係及び取引関係の維持・強化
トヨタ自動車(株)	157,300	936	事業関係及び取引関係の維持・強化
NOK(株)	382,700	735	事業関係及び取引関係の維持・強化
三菱製紙(株)	8,500,000	680	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)岡村製作所	630,000	677	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)プラザクリエイト	2,259,000	655	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)伊予銀行	883,745	651	金融取引関係の維持・強化
(株)九州フィナンシャルグループ	1,000,000	649	金融取引関係の維持・強化
東レ(株)	666,600	639	事業関係及び取引関係の維持・強化
サカティンクス(株)	500,000	613	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)商船三井	2,644,000	605	事業関係及び取引関係の維持・強化
東映(株)	602,039	603	事業関係及び取引関係の維持・強化
日本テレビホールディングス(株)	264,260	490	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)セブン&アイ・ホールディングス	94,170	451	事業関係及び取引関係の維持・強化
アキュセラ・インク	151,515	419	事業関係及び取引関係の維持・強化

みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
HOYA(株)	364,000	1,574	議決権行使を指図する権限を有しております

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
China Resources Pharmaceutical Group Limited	90,109,500	11,804	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)ヤクルト本社	1,283,000	7,928	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)オリエンタルランド	735,600	4,695	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)三井住友フィナンシャルグループ	1,135,384	4,592	金融取引関係の維持・強化
日東電工(株)	500,000	4,301	事業関係及び取引関係の維持・強化
信越化学工業(株)	382,100	3,684	事業関係及び取引関係の維持・強化
ローム(株)	446,200	3,301	事業関係及び取引関係の維持・強化
三井不動産(株)	1,318,000	3,128	事業関係及び取引関係の維持・強化
長瀬産業(株)	1,881,661	2,918	事業関係及び取引関係の維持・強化
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	741,389	2,861	金融取引関係の維持・強化
凸版印刷(株)	2,503,800	2,841	事業関係及び取引関係の維持・強化
M S & A D インシュアランス グループ ホールディングス(株)	732,762	2,593	金融取引関係の維持・強化
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	3,143,560	2,199	金融取引関係の維持・強化
(株)東京放送ホールディングス	1,034,273	2,056	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)S C R E E Nホールディングス	243,545	1,994	事業関係及び取引関係の維持・強化
小野薬品工業(株)	826,500	1,904	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)セブン銀行	5,000,000	1,820	金融取引関係の維持・強化
関西ペイント(株)	756,000	1,786	事業関係及び取引関係の維持・強化
大日本印刷(株)	1,235,061	1,482	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)スタジオアリス	645,000	1,476	事業関係及び取引関係の維持・強化
松竹(株)	1,029,000	1,349	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)キタムラ	1,700,000	1,261	事業関係及び取引関係の維持・強化
J X T Gホールディングス(株)	2,162,900	1,182	事業関係及び取引関係の維持・強化
栗田工業(株)	375,300	1,010	事業関係及び取引関係の維持・強化
ウシオ電機(株)	713,700	1,004	事業関係及び取引関係の維持・強化
N O K(株)	382,700	988	事業関係及び取引関係の維持・強化
トヨタ自動車(株)	157,300	950	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)プラザクリエイト	2,259,000	939	事業関係及び取引関係の維持・強化
参天製薬(株)	575,200	927	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)商船三井	2,644,000	925	事業関係及び取引関係の維持・強化
サカタインクス(株)	500,000	766	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)西武ホールディングス	414,100	760	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)九州フィナンシャルグループ	1,000,000	681	金融取引関係の維持・強化
(株)伊予銀行	883,745	661	金融取引関係の維持・強化
東レ(株)	666,600	657	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)岡村製作所	630,000	623	事業関係及び取引関係の維持・強化
三菱製紙(株)	850,000	622	事業関係及び取引関係の維持・強化
大日精化工業(株)	807,000	607	事業関係及び取引関係の維持・強化
東映(株)	602,039	572	事業関係及び取引関係の維持・強化

みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
HOYA(株)	364,000	1,965	議決権行使を指図する権限を有しております
住友商事(株)	312,000	475	議決権行使を指図する権限を有しております

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務 に基づく報酬 (百万円)	非監査業務 に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務 に基づく報酬 (百万円)	非監査業務 に基づく報酬 (百万円)
提出会社	196	21	111	1
連結子会社	187	-	141	1
計	384	21	252	2

【その他重要な報酬の内容】

当社の連結子会社(主として海外子会社)は、前連結会計年度において、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているErnst & Youngのメンバーファームに対する報酬として、監査証明業務に基づく報酬を715百万円支払っております。また、当連結会計年度において、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGインターナショナルのメンバーファームに対する報酬として、監査証明業務に基づく報酬を430百万円支払っております。非監査業務に基づく報酬は前連結会計年度及び当連結会計年度において重要性はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度において各種アドバイザリー業務についての対価を支払っております。また、当連結会計年度において重要性はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社は監査を監査法人に委嘱するにあたり、監査の方法とその内容の説明を求め、監査に要する時間とこれに基づく報酬額を協議し、監査役会の同意を得た上で、監査報酬を決定することとしております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)附則(平成14年3月26日内閣府令第11号)第3項の規定により、米国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に準拠して作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の連結財務諸表及び第121期事業年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり異動しております。

前連結会計年度及び第120期事業年度 新日本有限責任監査法人
当連結会計年度及び第121期事業年度 有限責任 あずさ監査法人

臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称 有限責任 あずさ監査法人
退任する監査公認会計士等の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 異動の年月日

平成28年6月29日(第120回定時株主総会開催予定日)

(3) 退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日

平成27年6月26日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項 該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、平成28年6月29日開催予定の第120期定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。当社の監査役会は、現会計監査人の継続監査年数を考慮に入れた上で、当社の会計監査人に求められる専門性、独立性及び適切性に係る評価・選任基準を踏まえて、当社グループのグローバルな活動全体を新たな幅広い視点で、効果的かつ効率的に監査する体制を備えた会計監査人の選任について多面的な検討を実施しました。結果、新たに有限責任 あずさ監査法人を会計監査人として選任する議案の内容を決定したものであります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーに参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成28年3月31日)		当連結会計年度 (平成29年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
資産の部					
流動資産					
1	現金及び現金同等物	注18	600,897		875,958
2	有価証券	注3,18	28,012		6,044
3	受取債権				
	(1) 営業債権及びリース債権	注4,19	641,837	640,279	
	(2) 関連会社等に対する債権	注6	26,444	19,708	
	(3) 貸倒引当金	注4,19	24,711	24,207	635,780
4	棚卸資産	注5	349,166		339,242
5	繰延税金資産	注10	77,828		61,423
6	前払費用及びその他の流動資産	注16, 17,18	66,775		116,353
	流動資産合計		1,766,248		2,034,800
投資及び長期債権					
1	関連会社等に対する投資及び貸付金	注6	30,265		28,962
2	投資有価証券	注3,18	144,472		134,032
3	長期リース債権及びその他の長期債権	注4,16, 17,18,19	148,510		139,124
4	貸倒引当金	注4,19	3,567		2,579
	投資及び長期債権合計		319,680		299,539
有形固定資産					
1	土地		91,596		90,772
2	建物及び構築物	注18	693,705		697,327
3	機械装置及びその他の有形固定資産	注18	1,632,503		1,619,959
4	建設仮勘定		36,526		31,259
			2,454,330		2,439,317
5	減価償却累計額		1,921,729		1,918,703
	有形固定資産合計		532,601		520,614
その他の資産					
1	営業権	注7,20	506,870		499,833
2	その他の無形固定資産	注7, 18,20	86,249		76,448
3	繰延税金資産	注10	9,040		12,005
4	その他	注9	91,282		89,950
	その他の資産合計		693,441		678,236
資産合計			3,311,970		3,533,189

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成28年3月31日)		当連結会計年度 (平成29年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
負債の部					
流動負債					
1 社債及び短期借入金	注8,17		55,305		123,999
2 支払債務					
(1) 営業債務		229,893		234,217	
(2) 設備関係債務		23,421		19,913	
(3) 関連会社等に対する債務	注6	3,834	257,148	3,733	257,863
3 未払法人税等	注10		18,359		32,005
4 未払費用	注9		183,955		179,055
5 その他の流動負債	注10,16 17,18		92,041		87,256
流動負債合計			606,808		680,178
固定負債					
1 社債及び長期借入金	注8,17		310,388		434,843
2 退職給付引当金	注9		64,756		39,444
3 繰延税金負債	注10		36,976		50,736
4 その他の固定負債	注6,10, 16,17,18		61,045		59,930
固定負債合計			473,165		584,953
負債合計			1,079,973		1,265,131
契約債務及び偶発債務					
純資産の部					
株主資本					
1 資本金					
普通株式					
発行可能株式総数		800,000,000株			
発行済株式総数		514,625,728株	40,363		40,363
2 資本剰余金			80,507		81,761
3 利益剰余金			2,174,965		2,275,626
4 その他の包括利益(損失)累積額	注9, 12,16		30,780		54,720
5 自己株式(取得原価)			250,229		299,471
前連結会計年度		64,128,303株			
当連結会計年度		76,869,546株			
株主資本合計			2,014,826		2,043,559
非支配持分			217,171		224,499
純資産合計			2,231,997		2,268,058
負債・純資産合計			3,311,970		3,533,189

【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
売上高					
1 売上高		2,115,363		1,992,022	
2 レンタル収入		345,020	2,460,383	330,141	2,322,163
売上原価					
1 売上原価		1,347,882		1,249,237	
2 レンタル原価		143,876	1,491,758	142,282	1,391,519
売上総利益			968,625		930,644
営業費用					
1 販売費及び一般管理費	注15	624,972		598,131	
2 研究開発費		163,027	787,999	160,232	758,363
営業利益			180,626		172,281
営業外収益及び費用()					
1 受取利息及び配当金		6,206		5,404	
2 支払利息		4,376		4,795	
3 為替差損益・純額	注12,16	8,898		1,280	
4 投資有価証券売却損益・純額	注3,12	11,996		22,513	
5 その他損益・純額	注12,16	3,312	1,616	652	22,494
税金等調整前当期純利益			182,242		194,775
法人税等	注10				
1 法人税・住民税及び事業税		40,226		47,056	
2 法人税等調整額		8,219	48,445	2,934	44,122
持分法による投資損益			302		3,463
当期純利益			133,495		147,190
控除：非支配持分帰属損益			17,093		15,684
当社株主帰属当期純利益			116,402		131,506

基本的1株当たり当社株主帰属当期純利益(円)	注14	250.03	296.27
希薄化後1株当たり 当社株主帰属当期純利益(円)	注14	249.20	295.22
1株当たり現金配当(円)		65.00	70.00

【連結包括利益計算書】

		前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
当期純利益		133,495	147,190
その他の包括利益(損失) - 税効果調整後	注12		
1 有価証券未実現損益変動額		20,124	8,199
2 為替換算調整額		72,886	28,241
3 年金負債調整額		39,873	11,935
4 デリバティブ未実現損益変動額		571	559
その他の包括利益(損失)合計		133,454	23,946
当期包括利益(損失)		41	123,244
控除：非支配持分帰属当期包括損益		1,881	15,678
当社株主帰属当期包括利益(損失)		1,840	107,566

【連結資本勘定計算書】

区分	注記 番号	資本金 (百万円)	資本 剰余金 (百万円)	利益 剰余金 (百万円)	その他の 包括利益 (損失) 累積額 (百万円)	自己株式 (百万円)	株主資本 合計 (百万円)	非支配 持分 (百万円)	純資産 合計 (百万円)
平成27年4月 1日現在残高		40,363	80,315	2,088,300	87,462	100,901	2,195,539	222,638	2,418,177
包括利益(損失)									
1 当期純利益				116,402			116,402	17,093	133,495
2 有価証券未実 現損益変動額	注12				19,968		19,968	156	20,124
3 為替換算 調整額	注12				64,921		64,921	7,965	72,886
4 年金負債 調整額	注12				32,781		32,781	7,092	39,873
5 デリバティブ 未実現損益 変動額	注12, 16				572		572	1	571
包括利益(損 失)							1,840	1,881	41
自己株式取得						150,050	150,050		150,050
自己株式売却			117			722	839		839
当社株主への 配当金				29,737			29,737		29,737
非支配持分への 配当金								7,295	7,295
新株予約権			73				73		73
非支配持分との 資本取引及び その他			2				2	53	51
平成28年3月 31日現在残高		40,363	80,507	2,174,965	30,780	250,229	2,014,826	217,171	2,231,997
包括利益(損失)									
1 当期純利益				131,506			131,506	15,684	147,190
2 有価証券未実 現損益変動額	注12				8,171		8,171	28	8,199
3 為替換算 調整額	注12				25,598		25,598	2,643	28,241
4 年金負債 調整額	注12				9,261		9,261	2,674	11,935
5 デリバティブ 未実現損益 変動額	注12, 16				568		568	9	559
包括利益							107,566	15,678	123,244
自己株式取得						50,022	50,022		50,022
自己株式売却			146			780	634		634
当社株主への 配当金				30,845			30,845		30,845
非支配持分への 配当金								6,371	6,371
新株予約権			534				534		534
非支配持分との 資本取引及び その他			866				866	1,979	1,113
平成29年3月 31日現在残高		40,363	81,761	2,275,626	54,720	299,471	2,043,559	224,499	2,268,058

【連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業活動によるキャッシュ・フロー					
1 当期純利益			133,495		147,190
2 営業活動により増加した 純キャッシュへの調整					
(1) 減価償却費		124,960		117,635	
(2) 投資有価証券売却損益		11,996		22,513	
(3) 法人税等調整額		8,219		2,934	
(4) 持分法による投資損益 (受取配当金控除後)		2,302		4,546	
(5) 資産及び負債の増減					
受取債権の増加()・減少		20,061		3,444	
棚卸資産の減少		5,784		4,891	
営業債務の増加		1,680		5,692	
未払法人税等及びその他負債の 減少		12,057		5,997	
(6) その他		8,847	89,984	36,665	141,429
営業活動によるキャッシュ・フロー			223,479		288,619
投資活動によるキャッシュ・フロー					
1 有形固定資産の購入			63,810		74,647
2 ソフトウェアの購入			22,278		22,318
3 有価証券・投資有価証券の 売却・満期償還			45,254		63,801
4 有価証券・投資有価証券の購入			30,798		20,055
5 定期預金の増加(純額)			271		38,589
6 関係会社投融資及びその他貸付金の増加			3,950		5,527
7 事業の買収 (買収資産に含まれる現金及び現金同等物控除後)	注20		36,697		1,334
8 その他			44,770		17,770
投資活動によるキャッシュ・フロー			157,320		116,439
財務活動によるキャッシュ・フロー					
1 長期債務による調達額			2,955		226,495
2 長期債務の返済額			6,110		6,777
3 短期債務の増加・減少()(純額)			20,808		26,233
4 親会社による配当金支払額			31,974		30,165
5 非支配持分への配当金支払額			7,295		6,371
6 自己株式の取得(純額)			150,049		50,021
7 その他			-		4,362
財務活動によるキャッシュ・フロー			171,665		111,290
為替変動による現金及び 現金同等物への影響			20,485		8,409
現金及び現金同等物純増加・純減少()			125,991		275,061
現金及び現金同等物期首残高			726,888		600,897
現金及び現金同等物期末残高			600,897		875,958

補足情報

支払額			
利息(百万円)		5,922	5,156
法人税等(百万円)		45,030	29,741

連結財務諸表に対する注記

1 経営活動の概況

当社は、イメージング、インフォメーション及びドキュメントの分野において、事業展開を行っております。イメージングソリューションでは、カラーフィルム、デジタルカメラ、写真プリント用カラーペーパー・サービス・機器、インスタントフォトシステム、光学デバイス等の開発、製造、販売、サービスを行っております。インフォメーションソリューションでは、メディカルシステム機材、ライフサイエンス製品、医薬品、グラフィックシステム機材、フラットパネルディスプレイ材料、記録メディア、電子材料等の開発、製造、販売、サービスを行っております。ドキュメントソリューションでは、オフィス用複写機・複合機、プリンター、プロダクションサービス関連商品、オフィスサービス、用紙、消耗品等の開発、製造、販売、サービスを行っております。当社は世界各国で営業活動を行っており、海外売上高は約59%を占め、北米、欧州及びアジアが主要市場であります。主な生産拠点は日本、米国、中国、オランダ及びベトナムに所在しております。

2 重要な連結会計方針の概要

この連結財務諸表は、米国で一般に公正妥当と認められている企業会計の基準(米国財務会計基準審議会による会計基準編纂書 (Accounting Standards Codification™;以下、「基準書」と記述します。))に基づいて作成されております。

当社は1970年のユーロドル建て転換社債発行に係る約定により、以後、米国で一般に公正妥当と認められている企業会計の基準による連結財務諸表(米国式連結財務諸表)を作成し、開示しております。また、当社は米国預託証券を1971年以来、NASDAQにアン・スポンサードとして上場しておりましたが、平成21年7月31日をもって、上場を廃止致しました。なお、当社は今後も米国式連結財務諸表の作成、開示を継続致します。

我が国における会計処理の原則及び手続並びに表示方法と当社が採用している米国で一般に公正妥当と認められている会計処理の原則及び手続並びに表示方法との主要な相違の内容は次のとおりであります。

- (イ)基準書715に基づき、年金数理計算による退職給付費用を計上しております。年金数理計算上の純損益は、コリドーアプローチ(回廊方式)により従業員の平均残存勤務期間にわたって償却しております。
- (ロ)基準書350に基づき、営業権及び耐用年数を確定できないその他の無形固定資産は償却せず、毎年減損の有無を検討しており、必要に応じて減損処理を行っております。

主要な会計方針は次のとおりであります。

(1) 連結の方針及び関連会社に対する持分法の適用

この連結財務諸表は、当社及び当社が直接的又は間接的に支配している子会社の財務諸表を含んでおり、連結会社間の重要な取引及び勘定残高はすべて消去しております。

当社が、直接又は間接にその議決権の20%から50%を保有し、重要な影響を及ぼし得る関連会社に対する投資額は持分法により評価しております。当期純利益には、未実現利益消去後のこれら関連会社の当期純損益のうち、当社持分が含まれております。

(2) 見積の使用

米国で一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づいて連結財務諸表を作成するために、当社の経営陣は必要に応じて仮定と見積を行って財務諸表や注記に記載された金額を算出しております。

それらの仮定と見積は、受取債権、棚卸資産、有価証券及び投資有価証券、及び繰延税金資産の評価、減損を含む有形固定資産及び無形固定資産の評価、耐用年数及び償却方法、不確実な税務ポジション、年金数理計算による従業員年金債務の見積に関係する仮定、並びに環境問題、訴訟、当局による調査等から生じる偶発債務等といった重要性のある項目を含んでおります。実際の結果がこれらの見積と異なることもあり得ます。

(3) 外貨換算

当社の海外子会社は、原則として現地通貨を機能通貨として使用しており、これら外貨建財務諸表の円貨への換算は、資産及び負債は貸借対照表日の為替相場により、また収益及び費用は期中平均為替相場により行われており、換算により生じた換算差額は為替換算調整額として純資産の部の独立項目である「その他の包括利益(損失)累積額」に含めて表示しております。

外貨建金銭債権債務は貸借対照表日の為替相場により換算しており、換算によって生じた換算差額は損益に計上しております。

(4) 現金同等物

当社は随時に現金化が可能な取得日より3ヶ月以内に満期の到来するすべての流動性の高い投資を現金同等物として処理しております。

取得日より3ヶ月以内に満期の到来する一部の負債証券は、連結貸借対照表及び連結キャッシュ・フロー計算書の「現金及び現金同等物」に含めております。これらの前連結会計年度末及び当連結会計年度末における公正価値はそれぞれ294,291百万円及び529,590百万円であります。

(5) 有価証券及び投資有価証券

当社は有価証券及び投資有価証券を売却可能有価証券に分類し、公正価値で評価を行い、関連税効果調整後の未実現損益を純資産の部の「その他の包括利益(損失)累積額」に含めて表示しております。当社は、有価証券の価値の下落が一時的でないかと判断される場合は、持分証券に係る減損損失を損益に計上し、負債証券に係る減損損失のうち負債証券の信用リスクから生じる価格の下落部分については損益に計上し、それ以外の要因に基づく部分については「その他の包括利益(損失)累積額」に含めて表示しております。価値の下落が一時的でないかどうかの判断に関し、持分証券については、公正価値が帳簿価額を下回っている期間と程度、被投資会社の財政状態と近い将来の見通し及び将来における公正価値の回復まで投資を継続する当社の意図と能力を考慮し、負債証券については投資の将来における売却意図又は必要性及び帳簿価額の回収可能性を考慮しております。有価証券の原価は移動平均法によって評価されております。売却可能有価証券に係る配当金は連結損益計算書の「受取利息及び配当金」に含まれております。

(6) 貸倒引当金

営業債権、リース債権及びその他の債権に対する貸倒引当金は、過去の貸倒実績、延滞状況及び問題が生じている取引先の財政状態に基づき決定しております。裁判所による決定等によって、回収不能であることが明らかになった場合は、その時点で帳簿価額を直接減額しております。

(7) 棚卸資産

棚卸資産については、原則として移動平均法による低価法により評価しております。また、当社は定期的に陳腐化、滞留、又は過剰在庫の有無を検討し、該当する場合には正味実現可能価額まで評価減しております。

(8) 有形固定資産及び減価償却

有形固定資産は取得価額により計上しております。有形固定資産の減価償却費は、主として定額法で計算しております。

見積耐用年数は建物及び構築物が概ね15年から50年、機械装置及びその他の有形固定資産が概ね2年から15年であります。

機械装置及びその他の有形固定資産には、オペレーティング・リースにより顧客に賃貸している機械が含まれており、その取得原価及び減価償却累計額は前連結会計年度末においては、それぞれ37,474百万円及び24,067百万円であり、当連結会計年度末においては、それぞれ40,482百万円及び27,570百万円であります。

前連結会計年度及び当連結会計年度の有形固定資産の売却利益額(純額)は、それぞれ6,725百万円及び6,272百万円であります。

(9) 営業権及びその他の無形固定資産

営業権は、買収時の買収価額が取得純資産の公正価値を超過する分であり、その他の無形固定資産は主に技術関連の無形固定資産及び顧客関連の無形固定資産から構成されております。

基準書350の適用により、営業権及び耐用年数を確定できないその他の無形固定資産は償却せず、毎年1月1日時点で当該資産の減損の有無を検討しております。営業権の減損テストは、当社の報告単位毎に見積将来キャッシュ・フローの現在価値に基づく公正価値に基づいて行われており、使用される割引率は、報告単位のWACC(加重平均資本コスト)に基づいて算出しております。また、客観的事実や状況の変化により当該資産の公正価値が帳簿価額を下回る可能性がある場合には、その都度減損の有無を検討しております。

なお、耐用年数を確定できない無形固定資産以外の無形固定資産は、その存続期間にわたり定額法により償却しております。

(10) ソフトウェア

当社は、基準書350-40に基づき、内部利用目的のソフトウェアについては、開発又は取得に関連して発生した一定の原価を資産計上しております。これらの原価は主に第三者に対する支払及びソフトウェア開発に係る従業員に対する給与であります。内部利用目的のソフトウェア開発について、アプリケーション開発段階以降発生した原価を資産計上しております。また、当社は、基準書985に基づき、開発又は取得した販売用ソフトウェアについて、技術的実現可能性が確立した後で発生した原価を資産計上しております。資産計上されたソフトウェア開発費用は3年から5年の見積耐用年数にわたって定額法により償却しております。資産計上されたソフトウェア(販売用ソフトウェアを含む)の取得原価及び償却累計額は、前連結会計年度末においては、それぞれ156,418百万円及び95,441百万円であり、当連結会計年度末においては、それぞれ158,590百万円及び96,763百万円であります。このうち、資産計上された販売用ソフトウェアの取得原価及び償却累計額は、前連結会計年度末においては、それぞれ36,621百万円及び26,527百万円であり、当連結会計年度末においては、それぞれ35,990百万円及び24,237百万円であります。当該資産計上されたソフトウェアは、連結貸借対照表の「その他の資産」の「その他」に含めております。

(11) 長期性資産の減損に関する会計処理

当社は、営業権及び耐用年数を確定できないその他の無形固定資産を除く、保有及び使用予定の長期性資産について、客観的事実や状況の変化により当該資産の帳簿価額の回収可能性に疑いのある場合には、減損の有無を検討しております。減損の兆候があると判断されるときは、その資産に関連する見積割引前将来キャッシュ・フローとその資産の帳簿価額を比較し、帳簿価額の減額が必要かどうかを検討しております。この結果、帳簿価額が割引前将来キャッシュ・フローを超過すると判断される場合は、当該資産の帳簿価額を見積公正価値へ減額処理しております。公正価値を決定するにあたり、当社は市場取引価格又はその他の評価方法を使用しております。市場取引価格を利用できない場合には、主に資産の使用や最終的な処分から生じる見積将来キャッシュ・フローに基づく割引現在価値法、ロイヤルティ免除法又は超過収益法を使用しております。

売却予定の長期性資産については、帳簿価額と公正価値から売却に要する費用を差し引いた額のいずれか低い額で計上しております。

(12) 収益認識基準

当社は、収益が実現し、又は実現可能でありかつ稼得したときに収益を認識しております。当社は、契約書等の説得力のある証拠が存在していること、顧客に対して製品・商品又はサービスが提供されていること、その価格が確定している、又は確定可能であること、対価の回収が合理的に保証されていることのすべてが満たされたときに収益が実現、もしくは実現可能でありかつ稼得したと考えております。一般的に、これらの条件は、所有権及び危険負担が当社から顧客に移転した時点で満たされます。

当社は、コンシューマー製品及び医療・印刷等の業務用製品については、所有権及び危険負担が当社から顧客に移転する時期に応じて、製品が顧客に引き渡された時点、又は出荷された時点で収益を認識しております。医療・印刷機器及びオフィス事務機器等、顧客の受入が必要となる特定の機器については、機器が設置され、顧客の受入が得られた時点で収益を認識しております。サービスについては、主として顧客に販売した機器のメンテナンスから生じており、サービスが提供された時点で収益を認識しております。大部分の複写機のメンテナンスについては、顧客から基本料金及び機器の使用に応じた従量料金を收受しており、サービスが提供され、従量料金が発生した時点で収益を認識しております。販売型リースは、主として複写機及びオフィスプリンターから生じており、当社は、リースの開始時点で収益を認識しております。販売型リースにかかる受取利息相当額については、利息法によりリース残高の残投資額を基準として期間按分し、連結損益計算書の「売上高」に含めております。オペレーティング・リースからのレンタル収入はそれぞれのリース期間にわたって認識しております。

当社は、製品、機器及びサービスが組み合わせられた取引については、基準書605-25に規定されている別個の会計単位の要件を満たす場合、収益を各々の販売価格の比率により按分しております。当該要件を満たさない場合には、未提供の部分が提供されるまで収益を繰り延べております。

当社は、基準書605-50に基づき、製品価格の下落を補填するために支給される販売奨励金や販売量に応じた割戻、一部の現金歩引等を売上高から控除しております。これらは顧客からの請求又は契約上合意した比率等により算出した額に基づいて計上しております。

(13) 製品保証

当社は一部の製品について、顧客に対して製品保証を提供しており、その製品保証期間は一般的に顧客の購入日より1年間であります。製品保証に関する見積費用は、関連する収益が認識された時点で計上しております。製品保証債務の見積金額は、過去の実績に基づいて算出しております。

(14) 輸送費及び取扱手数料

輸送費及び取扱手数料は連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に含めております。前連結会計年度及び当連結会計年度の輸送費及び取扱手数料はそれぞれ55,627百万円及び52,955百万円です。

(15) 広告宣伝費

広告宣伝費は発生時に費用計上され、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に含めております。前連結会計年度及び当連結会計年度の広告宣伝費はそれぞれ21,316百万円及び18,642百万円です。

(16) 法人税等

法人税等は基準書740に基づき資産負債法により算出されております。

当社は資産及び負債の財務会計上の金額と税務上の金額の差異に基づいて繰延税金資産及び負債を認識しており、その算出にあたっては差異が解消される年度に適用される税率及び税法を適用しております。繰延税金資産のうち回収されない可能性が高い部分については、評価性引当金を計上しております。

当社は、同基準書に基づき、税務当局による調査において50%超の可能性をもって税務ベネフィットが認められる場合にその影響額を認識しております。税務ポジションに関連するベネフィットは、税務当局との解決により、50%超の可能性で実現が期待される最大金額で測定されます。

(17) 消費税等

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(18) デリバティブ

当社は、外国為替予約契約、通貨スワップ契約、通貨金利スワップ契約及び金利スワップ契約等のすべてのデリバティブをその保有目的又は意図にかかわらず、公正価値により資産又は負債として計上しております。一般的に公正価値ヘッジとして会計処理されているデリバティブの公正価値の変動額は、ヘッジされているリスクに関連するヘッジ対象の公正価値の変動額とともに損益に計上しております。キャッシュ・フローヘッジとして会計処理されているデリバティブの公正価値の変動額のうち、ヘッジが有効である部分は税効果調整後の金額で連結貸借対照表の「その他の包括利益(損失)累積額」に計上し、ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性の評価から除外された部分は損益に計上しております。ヘッジ指定をしていない、又はヘッジとしての要件を満たしていないデリバティブの公正価値の変動額については、ただちに当期の損益として計上しております。

(19) 1株当たり当社株主帰属当期純利益

基本的1株当たり当社株主帰属当期純利益は各年度の加重平均発行済株式数に基づいて計算しております。希薄化後1株当たり当社株主帰属当期純利益は、ストックオプションが行使された場合に発行される追加株式の希薄化効果を含んでおります。

(20) 株式を基礎とした報酬

当社は、基準書718に基づき、株式を基礎とした報酬費用を当該報酬の付与日における公正価値に基づき測定し、認識しております。

(21) 後発事象

基準書855に基づき当連結会計年度末後の後発事象は、連結財務諸表が提出可能となった日である平成29年7月31日までの期間において評価しております。

(22) 組替再表示

前連結会計年度の連結財務諸表及び注記を当連結会計年度の表示にあわせて組替再表示しております。

(23) 新会計基準

平成26年5月に、米国財務会計基準審議会は、会計基準アップデート2014-09「顧客との契約から生じる収益」を発行しました。会計基準アップデート2014-09が規定する基準書606は、基準書605を置き換えるものであります。会計基準アップデート2014-09は、一部の例外を除くすべての顧客との契約から生じる収益を認識するため、5つのステップから構成される収益認識モデルを規定しております。また、会計基準アップデート2014-09は、主に顧客との契約、収益認識に関する重要な判断やその変更についての定性的及び定量的な開示を要求しております。会計基準アップデート2014-09は、平成28年12月15日より後に始まる連結会計年度(期中会計期間を含む)から適用される予定でしたが、米国財務会計基準審議会は、会計基準アップデート2015-14「顧客との契約から生じる収益：適用日の延期」を平成27年8月に発行し、その適用を1年延期しました。早期適用は平成28年12月15日より後に始まる連結会計年度(期中会計期間を含む)からの適用のみ認められております。当社においては平成30年4月1日より始まる連結会計年度から適用になります。会計基準アップデート2014-09は適用時に開示される全ての会計期間に遡及的に適用する方法と適用初年度の期首に累積的影響額を調整する方法のいずれかをを用いることを要求しております。さらに、米国財務会計基準審議会は、会計基準アップデート2014-09に関する規定を明確にするために、平成28年3月に会計基準アップデート2016-08「顧客との契約から生じる収益：本人か代理人かの検討」を、平成28年4月に会計基準アップデート2016-10「顧客との契約から生じる収益：履行義務の識別及びライセンス」を、平成28年5月に会計基準アップデート2016-12「顧客との契約から生じる収益：限定的な改善及び実務上の便法」を、平成28年12月に会計基準アップデート2016-20「顧客との契約から生じる収益：技術的修正及び改善」を発行しました。これらの会計基準アップデートは会計基準アップデート2014-09と同時に適用されます。会計基準アップデート2014-09が当社の経営成績及び財政状態に与える影響並びに適用方法について現在検討しております。

平成27年11月に、米国財務会計基準審議会は、会計基準アップデート2015-17「繰延税金の貸借対照表における分類」を発行しました。会計基準アップデート2015-17は、全ての繰延税金資産・負債を貸借対照表で固定に区分することを規定しております。会計基準アップデート2015-17は平成28年12月15日より後に始まる連結会計年度（期中会計期間を含む）から適用され、早期適用が認められております。当社においては平成29年4月1日より始まる連結会計年度から適用になります。会計基準アップデート2015-17は適用時に開示される全ての会計年度に遡及的に適用する方法と将来に向けて適用する方法のいずれかを用いることを要求しております。会計基準アップデート2015-17が当社の財政状態に与える影響並びに適用方法について現在検討しております。

平成28年1月に、米国財務会計基準審議会は、会計基準アップデート2016-01「金融商品 - 全体：金融資産と金融負債の認識及び測定」を発行しました。会計基準アップデート2016-01は、持分法投資及び連結された投資を除き、持分証券投資を公正価値により測定し、その変動を純損益に認識することを求めています。また公正価値オプションが選択された金融負債の固有の信用リスクに起因する公正価値の変動について、その他の包括利益として表示することを求めるとともに、金融商品の開示に関するいくつかの規定を修正しております。さらに、会計基準アップデート2016-01は売却可能有価証券に関する繰延税金資産に対する評価性引当金の要否の判断に関する規定を明らかにしております。会計基準アップデート2016-01は平成29年12月15日より後に始まる連結会計年度（期中会計期間を含む）から適用され、早期適用は一定の内容について認められております。当社においては平成30年4月1日より始まる連結会計年度から適用になります。会計基準アップデート2016-01が当社の経営成績及び財政状態に与える影響並びに適用方法について現在検討しております。

平成28年2月に、米国財務会計基準審議会は、会計基準アップデート2016-02「リース」を発行しました。会計基準アップデート2016-02が規定する基準書842は、基準書840を置き換えるものであります。会計基準アップデート2016-02は、リースの借手に対してリース負債と使用権資産を貸借対照表上に認識することを規定しております。また、会計基準アップデート2016-02は、リースについての定性的及び定量的な開示を要求しております。会計基準アップデート2016-02は、平成30年12月15日より後に始まる連結会計年度（期中会計期間を含む）から適用され、早期適用は認められております。当社においては平成31年4月1日から始まる連結会計年度から適用になります。会計基準アップデート2016-02は修正遡及アプローチを使用し適用初年度の期首にリースの認識と測定を行うことを要求しております。会計基準アップデート2016-02が当社の経営成績及び財政状態に与える影響並びに適用方法について現在検討しております。

平成28年6月に、米国財務会計基準審議会は、会計基準アップデート2016-13「金融商品 - 信用損失：金融商品の信用損失の測定」を発行しました。会計基準アップデート2016-13は、金融資産について、現行の発生損失モデルではなく予想信用損失モデルに基づいて損失を認識することを要求しております。予想信用損失モデルでは、回収が予想されない契約キャッシュ・フローの見積を引当金として認識することになります。会計基準アップデート2016-13は、平成31年12月15日より後に始まる連結会計年度（期中会計期間を含む）から適用され、早期適用が認められております。当社においては平成32年4月1日から始まる連結会計年度から適用になります。会計基準アップデート2016-13が当社の経営成績及び財政状態に与える影響並びに適用方法について現在検討しております。

3 負債証券及び持分証券投資

売却可能有価証券に関して、前連結会計年度末及び当連結会計年度末の主な有価証券の種類別の取得原価、未実現利益、未実現損失及び見積公正価値は次のとおりであります。なお、取得日より3ヶ月以内に満期となる一部の負債証券は、連結貸借対照表の「現金及び現金同等物」に含まれており、これらの前連結会計年度末及び当連結会計年度末における未実現利益額及び未実現損失額に重要性はありません。

	前連結会計年度末				当連結会計年度末			
	取得原価 (百万円)	未実現 利益 (百万円)	未実現 損失 (百万円)	見積公正 価値 (百万円)	取得原価 (百万円)	未実現 利益 (百万円)	未実現 損失 (百万円)	見積公正 価値 (百万円)
有価証券								
社債	28,000	18	6	28,012	6,000	1	1	6,000
合計	28,000	18	6	28,012	6,000	1	1	6,000
	前連結会計年度末				当連結会計年度末			
	取得原価 (百万円)	未実現 利益 (百万円)	未実現 損失 (百万円)	見積公正 価値 (百万円)	取得原価 (百万円)	未実現 利益 (百万円)	未実現 損失 (百万円)	見積公正 価値 (百万円)
投資有価証券								
外国政府債	250	3	-	253	-	-	-	-
株式	53,344	76,175	936	128,583	59,658	67,942	924	126,676
投資信託	5,598	3,541	-	9,139	306	-	44	262
合計	59,192	79,719	936	137,975	59,964	67,942	968	126,938

前連結会計年度における売却可能有価証券の売却収入額は23,975百万円、売却利益額は12,017百万円、売却損失額に重要性はありません。当連結会計年度における売却可能有価証券の売却収入額は34,903百万円、売却利益額は22,483百万円、売却損失額はあります。

前連結会計年度及び当連結会計年度における売却可能有価証券の一時的でない減損損失額に重要性はありません。

当連結会計年度末における満期別に分類された負債証券の取得原価及び見積公正価値は次のとおりであります。

	取得原価 (百万円)	見積公正価値 (百万円)
1年以内	6,000	6,000
合計	6,000	6,000

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における売却可能有価証券のうち、未実現損失の状態が継続しているものの見積公正価値及び未実現損失は次のとおりであります。

	前連結会計年度末					
	12ヶ月未満		12ヶ月以上		合計	
	見積公正価値 (百万円)	未実現損失 (百万円)	見積公正価値 (百万円)	未実現損失 (百万円)	見積公正価値 (百万円)	未実現損失 (百万円)
社債	5,994	6	-	-	5,994	6
株式	4,787	617	723	319	5,510	936
合計	10,781	623	723	319	11,504	942

	当連結会計年度末					
	12ヶ月未満		12ヶ月以上		合計	
	見積公正価値 (百万円)	未実現損失 (百万円)	見積公正価値 (百万円)	未実現損失 (百万円)	見積公正価値 (百万円)	未実現損失 (百万円)
社債	3,000	1	-	-	3,000	1
株式	1,339	68	3,583	856	4,922	924
投資信託	262	44	-	-	262	44
合計	4,601	113	3,583	856	8,184	969

平成29年3月31日現在、公正価値が原価に対して下落している売却可能有価証券のうち、主なものは日本国内の市場性のある株式であり、その銘柄数は約20であります。未実現損失が発生している主要な銘柄について、投資先の財政状態や将来見込みに基づき、下落率及び下落期間を勘案した結果、当連結会計年度は、株式の公正価値の下落が一時的ではないと判断するには尚早であること、また当社及び連結子会社は当該株式を近い将来売却する予定はなく、公正価値が将来回復するのに十分な合理的期間にわたり株式の保有を継続する意図と能力を有していることから、当社はこれらの未実現損失を含む投資につき、一時的でない価値の下落にあたらぬものと判断しました。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において原価法により評価された市場性のない有価証券の取得原価は、それぞれ6,497百万円及び7,138百万円であります。前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、上記投資額のうち減損の評価を行っていない有価証券の取得原価は、それぞれ4,323百万円及び4,961百万円であります。減損の評価を行わなかったのは、投資の公正価値に著しく不利な影響を及ぼす事象や状況の変化が見られなかったためであります。

4 リース債権

リース債権は、主に当社の事務用機器の販売型リースに関わるものであります。リース債権のうち1年以内に期限が到来するもの及び1年超のものは、それぞれ受取債権の「営業債権及びリース債権」及び「長期リース債権及びその他の長期債権」に含まれております。これらのリース債権は通常1年から8年の期限となっております。前連結会計年度末及び当連結会計年度末のリース債権の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
リース債権総額	221,130	208,513
未実現利益	24,532	21,884
貸倒引当金	5,639	6,635
リース債権純額	190,959	179,994

当連結会計年度末における販売型リースにおいて将来受け取るであろう最低リース料支払額は次のとおりであります。

	(百万円)
平成29年度	87,681
平成30年度	48,161
平成31年度	36,154
平成32年度	23,637
平成33年度	10,241
平成34年度以降	2,639
最低リース料支払総額	208,513

5 棚卸資産

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における棚卸資産の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
製品・商品	210,365	202,538
半製品・仕掛品	53,215	50,088
原材料・貯蔵品	85,586	86,616
合計	349,166	339,242

6 関連会社に対する投資

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における持分法適用の関連会社に対する投資はそれぞれ26,640百万円及び27,081百万円であります。連結貸借対照表の計上額と関連会社の純資産に対する当社グループの持分との差額には、債務超過会社の影響を除いて重要性がありません。これらの関連会社は主にイメージングソリューション、インフォメーションソリューション及びドキュメントソリューション事業の業務を行っております。

当社の持分法適用の関連会社について合算した要約財政状態及び経営成績は次のとおりであります。なお、個々に重要性のある関連会社はありません。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
流動資産	137,854	121,904
固定資産	42,440	41,901
資産合計	180,294	163,805
流動負債	80,200	69,482
固定負債	64,006	72,719
純資産合計	36,088	21,604
負債及び純資産合計	180,294	163,805
	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
売上高	266,241	227,343
当期純利益(損失)	2,604	10,206

前連結会計年度及び当連結会計年度の当社と関連会社との取引高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
売上	88,553	67,197
仕入	9,659	10,703
受取配当金	2,000	1,083

7 営業権及びその他の無形固定資産

前連結会計年度及び当連結会計年度のオペレーティングセグメント毎の営業権の増減は次のとおりであります。

	インフォメーション ソリューション (百万円)	ドキュメント ソリューション (百万円)	合計 (百万円)
平成27年3月31日現在残高	270,049	234,914	504,963
取得額	20,885	-	20,885
その他	11,065	7,913	18,978
平成28年3月31日現在残高	279,869	227,001	506,870
取得額	791	-	791
その他	5,365	2,463	7,828
平成29年3月31日現在残高	275,295	224,538	499,833

その他には、為替換算調整額等が含まれます。

前連結会計年度及び当連結会計年度において、イメージングソリューションに営業権は計上しておりません。

償却対象であるその他の無形固定資産の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度末		
	取得原価 (百万円)	償却累計額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)
技術関連	78,554	27,610	50,944
顧客関連	28,511	11,226	17,285
その他	17,491	5,217	12,274
合計	124,556	44,053	80,503

	当連結会計年度末		
	取得原価 (百万円)	償却累計額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)
技術関連	71,601	29,279	42,322
顧客関連	29,486	12,821	16,665
その他	14,360	3,176	11,184
合計	115,447	45,276	70,171

当連結会計年度において、当社は主としてインフォメーションソリューションの技術関連及び顧客関連の償却対象であるその他の無形固定資産について、見積将来キャッシュ・フローの低下等により回収可能性がないと判断されたため、3,243百万円の減損損失を認識しました。減損損失は連結損益計算書の販売費及び一般管理費に含まれております。

その他の無形固定資産の償却費は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ9,436百万円及び9,045百万円であります。

償却対象でないその他の無形固定資産は、前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、ともに重要性はありません。

償却対象であるその他の無形固定資産の今後5年間における見積償却費は、次のとおりであります。

	(百万円)
平成29年度	8,183
平成30年度	8,051
平成31年度	7,574
平成32年度	7,348
平成33年度	6,545

8 短期の社債及び借入金・長期の社債及び借入金

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における短期の社債及び借入金の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
銀行借入金	19,443	10,038
コマーシャル・ペーパー	29,000	10,000
1年以内返済の社債及び長期借入金	6,862	103,961
合計	55,305	123,999

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における銀行借入金及びコマーシャル・ペーパーの加重平均利率は、それぞれ1.06%及び0.91%であります。短期借入金は無担保であります。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における長期の社債及び借入金の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
銀行及び保険会社等からの無担保借入金		
前連結会計年度：返済期限 平成28年度～平成45年度 年利率0.330%～6.000%		
当連結会計年度：返済期限 平成29年度～平成45年度 年利率 0.591%～6.000%	142,405	211,166
無担保社債(円建)		
返済期限 平成29年度 年利率0.328%	40,000	40,000
返済期限 平成29年度 年利率0.330%	60,000	60,000
返済期限 平成31年度 年利率0.515%	30,000	30,000
返済期限 平成31年度 年利率0.005%	-	100,000
返済期限 平成33年度 年利率0.080%	-	30,000
返済期限 平成34年度 年利率0.882%	40,000	40,000
返済期限 平成35年度 年利率0.180%	-	10,000
返済期限 平成38年度 年利率0.250%	-	10,000
その他	4,845	7,638
	317,250	538,804
控除：1年以内に返済期限が到来する金額	6,862	103,961
差引計	310,388	434,843

長期の社債及び借入金の今後5年間における年度別返済予定額は次のとおりであります。

	(百万円)
平成29年度	103,961
平成30年度	27,672
平成31年度	161,748
平成32年度	45,625
平成33年度	30,535

特定の銀行借入金については一般的な約定として、銀行の要求により現在及び将来の借入に対する担保の差入又は保証人の設定を行うこと、また、銀行は返済期日の到来した借入金又は約定不履行となった場合は全ての借入金と銀行預金を相殺する権利を有することを約しております。銀行以外の一部の貸主との長期約定においても、その要求により、担保を追加することを約しております。

9 退職給付制度

当社の国内子会社の従業員の大部分は、退職にあたり会社への貢献度をより反映したポイント制を基礎に算出される退職一時金又は年金の受給資格を有します。

当社の一部の子会社は、確定給付企業年金制度を有しており、関連する年金資産は信託銀行や保険会社により管理されております。確定給付年金については、将来の支給額に見合う資金を確保できるように年金数理計算に基づいて算定された拠出金を積み立てております。また、当社の一部の子会社は確定拠出型退職給付制度を有しております。この制度では従業員の年間給与の一定割合に相当する金額を毎年積み立てております。

当連結会計年度において、当社の一部の子会社で、退職給付制度の清算が発生しております。この清算に伴い588百万円(利益)を退職給付費用に含めて処理しております。また、この退職給付制度の清算に伴い、退職給付債務が4,496百万円減少しております。

前連結会計年度及び当連結会計年度の確定拠出型退職給付制度に関する退職給付費用計上額はそれぞれ10,211百万円及び10,264百万円であります。

退職給付費用の内訳

確定給付型退職給付制度の前連結会計年度及び当連結会計年度における退職給付費用の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
退職給付費用の内訳：		
勤務費用	22,767	22,289
利息費用	11,834	7,944
期待運用収益	22,841	21,484
数理計算上の差異の償却額	6,268	10,795
過去勤務債務の償却額	3,137	2,586
制度清算による利益	-	588
退職給付費用	14,891	16,370

前連結会計年度及び当連結会計年度における、その他の包括利益(損失)累積額における、年金資産と予想給付債務のその他の変化は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
年金数理上の損失(利益)の当期発生額	66,244	7,488
数理計算上の差異の償却額	6,268	10,795
制度改訂による過去勤務債務の発生額	2,353	2,081
過去勤務債務の償却額	3,137	2,586
制度清算による利益	-	893
合計	60,760	18,671

その他の包括利益(損失)累積額に含まれている金額のうち、平成29年度における数理計算上の差異及び過去勤務債務の償却予定額はそれぞれ次のとおりであります。

	(百万円)
数理計算上の差異の償却予定額	8,987
過去勤務債務の償却予定額	1,910

退職給付制度の財務状況

確定給付型退職給付制度の前連結会計年度及び当連結会計年度における予測給付債務及び年金資産の公正価値の期首残高と期末残高との調整と積立状況は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
予測給付債務の変動：		
予測給付債務期首残高	806,190	840,738
勤務費用	22,767	22,289
利息費用	11,834	7,944
従業員拠出	620	448
退職給付制度改訂	2,353	2,081
数理計算上の差異	42,173	8,168
給付額	29,419	28,956
制度清算による減少	-	4,496
為替換算による変動額	11,074	13,892
予測給付債務期末残高	840,738	830,162
年金資産の変動：		
年金資産の公正価値期首残高	806,260	788,843
実際運用収益	1,230	37,140
事業主拠出	23,403	20,952
従業員拠出	620	448
給付額	27,728	27,086
制度清算による減少	-	3,015
為替換算による変動額	12,482	14,924
年金資産の公正価値期末残高	788,843	802,358
積立状況	51,895	27,804

確定給付型退職給付制度の前連結会計年度末及び当連結会計年度末における連結貸借対照表上の認識額は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
その他資産	13,837	12,770
未払費用	976	1,130
退職給付引当金	64,756	39,444
純認識額	51,895	27,804

確定給付型退職給付制度の前連結会計年度末及び当連結会計年度末におけるその他の包括利益(損失)累積額の認識額は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
数理計算上の差異	219,265	199,307
過去勤務債務	14,628	13,565
合計	204,637	185,742

前連結会計年度末及び当連結会計年度末の確定給付型退職給付制度の累積給付債務は、それぞれ832,237百万円及び823,402百万円であります。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、予測給付債務が年金資産を超過する年金制度の予測給付債務及び年金資産の公正価値、また、累積給付債務が年金資産を超過する年金制度の累積給付債務、年金資産の公正価値は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
予測給付債務が年金資産を上回る制度：		
予測給付債務	774,136	764,337
年金資産の公正価値	708,402	725,169
累積給付債務が年金資産を上回る制度：		
累積給付債務	720,014	752,620
年金資産の公正価値	658,015	718,110

基礎率

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、退職給付債務の計算のために用いられた基礎率(加重平均)は次のとおりであります。なお、前連結会計年度末及び当連結会計年度末における昇給率については、大部分の退職給付制度で、従業員の給与を基礎としていない制度が採用されており、退職給付債務の計算に与える重要な影響はないため、記載を省略しております。

	前連結会計年度末	当連結会計年度末
割引率	0.98%	0.99%

前連結会計年度及び当連結会計年度における、退職給付費用の計算のために用いられた基礎率(加重平均)は次のとおりであります。なお、前連結会計年度及び当連結会計年度における昇給率については、大部分の退職給付制度で、従業員の給与を基礎としていない制度が採用されており、退職給付費用の計算に与える重要な影響はないため、記載を省略しております。

	前連結会計年度	当連結会計年度
割引率	1.42%	0.98%
年金資産の長期期待収益率	2.75%	2.68%

年金資産の長期期待収益率は、資産カテゴリー別の長期期待運用収益、及びポートフォリオ別の過去の運用実績に基づいて算定しております。

年金資産

当社の年金資産運用については、従業員に対する年金給付や一時金給付の支払いを将来にわたり確実に行うため、許容されるリスクの下で、必要とされる総合収益を長期的に確保することを目指しております。

当社の投資方針の基本は、分散投資による効率的なリターンの追求及びリスクの低減にあります。中長期的な観点で最適な資産の組み合わせである基本資産配分を策定し、定期的に検証を行っております。また、策定時の諸条件が変化すると認められる時は、必要に応じて基本資産配分の見直しを行うこととしております。実際の運用においては、短期的な市場環境をも勘案し、予め定められた許容レンジの範囲内で、運用を行っております。

年金資産の目標資産配分割合は、持分証券が19%(国内株式が6%、外国株式が13%)、負債証券が39%(国内債券が23%、外国債券が16%)、生命保険会社が扱う団体年金の一般勘定(以下、「生保一般勘定」と記述します。)が23%、ヘッジファンド及び不動産等のオルタナティブ投資が19%であります。

持分証券は、主に証券取引所に上場されている株式であり、投資対象企業の経営内容、成長性等について十分調査分析を行った上で銘柄を選択するとともに、業種等についても適切な分散化を図っております。負債証券は、主に国債、公債、社債であり、格付け、利率、償還日等の発行条件、発行者等について十分調査分析を行った上で銘柄を選択するとともに、残存期間、発行者等についても適切な分散化を図っております。合同運用信託は、持分証券及び負債証券と同様な投資方針で行っております。生保一般勘定は、一定の予定利率と元本が保証されており、発行者の格付け等について十分調査分析を行った上で銘柄を選択するとともに、適切な分散化を図っております。外国銘柄への投資は、投資対象市場の政治・経済の安定性、決済システム及び税制等の市場特性を十分調査した上で、投資対象国及び通貨を選定し、分散化を図っております。オルタナティブ投資は、主にヘッジファンド及び不動産であり、伝統的資産への投資リスクに対するヘッジ機能、市場動向に左右されにくい収益源泉の導入等を目的としており、伝統的資産とは異なるリスク及びリターンの特性について十分調査分析を行った上で銘柄を選択するとともに、投資手法及び運用機関についても適切な分散化を図っております。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における年金資産の公正価値の階層は次のとおりであります。なお、公正価値の測定手法に用いられるインプットの優先順位を設定する公正価値の階層については、注記18「公正価値の測定」に記述しております。

	前連結会計年度末			
	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	合計 (百万円)
現金及び現金同等物並びに 短期貸付金(1)	17,588	14,612	-	32,200
持分証券				
国内株式	6,603	118	-	6,721
外国株式	10,342	3,297	-	13,639
合同運用信託(2)	-	128,555	-	128,555
負債証券				
国債(3)	10,235	389	-	10,624
社債(4)	-	36,598	-	36,598
合同運用信託(5)	-	249,191	-	249,191
生保一般勘定	-	186,447	-	186,447
オルタナティブ投資				
株式ファンド(6)	-	2,050	-	2,050
その他ファンド(8)	-	29,112	80,978	110,090
不動産(9)	-	2,516	10,212	12,728
年金資産合計	44,768	652,885	91,190	788,843

当連結会計年度末

	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	合計 (百万円)
現金及び現金同等物並びに 短期貸付金(1)	11,358	7,909	-	19,267
持分証券				
国内株式	7,689	-	-	7,689
外国株式	13,964	155	-	14,119
合同運用信託(2)	-	147,189	-	147,189
負債証券				
国債(3)	19,023	4,723	-	23,746
社債(4)	-	17,466	-	17,466
合同運用信託(5)	-	244,732	-	244,732
生保一般勘定	-	182,800	-	182,800
オルタナティブ投資				
株式ファンド(6)	-	1,858	2,256	4,114
債券ファンド(7)	-	3,778	6,362	10,140
その他ファンド(8)	-	33,986	76,125	110,111
不動産(9)	-	5,623	15,362	20,985
年金資産合計	52,034	650,219	100,105	802,358

- (1) 短期貸付金は、合同運用信託の貸付金口にて保有している銀行勘定貸、譲渡性預金及びコールローンを含んでおり、レベル2に分類しております。
- (2) 前連結会計年度末及び当連結会計年度末において持分証券の合同運用信託は、それぞれ26%及び26%を国内株式、74%及び74%を外国株式に投資しております。
- (3) 前連結会計年度末及び当連結会計年度末において国債は、それぞれ92%及び40%を日本国債、8%及び60%を外国国債に投資しております。
- (4) 前連結会計年度末において社債は、14%を国内社債、86%を外国社債に投資しております。当連結会計年度末において社債は、22%を国内社債、78%を外国社債に投資しております。
- (5) 前連結会計年度末及び当連結会計年度末において負債証券の合同運用信託は、それぞれ34%及び33%を日本国債、政府機関債及び地方債、41%及び39%を外国国債、12%及び15%を国内社債、13%及び13%を外国社債に投資しております。
- (6) 株式ファンドは、主に国内株式を投資対象としたファンドであります。
- (7) 債券ファンドは、主に外国国債及び通貨を投資対象としたファンドであります。
- (8) その他ファンドに含まれる資産は、主にレベル2に分類された、上場先物等に投資しているマネージド・フューチャーズ及びレベル3に分類された、様々な商品及び手法のヘッジファンドを組み合わせることで分散投資を図っているファンド・オブ・ヘッジファンズであります。
- (9) 不動産は、主に、安定的な賃料収入及び売却収入によるキャピタルゲインの獲得を目的とした国内の不動産ファンドであります。

レベル1に含まれる資産は、主に現金及び現金同等物、国債、上場株式であり、活発な市場における同一資産の調整不要な相場価格により評価しております。レベル2に含まれる資産は、主に政府機関債、地方債、社債、持分証券及び負債証券の合同運用信託、生保一般勘定、一部のオルタナティブ投資であります。政府機関債、地方債及び社債は、活発でない市場における直接的又は間接的に観察可能なインプットを用いて評価しております。合同運用信託及び一部のオルタナティブ投資は、金融機関又は第三者から入手した観察可能な市場データによって裏付けられたインプットを用いて評価しております。生保一般勘定は、転換価格で評価しております。レベル3に含まれる資産は、主にヘッジファンド、不動産等のオルタナティブ投資であり、評価手法に対する重要な観察不能なインプットを用いて評価しております。

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるレベル3に分類された資産の増減は次のとおりであります。

	前連結会計年度					期末残高 (百万円)
	期首残高 (百万円)	期末保有資産の 実際運用収益 (百万円)	期中売却資産 の売却損益 (百万円)	購入/売却 (百万円)	為替換算 による変動額 (百万円)	
オルタナティブ投資						
その他ファンド	77,974	1,068	15	2,913	962	80,978
不動産	9,856	461	-	27	78	10,212
合計	87,830	1,529	15	2,886	1,040	91,190

	当連結会計年度					期末残高 (百万円)
	期首残高 (百万円)	期末保有資産の 実際運用収益 (百万円)	期中売却資産 の売却損益 (百万円)	購入/売却 (百万円)	為替換算 による変動額 (百万円)	
オルタナティブ投資						
株式ファンド	-	-	-	2,534	278	2,256
債券ファンド	-	-	-	7,159	797	6,362
その他ファンド	80,978	2,338	55	6,694	442	76,125
不動産	10,212	239	5	5,220	314	15,362
合計	91,190	2,577	50	8,219	1,831	100,105

抛却予想額

平成29年度における確定給付型退職給付制度への抛却予想額は、22,064百万円であります。

予測将来給付額

予測将来給付額は、次のとおりであります。

	(百万円)
平成29年度	30,540
平成30年度	31,069
平成31年度	33,612
平成32年度	34,714
平成33年度	34,398
平成34年度～平成38年度	188,973

10 法人税等

当社及び国内子会社に適用される法人税等は、法人税、住民税及び事業税を含んでおり、前連結会計年度における法定税率は33.0%であり、当連結会計年度における法定税率は30.8%であります。

平成28年3月29日に、日本の税制を改正する法律が成立しました。この改正により、前連結会計年度において、法定実効税率が、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの期間内に開始する事業年度においては30.8%に、平成30年4月1日以降開始する事業年度においては30.6%に減少することになりました。この結果、平成28年4月1日から平成30年3月31日までに解消または実現すると予測される繰延税金資産及び負債に適用される法定税率は30.8%に、平成30年4月1日以降は30.6%に減少しております。この税率変更による繰延税金資産及び負債の調整額は1,859百万円(損失)であり、前連結会計年度の連結損益計算書の「法人税等調整額」に含めております。

前連結会計年度及び当連結会計年度における法定税率と実効税率の調整は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (%)	当連結会計年度 (%)
法定税率	33.0	30.8
税率増加・減少()要因		
税務上損金に算入されない費用	1.6	1.1
海外税率差異	3.6	0.1
未分配利益の繰延税金負債	1.1	1.3
研究開発減税	2.4	4.1
評価性引当金増減	6.0	7.4
日本の法人税率変更による影響	1.0	-
未認識税務ベネフィットに係る調整	0.6	0.1
その他	2.5	0.8
実効税率	26.6	22.7

前連結会計年度及び当連結会計年度における納税地域ごとの税金等調整前当期純利益の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
税金等調整前当期純利益		
国内	110,520	124,157
海外	71,722	70,618
合計	182,242	194,775

前連結会計年度及び当連結会計年度における法人税等の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
法人税・住民税及び事業税		
国内	20,298	33,328
海外	19,928	13,728
法人税・住民税及び事業税合計	40,226	47,056
法人税等調整額		
国内	18,193	3,211
海外	9,974	277
法人税等調整額合計	8,219	2,934
合計	48,445	44,122

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における繰延税金資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
繰延税金資産		
棚卸資産	32,946	16,764
減価償却費	26,814	20,712
未払費用	35,552	34,786
退職給付引当金	1,610	808
年金負債調整額	63,071	56,688
未払事業税	1,629	2,738
税務上の繰越欠損金	29,307	25,000
投資有価証券評価損	4,573	3,816
貸倒引当金	6,224	11,869
その他	38,454	36,659
	240,180	209,840
控除：評価性引当金	46,111	40,603
繰延税金資産合計	194,069	169,237
繰延税金負債		
減価償却費	2,223	2,760
リース	11,739	13,157
未分配利益の税効果	21,354	25,204
売却可能有価証券の未実現利益	19,151	17,431
営業権	11,195	11,140
退職給付引当金	46,820	45,886
その他の無形固定資産	23,233	23,263
その他	8,500	7,897
繰延税金負債合計	144,215	146,738
繰延税金資産純額	49,854	22,499

評価性引当金は、主として税務上の繰越欠損金を有する子会社の繰延税金資産に対するものであり、前連結会計年度においては20,973百万円、当連結会計年度においては5,508百万円それぞれ減少しております。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における連結貸借対照表に計上されている繰延税金資産及び負債は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
繰延税金資産(流動資産)	77,828	61,423
繰延税金資産(その他の資産)	9,040	12,005
その他の流動負債	38	193
繰延税金負債(固定負債)	36,976	50,736
繰延税金資産純額	49,854	22,499

当連結会計年度末における税務上の繰越欠損金は85,933百万円であり、うち44,951百万円は繰越期限がなく、25,877百万円は平成37年度までに繰越期限が到来し、残りの部分については、最長では平成48年度までに繰越期限が到来します。これらの繰越欠損金は子会社で将来発生する課税所得と相殺できるものであります。

当社は、国内子会社で発生した未分配利益については、日本の税法により国内子会社からの配当金が無税であるため、繰延税金負債を計上しておりません。

当社は税務当局による調査において50%超の可能性をもって税務ベネフィットが認められる場合にその影響額を認識しております。

前連結会計年度及び当連結会計年度における未認識税務ベネフィットの期首残高と期末残高との調整は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
期首残高	5,211	4,064
当期の税務ポジションに関連する増加	90	69
過年度の税務ポジションに関連する増加	-	-
過年度の税務ポジションに関連する減少	441	429
解決による減少	796	-
期末残高	4,064	3,704

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における未認識税務ベネフィットのうち、認識された場合に実効税率を減少させる金額は、それぞれ4,064百万円及び3,704百万円であります。

当社は、未認識税務ベネフィットの見積及びその前提について妥当であると考えておりますが、税務調査等の最終結果に関する不確実性は、将来の実効税率に影響を与える可能性があります。当連結会計年度末において、当社が認識している項目に基づく限り、今後12ヶ月以内に重要な未認識税務ベネフィットの増減が生じることは予想しておりません。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、連結貸借対照表の未払利息及び課徴金、及び連結損益計算書の法人税等に含まれる利息及び課徴金の金額には重要性がありません。

当社は日本国内の主要な会社においては、平成25年度以前の事業年度について税務当局による通常の税務調査が終了しております。現時点においては、近い将来に当社が移転価格税制に関する税務調査を受ける明確な兆候はありませんが、平成22年度以降の事業年度について税務当局は移転価格税制に関する税務調査を実施する権限があります。

また、海外地域の主要な会社においては、平成23年度以前の事業年度について税務調査が終了しております。

11 純資産の部

日本の会社法では、剰余金の配当に十分の一を乗じた額を資本準備金又は利益準備金として積み立てることとされています。但し、資本準備金と利益準備金との合計額が資本金の四分の一相当額を超える場合には、その超過分については、株主総会の決議により処分可能となっております。

会社法上の剰余金は日本の会計基準に従って作成された会社の個別財務諸表に基づいております。当連結会計年度末における会社法上の分配可能額は、1,248,767百万円となっております。

当連結会計年度に対応する剰余金の配当額は、平成29年6月29日開催の第121回定時株主総会において承認を受けた剰余金の配当額を含めて連結財務諸表に反映しております。

12 その他の包括利益(損失)

前連結会計年度及び当連結会計年度における「その他の包括利益(損失)累積額」の変動は次のとおりであります。

	前連結会計年度				
	有価証券未実現損益 (百万円)	為替換算調整額 (百万円)	年金負債調整額 (百万円)	デリバティブ 未実現損益 (百万円)	合計 (百万円)
期首残高	70,832	94,576	76,966	980	87,462
当期変動額	12,093	64,921	34,551	112	111,453
当期損益への組替額	7,875	-	1,770	684	6,789
純変動額	19,968	64,921	32,781	572	118,242
期末残高	50,864	29,655	109,747	1,552	30,780
	当連結会計年度				
	有価証券未実現損益 (百万円)	為替換算調整額 (百万円)	年金負債調整額 (百万円)	デリバティブ 未実現損益 (百万円)	合計 (百万円)
期首残高	50,864	29,655	109,747	1,552	30,780
当期変動額	7,206	25,598	5,532	206	12,654
当期損益への組替額	15,377	-	3,729	362	11,286
純変動額	8,171	25,598	9,261	568	23,940
期末残高	42,693	4,057	100,486	984	54,720

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるその他の包括利益(損失)累積額から当期損益へ組替えられた金額は次のとおりであります。

損益計算書科目 (　は損失)	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
有価証券未実現損益		
投資有価証券売却損益・純額	11,990	22,483
その他損益・純額	2	-
法人税等	4,113	6,925
非支配持分帰属損益	-	181
当社株主帰属当期純利益	7,875	15,377
年金負債調整額		
注記9「退職給付制度」を ご参照下さい。	3,131	7,621
法人税等	1,234	2,870
非支配持分帰属損益	127	1,022
当社株主帰属当期純利益	1,770	3,729
デリバティブ未実現損益		
為替差損益・純額	1,547	9
その他損益・純額	138	541
法人税等	466	171
非支配持分帰属損益	259	1
当社株主帰属当期純利益	684	362
当期組替額合計	6,789	11,286

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるその他の包括利益（損失）に配分された税効果金額は次のとおりであります。なお、それぞれの金額には非支配持分帰属額を含んでおります。

	前連結会計年度			当連結会計年度		
	税効果 調整前 (百万円)	税効果額 (百万円)	税効果 調整後 (百万円)	税効果 調整前 (百万円)	税効果額 (百万円)	税効果 調整後 (百万円)
有価証券未実現損益						
当期変動額	16,210	3,961	12,249	10,657	3,298	7,359
当期損益への組替額	11,988	4,113	7,875	22,483	6,925	15,558
純変動額	28,198	8,074	20,124	11,826	3,627	8,199
為替換算調整額	73,515	629	72,886	28,801	560	28,241
年金負債調整額						
当期変動額	63,176	21,406	41,770	11,837	4,653	7,184
当期損益への組替額	3,131	1,234	1,897	7,621	2,870	4,751
純変動額	60,045	20,172	39,873	19,458	7,523	11,935
デリバティブ未実現損益						
当期変動額	568	196	372	281	83	198
当期損益への組替額	1,409	466	943	532	171	361
純変動額	841	270	571	813	254	559
合計	162,599	29,145	133,454	20,356	3,590	23,946

13 契約債務及び偶発債務

債務保証

当社は、他者の特定の負債及びその他債務について保証しております。当連結会計年度末において、保証に基づいて当社が将来支払う可能性のある割引前の金額は最大で7,448百万円であり、そのうち、金融機関に対する従業員の住宅ローンの保証が4,657百万円であります。従業員が支払不能な状態に陥った場合は、一部の子会社は従業員に代わり不履行の住宅ローンを支払う必要があります。一部の保証については従業員の財産により担保されており、その金額は4,648百万円であります。住宅ローン保証の期間は、1年から19年であります。これまで、保証債務に関して多額の支払が生じたことはなく、当連結会計年度末において、保証に対して債務計上している金額は重要性がありません。

リース契約

当社は事務所、店舗、倉庫、事務用機器、研究用機器及び従業員用の社宅を賃借しております。

当初の契約期間又は残存する契約期間が1年以上で、解約不能なオペレーティング・リースの当連結会計年度末における未経過リース料の内訳は次のとおりであります。

	(百万円)
平成29年度	14,835
平成30年度	13,514
平成31年度	10,607
平成32年度	5,556
平成33年度	3,633
平成34年度以降	10,974
未経過リース料合計	59,119

前連結会計年度及び当連結会計年度のオペレーティング・リースに係る賃借料は、それぞれ54,561百万円及び52,650百万円であります。

購入契約、その他の契約債務及び偶発債務

当連結会計年度末における契約債務残高は主として有形固定資産の建設及び購入に関するものであり、その金額は9,372百万円であります。当連結会計年度末における当社が銀行に対して負っている割引手形に関する偶発債務は、4,594百万円であります。

事業の性質上、当社は種々の係争案件や当局の調査に係っております。当社は環境問題、訴訟、当局による調査等、将来に生じる可能性が高く、かつ、損失金額が合理的に見積可能な偶発事象がある場合は、必要な引当を計上しております。これらの損失金額は現時点では確定しておりませんが、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼすものではないと考えております。

製品保証

当社は一部の製品について、顧客に対して製品保証を提供しており、これら製品保証期間は一般的に製品購入日より1年間であります。当社の製品保証引当金の増減の明細は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
引当金期首残高	9,163	9,142
期中引当金繰入額	12,571	10,763
期中目的取崩額	11,770	9,542
失効を含むその他増減	822	610
引当金期末残高	9,142	9,753

14 1株当たり当社株主帰属当期純利益

基本的1株当たり当社株主帰属当期純利益及び希薄化後1株当たり当社株主帰属当期純利益の計算は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
当社株主帰属当期純利益	116,402	131,506
	前連結会計年度 (株)	当連結会計年度 (株)
平均発行済株式数	465,555,759	443,873,684
希薄化効果のある証券：		
ストックオプション	1,547,371	1,584,384
希薄化後発行済株式数	467,103,130	445,458,068
	前連結会計年度 (円)	当連結会計年度 (円)
基本的1株当たり当社株主帰属当期純利益	250.03	296.27
希薄化後1株当たり当社株主帰属当期純利益	249.20	295.22

当社は、希薄化効果を有しないため希薄化後1株当たり当社株主帰属当期純利益の計算より除いているものの、将来において基本的1株当たり当社株主帰属当期純利益を希薄化させる可能性のある発行済のストックオプションを前連結会計年度末及び当連結会計年度末においてそれぞれ172,100株及び187,200株有しております。

15 ストックオプション制度

当社は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに当社子会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対し、ストックオプションに基づく報酬制度を有しております。

平成19年9月3日に1,376個の新株予約権を当社取締役及び執行役員、並びに富士フィルム株式会社取締役、執行役員及びフェロー30名に（以下「平成19年度第1ノ2回新株予約権」と記述します。）、1,706個の新株予約権を当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人60名に（以下「平成19年度第1ノ3回新株予約権」と記述します。）付与しました。また、平成20年10月1日に1,826個の新株予約権を当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人66名に（以下「平成20年度第2ノ2回新株予約権」と記述します。）付与しました。なお、新株予約権1個につき、当社株式100株の購入が可能です。

平成19年度第1ノ2回新株予約権は権利確定しており、付与日の翌日から11年間の権利行使期間を有しております。1株当たりの権利行使価格は、1円に設定されました。

平成19年度第1ノ3回新株予約権は権利確定しており、平成21年7月28日より権利行使可能であり、権利行使可能日から8年間の権利行使期間を有しております。1株当たりの権利行使価格は、付与日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値、又は付与日の終値のいずれか高い金額との条件で4,976円に設定されました。

平成20年度第2ノ2回新株予約権は権利確定しており、平成22年8月29日より権利行使可能であり、権利行使可能日から8年間の権利行使期間を有しております。1株当たりの権利行使価格は、付与日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値、又は付与日の終値のいずれか高い金額との条件で2,981円に設定されました。

平成21年9月1日に、2,553個の新株予約権を当社取締役及び執行役員、並びに富士フィルム株式会社取締役、執行役員及びフェロー33名に（以下「平成21年度第3ノ1回新株予約権」と記述します。）、1,816個の新株予約権を当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人65名に（以下「平成21年度第3ノ2回新株予約権」と記述します。）付与しました。また、平成23年1月31日に、2,778個の新株予約権を当社取締役及び執行役員、並びに富士フィルム株式会社執行役員及びフェロー36名に（以下「平成22年度第4ノ1回新株予約権」と記述します。）、1,962個の新株予約権を当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社執行役員、フェロー及び重要な使用人69名に（以下「平成22年度第4ノ2回新株予約権」と記述します。）付与しました。また、平成24年4月2日に、3,860個の新株予約権を当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人67名に（以下「平成24年度第5ノ1回新株予約権」と記述します。）、231個の新株予約権を当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人71名に（以下「平成24年度第5ノ2回新株予約権」と記述します。）付与しました。また、平成25年4月1日に、3,704個の新株予約権を当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人67名に（以下「平成25年度第6ノ1回新株予約権」と記述します。）、235個の新株予約権を当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人72名に（以下「平成25年度第6ノ2回新株予約権」と記述します。）付与しました。また、平成26年4月1日に、2,271個の新株予約権を当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人61名に（以下「平成26年度第7ノ1回新株予約権」と記述します。）、232個の新株予約権を当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人67名に（以下「平成26年度第7ノ2回新株予約権」と記述します。）付与しました。また、平成27年4月1日に、1,821個の新株予約権を当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人57名に（以下「平成27年度第8ノ1回新株予約権」と記述します。）、225個の新株予約権を当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人61名に（以下「平成27年度第8ノ2回新株予約権」と記述します。）付与しました。なお、新株予約権1個につき、当社株式100株の購入が可能です。

平成21年度第3ノ1回新株予約権は権利確定しております。付与日の翌日から30年間の権利行使期間を有しており、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及びフェローその他当社の取締役

会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日から7年間に限り権利行使できます。1株当たりの権利行使価格は、1円に設定されました。

平成21年度第3ノ2回新株予約権は権利確定しており、平成23年8月1日より権利行使可能であり、権利行使可能日から8年間の権利行使期間を有しております。1株当たりの権利行使価格は、付与日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値、又は付与日の終値のいずれか高い金額との条件で2,828円に設定されました。

平成22年度第4ノ1回新株予約権は権利確定しております。付与日の翌日から30年間の権利行使期間を有しており、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及びフェローその他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日から7年間に限り権利行使できます。1株当たりの権利行使価格は、1円に設定されました。

平成22年度第4ノ2回新株予約権は権利確定しており、平成24年12月25日より権利行使可能であり、権利行使可能日から8年間の権利行使期間を有しております。1株当たりの権利行使価格は、付与日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値、又は付与日の終値のいずれか高い金額との条件で2,965円に設定されました。

平成24年度第5ノ1回新株予約権は権利確定しております。付与日の翌日から30年間の権利行使期間を有しており、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日から7年間に限り権利行使できます。1株当たりの権利行使価格は、1円に設定されました。

平成24年度第5ノ2回新株予約権は権利確定しており、平成26年3月3日より権利行使可能であり、権利行使可能日から8年間の権利行使期間を有しております。1株当たりの権利行使価格は、付与日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値、又は付与日の終値のいずれか高い金額との条件で2,012円に設定されました。

平成25年度第6ノ1回新株予約権は権利確定しております。付与日の翌日から30年間の権利行使期間を有しており、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日から7年間に限り権利行使できます。1株当たりの権利行使価格は、1円に設定されました。

平成25年度第6ノ2回新株予約権は権利確定しており、平成27年2月27日より権利行使可能であり、権利行使可能日から8年間の権利行使期間を有しております。1株当たりの権利行使価格は、付与日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値、又は付与日の終値のいずれか高い金額との条件で1,842円に設定されました。

平成26年度第7ノ1回新株予約権は権利確定しております。付与日の翌日から30年間の権利行使期間を有しており、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日から7年間に限り権利行使できます。1株当たりの権利行使価格は、1円に設定されました。

平成26年度第7ノ2回新株予約権は権利確定しており、平成28年2月28日より権利行使可能であり、権利行使可能日から8年間の権利行使期間を有しております。1株当たりの権利行使価格は、付与日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値、又は付与日の終値のいずれか高い金額との条件で2,803円に設定されました。

平成27年度第8ノ1回新株予約権は権利確定しております。付与日の翌日から30年間の権利行使期間を有しており、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日から7年間に限り権利行使できます。1株当たりの権利行使価格は、1円に設定されました。

平成27年度第8ノ2回新株予約権は権利確定しており、平成29年2月27日より権利行使可能であり、権利行使可能日から8年間の権利行使期間を有しております。1株当たりの権利行使価格は、付与日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値、又は付与日の終値のいずれか高い金額との条件で4,205円に設定されました。

平成28年4月27日の取締役会において、新株予約権を当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに当社子会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に発行すること（以下「平成28年度第9ノ1回新株予約権」「平成28年度第9ノ2回新株予約権」と記述します。）を決議しました。なお、新株予約権1個につき、当社株式100株の購入が可能です。

平成28年度第9ノ1回新株予約権は、1,748個の新株予約権が当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに当社子会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人63名に対して平成28年6月1日に付与され、付与日の翌日から30年間の権利行使期間を有しており、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの

地位も喪失した日の翌日から7年間に限り権利行使できます。1株当たりの権利行使価格は、1円に設定されました。

平成28年度第9ノ2回新株予約権は、251個の新株予約権を当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに当社子会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人65名に対して平成28年6月1日に付与され、平成30年4月28日より権利行使可能であり、権利行使可能日から8年間の権利行使期間を有しております。1株当たりの権利行使価格は、付与日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値、又は付与日の終値のいずれか高い金額との条件で4,495円に設定されました。

平成29年4月27日の取締役会において、新株予約権が当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに当社子会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に発行すること（以下「平成29年度第10ノ1回新株予約権」「平成29年度第10ノ2回新株予約権」と記述します。）を決議しました。なお、新株予約権1個につき、当社株式100株の購入が可能です。

平成29年度第10ノ1回新株予約権は、1,633個の新株予約権が当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに当社子会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人56名に対して平成29年6月1日に付与され、付与日の翌日から30年間の権利行使期間を有しており、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日から暦日10日間に限り一括して権利行使できます。1株当たりの権利行使価格は、1円に設定されました。

平成29年度第10ノ2回新株予約権は、235個の新株予約権が当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに当社子会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人58名に対して平成29年6月1日に付与され、平成31年4月28日より権利行使可能であり、権利行使可能日から8年間の権利行使期間を有しております。1株当たりの権利行使価格は、付与日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値、又は付与日の終値のいずれか高い金額との条件で4,146円に設定されました。

前連結会計年度及び当連結会計年度の連結損益計算書において、「販売費及び一般管理費」に計上された報酬費用は、それぞれ778百万円及び789百万円であり、ブラック・ショールズ・プライシング・モデルにより求めた公正価値に基づいて測定しております。前連結会計年度及び当連結会計年度の報酬費用に関する税効果金額は、それぞれ231百万円及び234百万円であります。当連結会計年度末で未認識の報酬費用はありません。当連結会計年度における新株予約権の行使は2,000個であります。前連結会計年度及び当連結会計年度において付与した新株予約権の公正価値の加重平均はそれぞれ3,804円および3,946円であります。前連結会計年度及び当連結会計年度における権利確定した新株予約権の公正価値総額は、それぞれ775百万円及び787百万円であります。当連結会計年度においてストックオプションの権利行使により受領した現金は、379百万円であります。

前連結会計年度及び当連結会計年度における新株予約権の状況は次のとおりであります。

	前連結会計年度			
	株式数	加重平均 行使価格	加重平均 残存契約 期間	本源的 価値総額
	(株)	(円)	(年)	(百万円)
期首現在未行使	2,081,300	1,136		
付与	204,600	463		
行使	212,300	626		
喪失または行使期限切れ	21,000	4,976		
期末現在未行使	2,052,600	1,082	18.9	3,650
期末現在行使可能	2,030,100	1,048	19.0	3,650
	当連結会計年度			
	株式数	加重平均 行使価格	加重平均 残存契約 期間	本源的 価値総額
	(株)	(円)	(年)	(百万円)
期首現在未行使	2,052,600	1,082		

当連結会計年度

	株式数 (株)	加重平均 行使価額 (円)	加重平均 残存契約 期間 (年)	本源的 価値総額 (百万円)
付与	199,900	565		
行使	200,000	1,897		
喪失または行使期限切れ	16,000	4,228		
期末現在未行使	2,036,500	927	19.7	7,059
期末現在行使可能	2,011,400	882	19.9	7,059

前連結会計年度及び当連結会計年度において、行使された新株予約権の本源的価値の総額は、それぞれ675百万円及び490百万円であります。

これらの新株予約権の付与日における公正価値は次の前提条件のもとにブラック・ショールズ・プライシング・モデルを用いて見積もられました。

	株価変動性	予想残存期間	予想配当	無リスク利率
平成19年度第1ノ2回新株予約権	25.980%	1年	25円	0.735%
平成19年度第1ノ3回新株予約権	29.273%	6年	25円	1.285%
平成20年度第2ノ2回新株予約権	28.979%	6年	35円	1.129%
平成21年度第3ノ1回新株予約権	58.623%	1年	30円	0.170%
平成21年度第3ノ2回新株予約権	34.575%	6年	30円	0.738%
平成22年度第4ノ1回新株予約権	23.274%	1年	27.5円	0.145%
平成22年度第4ノ2回新株予約権	34.205%	6年	27.5円	0.584%
平成24年度第5ノ1回新株予約権	28.548%	1年	32.5円	0.105%
平成24年度第5ノ2回新株予約権	38.826%	6年	32.5円	0.459%
平成25年度第6ノ1回新株予約権	28.682%	1年	37.5円	0.055%
平成25年度第6ノ2回新株予約権	36.549%	6年	37.5円	0.180%
平成26年度第7ノ1回新株予約権	36.312%	1年	40円	0.070%
平成26年度第7ノ2回新株予約権	37.091%	6年	40円	0.252%
平成27年度第8ノ1回新株予約権	24.178%	1年	55円	0.020%
平成27年度第8ノ2回新株予約権	29.772%	6年	55円	0.123%
平成28年度第9ノ1回新株予約権	32.900%	1年	67.5円	0.265%
平成28年度第9ノ2回新株予約権	29.840%	6年	67.5円	0.256%

株価変動性は、当社の新株予約権の予想残存期間に対応した直近期間における過去の株価実績に基づき計算しております。予想残存期間は、平成19年度第1ノ2回、平成21年度第3ノ1回、平成22年度第4ノ1回、平成24年度第5ノ1回、平成25年度第6ノ1回、平成26年度第7ノ1回、平成27年度第8ノ1回及び平成28年度第9ノ1回については、当社及び富士フイルム株式会社の取締役及び執行役員の任期を勘案し最短の1年を予想し、平成19年度第1ノ3回、平成20年度第2ノ2回、平成21年度第3ノ2回、平成22年度第4ノ2回、平成24年度第5ノ2回、平成25年度第6ノ2回、平成26年度第7ノ2回、平成27年度第8ノ2回及び平成28年度第9ノ2回については、付与日から、権利行使期間の中間点までの年数である6年を予想しております。

16 デリバティブ

当社は国際的に事業を展開しており、外国為替相場、市場金利及び一部の商品価格の変動から生じる市場リスクを負っております。当社はこれらのリスクを減少させる目的でのみデリバティブ取引を利用しております。

当社はデリバティブ取引の承認、報告、監視等の手続についてリスク管理規程を作成し、それに従いデリバティブ取引を利用しております。当該リスク管理規程はトレーディング目的でデリバティブ取引を保有又は発行することを禁止しております。以下は当社のリスク管理規程の概要及び連結財務諸表に与える影響であります。

キャッシュ・フローヘッジ

一部の子会社は将来予定されている外貨建ての取引先及び関係会社との輸入仕入や輸出売上及び関連する外貨建債権債務に関する外貨の変動リスクを軽減するために外国為替予約を結んでおります。円の価値が外貨(主として米ドル)に対して下落した場合に、将来の外貨の価値の上昇に伴う支出もしくは収入の増加は、ヘッジ指定された外国為替予約の価値の変動に伴う損益と相殺されます。反対に円の価値が外貨に対して上昇した場合には、将来の外貨の価値の下落に伴う支出もしくは収入の減少は、ヘッジ指定された外国為替予約の価値の変動に伴う損益と相殺されます。

当社は借入債務に係る金利変動リスクを軽減するために金利スワップを結んでおります。

これらのキャッシュ・フローヘッジとして扱われているデリバティブの公正価値の変動は税効果調整後の金額で連結貸借対照表の「その他の包括利益(損失)累積額」に表示しております。この金額はヘッジ対象に関する損益を計上した期に損益に振替えられることとなります。

当連結会計年度末において、今後12ヶ月の間にデリバティブ取引による未実現損失646百万円(税効果調整前)をその他の包括利益(損失)累積額から当期損益へ振替える見込みであります。

ヘッジ指定されていないデリバティブ

一部の子会社は外貨建ての予定取引や外貨建債権債務に関する外貨の変動リスクを軽減するために外国為替予約及び通貨スワップ契約を結んでおります。また、変動利付債務に関する金利の変動リスクを軽減するために金利スワップ契約を結んでおり、外貨建貸付債権に関する金利の変動リスク及び外貨の変動リスクを軽減するために通貨金利スワップ契約を結んでおります。これらのデリバティブは経済的な観点からはヘッジとして有効であります。一部の子会社はこれらの契約についてヘッジ会計を適用するために必要とされているヘッジ指定をしておりません。その結果、これらデリバティブの公正価値の変動額については、ただちに当期損益として認識されます。

デリバティブ活動の規模

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における外国為替予約契約、通貨スワップ契約、通貨金利スワップ契約及び金利スワップ契約の残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
外国為替予約契約(売却)	106,689	97,838
外国為替予約契約(購入)	51,596	58,634
通貨スワップ契約	56,467	71,861
通貨金利スワップ契約	16,121	23,507
金利スワップ契約	148,691	147,647

連結財務諸表に与える影響

前連結会計年度末及び当連結会計年度末におけるデリバティブに関する連結貸借対照表上の表示科目及び公正価値は次のとおりであります。

デリバティブ資産			
貸借対照表科目	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)	
ヘッジ商品に指定されている			
デリバティブ商品			
外国為替予約	前払費用及びその他の流動資産	1,421	692
通貨金利スワップ	長期リース債権及びその他の長期債権	-	1,008
合計		1,421	1,700
ヘッジ商品に指定されていない			
デリバティブ商品			
外国為替予約	前払費用及びその他の流動資産	230	244
通貨スワップ	前払費用及びその他の流動資産	3,862	350
通貨スワップ	長期リース債権及びその他の長期債権	296	109
通貨金利スワップ	前払費用及びその他の流動資産	871	-
通貨金利スワップ	長期リース債権及びその他の長期債権	1,027	1,048
その他	前払費用及びその他の流動資産	62	140
合計		6,348	1,891
デリバティブ資産合計		7,769	3,591
デリバティブ負債			
貸借対照表科目	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)	
ヘッジ商品に指定されている			
デリバティブ商品			
外国為替予約	その他の流動負債	913	1,229
外国為替予約	その他の固定負債	10	232
金利スワップ	その他の固定負債	3,666	2,275
合計		4,589	3,736
ヘッジ商品に指定されていない			
デリバティブ商品			
外国為替予約	その他の流動負債	206	39
通貨スワップ	その他の流動負債	-	1,395
通貨スワップ	その他の固定負債	1,539	4,527
金利スワップ	その他の流動負債	12	64
金利スワップ	その他の固定負債	769	407
その他	その他の流動負債	498	69
合計		3,024	6,501
デリバティブ負債合計		7,613	10,237

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるデリバティブに関する連結損益計算書上の表示科目及び計上金額は次のとおりであります。

キャッシュ・フロー ヘッジ	前連結会計年度				
	その他の包括利益(損失) 累積額への計上額 (ヘッジ有効部分)	その他の包括利益(損失) 累積額から損益への振替額 (ヘッジ有効部分)	損益認識額 (ヘッジの非有効部分及び 有効性評価より除外)		
	(百万円)	損益計算書科目	(百万円)	損益計算書科目	(百万円)
外国為替予約	1,554	為替差損益・純額	1,547		-
金利スワップ	986	その他損益・純額	138	その他損益・純額	1,189
合計	568		1,409		1,189

ヘッジ指定されていない デリバティブ	前連結会計年度	
	損益計算書科目	(百万円)
外国為替予約	為替差損益・純額	442
通貨スワップ	為替差損益・純額	2,986
通貨金利スワップ	為替差損益・純額	2,483
金利スワップ	その他損益・純額	287
その他	その他損益・純額	881
合計		4,743

キャッシュ・フロー ヘッジ	当連結会計年度				
	その他の包括利益(損失) 累積額への計上額 (ヘッジ有効部分)	その他の包括利益(損失) 累積額から損益への振替額 (ヘッジ有効部分)	損益認識額 (ヘッジの非有効部分及び 有効性評価より除外)		
	(百万円)	損益計算書科目	(百万円)	損益計算書科目	(百万円)
外国為替予約	43	為替差損益・純額	9		-
通貨金利スワップ	324		-		-
金利スワップ	-	その他損益・純額	541	その他損益・純額	1,391
合計	281		532		1,391

ヘッジ指定されていない デリバティブ	当連結会計年度	
	損益計算書科目	(百万円)
外国為替予約	為替差損益・純額	867
通貨スワップ	為替差損益・純額	1,317
通貨金利スワップ	為替差損益・純額	34
金利スワップ	その他損益・純額	296
その他	その他損益・純額	738
合計		550

17 金融商品の公正価値及び信用リスクの集中

金融商品の公正価値

金融商品の公正価値は、入手可能な市場価格又は他の適切な評価方法によって算定しております。金融商品の公正価値の見積に際して、当社は最適な判断をしておりますが、見積の方法及び仮定は元来主観的なものであります。従って見積額は、現在の市場で実現するかあるいは支払われる金額を必ずしも表わしているものではありません。金融商品の公正価値の見積にあたっては、次の方法及び仮定が採用されております。

- ・現金及び現金同等物、受取債権、社債(1年以内償還分)及び短期借入金、支払債務：
満期までの期間が短いため、公正価値は概ね帳簿価額と同額であります。
- ・有価証券、投資有価証券：
活発な市場のある国債、株式及び公募投資信託等の公正価値は、公表されている相場価格に基づいております。活発な市場のない負債証券及び私募投資信託等については、直接的又は間接的に観察可能なインプットを用いて評価しております。
- ・社債及び長期借入金：
社債及び長期借入金の公正価値は、公表されている相場価格、又は貸借対照表日における類似の資金調達契約に適用される利率で割り引いた将来のキャッシュ・フローの現在価値に基づいて算定しております。社債及び長期借入金の公正価値及び帳簿価額(1年以内償還・返済予定分を含む)は、前連結会計年度末において、それぞれ320,074百万円及び317,250百万円であり、当連結会計年度末において、それぞれ541,150百万円及び538,804百万円であります。
前連結会計年度末及び当連結会計年度末における社債及び長期借入金の公正価値はレベル2に分類しております。なお、公正価値の測定手法に用いられるインプットの優先順位を設定する公正価値の階層については、注記18「公正価値の測定」に記述しております。
- ・デリバティブ：
外国為替予約契約、通貨スワップ契約、通貨金利スワップ契約及び金利スワップ契約等の公正価値は、取引金融機関又は第三者から入手した市場価値に基づいており、観察可能なインプットを用いて評価しております。前連結会計年度末及び当連結会計年度末におけるデリバティブ資産の公正価値及び帳簿価額はそれぞれ7,769百万円及び3,591百万円であり、またデリバティブ負債の公正価値及び帳簿価額はそれぞれ7,613百万円及び10,237百万円であります。

信用リスクの集中

当社の保有している金融商品のうち潜在的に著しい信用リスクにさらされているものは、主に現金及び現金同等物、有価証券及び投資有価証券、営業債権及びリース債権、及びデリバティブであります。

当社は現金及び現金同等物、短期投資をさまざまな金融機関に預託しております。当社の方針として、一つの金融機関にリスクを集中させないこととしており、また、定期的にこれらの金融機関の信用度を評価しております。

営業債権については、大口顧客に対する営業債権を含んでいるために、信用リスクにさらされていますが、預り保証金の保持及び継続的な信用評価の見直しによって、リスクは限定されております。貸倒引当金は、潜在的な損失を補うために必要と思われる金額の水準を維持しております。

デリバティブについては、契約の相手方の契約不履行から生じる信用リスクにさらされていますが、これらは信用度の高い金融機関を相手方とすることで、リスクを軽減しております。

18 公正価値の測定

基準書820は、公正価値の定義を「市場参加者の間での通常の取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格、又は負債を移転するために支払うであろう価格」とした上で、測定手法に用いられるインプットの優先順位を設定する公正価値の階層を、その測定のために使われるインプットの観察可能性に応じて次の3つのレベルに区分することを規定しております。

レベル1：活発な市場における同一資産又は同一負債の（調整不要な）相場価格。

レベル2：レベル1に分類された相場価格以外の観察可能なインプット。例えば、類似資産又は負債の相場価格、取引量又は取引頻度の少ない市場（活発でない市場）における相場価格、又は資産・負債のほぼ全期間について、全ての重要なインプットが観察可能である、あるいは主に観察可能な市場データから得られる又は裏付けられたモデルに基づく評価。

レベル3：資産又は負債の公正価値の測定にあたり、評価手法に対する重要な観察不能なインプット。

当社が経常的に公正価値で評価している資産及び負債は、現金同等物、有価証券、投資有価証券、デリバティブ資産及び負債であります。前連結会計年度末及び当連結会計年度末における公正価値の階層は次のとおりであります。

	前連結会計年度末			
	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	合計 (百万円)
資産				
現金同等物	-	294,291	-	294,291
有価証券				
社債	-	28,012	-	28,012
投資有価証券				
外国政府債	-	253	-	253
株式	128,583	-	-	128,583
投資信託	9,139	-	-	9,139
短期デリバティブ資産				
外国為替予約	-	1,651	-	1,651
通貨スワップ	-	3,862	-	3,862
通貨金利スワップ	-	871	-	871
その他	-	62	-	62
長期デリバティブ資産				
通貨スワップ	-	296	-	296
通貨金利スワップ	-	1,027	-	1,027
負債				
短期デリバティブ負債				
外国為替予約	-	1,119	-	1,119
金利スワップ	-	12	-	12
その他	-	498	-	498
長期デリバティブ負債				
外国為替予約	-	10	-	10
通貨スワップ	-	1,539	-	1,539
金利スワップ	-	4,435	-	4,435

当連結会計年度末

	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	合計 (百万円)
資産				
現金同等物	-	529,590	-	529,590
有価証券				
社債	-	6,000	-	6,000
投資有価証券				
株式	126,676	-	-	126,676
投資信託	-	-	262	262
短期デリバティブ資産				
外国為替予約	-	936	-	936
通貨スワップ	-	350	-	350
その他	-	140	-	140
長期デリバティブ資産				
通貨スワップ	-	109	-	109
通貨金利スワップ	-	2,056	-	2,056
負債				
短期デリバティブ負債				
外国為替予約	-	1,268	-	1,268
通貨スワップ	-	1,395	-	1,395
金利スワップ	-	64	-	64
その他	-	69	-	69
長期デリバティブ負債				
外国為替予約	-	232	-	232
通貨スワップ	-	4,527	-	4,527
金利スワップ	-	2,682	-	2,682

レベル1に含まれる資産は、主に上場株式及び公募投資信託であり、活発な市場における同一資産の調整不要な相場価格により評価しております。レベル2に含まれる資産及び負債は、主に譲渡性預金、社債、私募投資信託及びデリバティブであり、譲渡性預金、社債及び私募投資信託については、マーケット・アプローチに基づく活発でない市場における直接的又は間接的に観察可能なインプットを用いて評価しております。デリバティブ資産及び負債は、マーケット・アプローチに基づく取引金融機関又は第三者から入手した観察可能な市場データによって裏付けられたインプットを用いて評価しているため、レベル2に分類しております。レベル3に含まれる資産は、私募投資信託であり、評価手法に対する重要な観察不能なインプットを用いて評価しております。前連結会計年度においてレベル3に分類された資産及び負債はありません。また、レベル3に区分された金額に重要性がないため、レベル3の調整表は開示しておりません。

当連結会計年度において当社が非経常的に公正価値で評価している資産は、減損損失を認識した有形固定資産及び無形固定資産であります。有形固定資産及び無形固定資産については見積将来キャッシュ・フロー等の観察不能なインプットに基づく割引現在価値法で公正価値を測定した結果、回収可能性がないと判断されたため、当連結会計年度において、4,667百万円及び3,243百万円の減損損失を認識しており、当該有形固定資産及び無形固定資産の全額を減損しております。減損損失は連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に含めております。当該有形固定資産及び無形固定資産は観察不能なインプットを用いて評価しているため、レベル3に分類しております。

前連結会計年度において当社が非経常的に公正価値で評価している資産及び負債に重要性はありません。

19 金融債権の状況

金融債権及びそれに関する貸倒引当金

金融債権は、債務者の財政状態や支払の延滞状況に応じて一括評価債権と個別評価債権とに分け、前者については過去の貸倒実績に基づいた引当率を、後者については個別の状況に応じた引当率をそれぞれ用いて貸倒引当金を決定しております。債務者の財政状態や支払の延滞状況に関する情報は、四半期ごとに収集しており、これらに基づいて著しい信用リスクにさらされていると判断された金融債権については、個別の状況に応じた貸倒引当金を設定しております。裁判所による決定等によって、回収不能であることが明らかになった金融債権は、その時点で帳簿価額を直接減額しております。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、1年以内に決済される営業債権を除く、金融債権に関する貸倒引当金の増減の明細及び貸倒引当金の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
貸倒引当金期首残高	7,341	7,406
期中取崩額	2,468	2,382
期中引当金繰入()・戻入額	3,136	2,806
その他増減	603	26
貸倒引当金期末残高	7,406	7,856
内：個別評価	3,453	2,979
内：一括評価	3,953	4,877

その他には、為替換算調整額等が含まれます。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、1年以内に決済される営業債権を除く、金融債権の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
金融債権残高	198,365	187,850
内：個別評価	3,453	2,980
内：一括評価	194,912	184,870

当連結会計年度における金融債権の売買の金額に重要性はありません。

期日経過金融債権の年齢分析

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、1年以内に決済される営業債権を除く、支払期日を経過している金融債権の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
31日超90日以内	2,233	2,380
90日超	7,361	9,182
合計	9,594	11,562

20 事業買収

当連結会計年度において重要な事業買収は行っておりません。

また、前連結会計年度における主な事業買収は次のとおりであります。

当社は、再生医療製品の開発加速、再生医療の事業領域の拡大を目的に、iPS細胞を開発、製造する米国企業Cellular Dynamics International, Inc.（以下、「CDI社」と記述します。）を、当社米国子会社の下に設立された買収目的子会社（SPC）を通じて、CDI社の発行済普通株式に対し1株当たり16.5米ドルでの株式公開買付けを実施し、平成27年5月1日（米国東部時間）にCDI社を完全子会社としました。取得価額は33,040百万円であり、取得価額の配分が完了した結果、認識した資産及び引き継いだ負債は次のとおりであります。

	（百万円）
流動資産	3,786
有形固定資産	422
無形固定資産	14,980
営業権	17,443
その他資産	583
流動負債	4,174
取得した純資産	33,040

認識した技術関連の無形固定資産、顧客関連の無形固定資産及びその他の無形固定資産はそれぞれ12,970百万円、857百万円及び1,153百万円であり、償却年数は、それぞれ16年、14年及び約13年であります。営業権は、再生医療事業を含むインフォメーション ソリューションに配分しております。また、その構成は、主として将来の成長や当社既存事業とのシナジー効果となります。なお、当該営業権については、税務上損金算入することはできません。

買収によって取得した事業の取得日以降の経営成績は、連結損益計算書に含まれております。当該事業の経営成績は、当社の経営成績に重要な影響を与えないため、経営成績に関するプロフォーム情報は開示しておりません。

21 セグメント情報

(1) オペレーティングセグメント

当社のオペレーティングセグメントは以下の3つの区分であり、経営者による業績評価方法及び経営資源の配分の決定方法を反映し、製造技術、製造工程、販売方法及び市場の類似性に基づき決定しております。イメージングソリューションは、主に一般消費者向けにカラーフィルム、デジタルカメラ、写真プリント用カラーペーパー・サービス・機器、インスタントフォトシステム、光学デバイス等の開発、製造、販売、サービスを行っております。インフォメーションソリューションは、主に業務用分野向けにメディカルシステム機材、ライフサイエンス製品、医薬品、グラフィックシステム機材、フラットパネルディスプレイ材料、記録メディア、電子材料等の開発、製造、販売、サービスを行っております。ドキュメントソリューションは、主に業務用分野向けにオフィス用複写機・複合機、プリンター、プロダクションサービス関連商品、オフィスサービス、用紙、消耗品等の開発、製造、販売、サービスを行っております。

a. 売上高

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
イメージングソリューション		
外部顧客に対するもの	352,922	341,744
セグメント間取引	2,910	2,586
計	355,832	344,330
インフォメーションソリューション		
外部顧客に対するもの	942,100	899,543
セグメント間取引	1,830	1,198
計	943,930	900,741
ドキュメントソリューション		
外部顧客に対するもの	1,165,361	1,080,876
セグメント間取引	8,567	8,171
計	1,173,928	1,089,047
セグメント間取引消去	13,307	11,955
連結合計	2,460,383	2,322,163

b. セグメント損益

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
営業利益：		
イメージングソリューション	32,013	36,847
インフォメーションソリューション	90,701	82,969
ドキュメントソリューション	87,954	82,683
計	210,668	202,499
全社費用及びセグメント間取引消去	30,042	30,218
連結合計	180,626	172,281
その他損益・純額	1,616	22,494
税金等調整前当期純利益	182,242	194,775

c. 総資産

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
総資産：		
イメージング ソリューション	314,766	365,939
インフォメーション ソリューション	1,457,622	1,542,355
ドキュメント ソリューション	1,138,105	1,115,381
計	2,910,493	3,023,675
セグメント間取引消去	3,908	3,608
全社資産	405,385	513,122
連結合計	3,311,970	3,533,189

d. その他の主要項目

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
減価償却費：		
イメージング ソリューション	12,865	11,095
インフォメーション ソリューション	51,990	49,088
ドキュメント ソリューション	58,092	55,340
計	122,947	115,523
全社	2,013	2,112
連結合計	124,960	117,635
設備投資額：		
イメージング ソリューション	10,167	10,333
インフォメーション ソリューション	39,273	40,139
ドキュメント ソリューション	23,293	20,021
計	72,733	70,493
全社	1,410	1,312
連結合計	74,143	71,805

オペレーティングセグメント間取引は市場価格に基づいております。「b. セグメント損益」における全社費用は、当社のコーポレート部門に係る費用であります。「c. 総資産」における全社資産は、全社共通の目的で保有している現金及び現金同等物、有価証券等であります。「d. その他の主要項目」における全社は、全社共通の目的で保有している固定資産に係るものであります。また、設備投資額は、各セグメントにおける有形固定資産購入額(受入ベースの数値)を示しております。

(2) 地域別セグメント情報

a. 売上高

前連結会計年度及び当連結会計年度における外部顧客を所在地別に分類した売上高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
日本	983,703	962,711
米州	500,445	450,368
欧州	284,040	273,938
アジア及びその他	692,195	635,146
連結合計	2,460,383	2,322,163

米州における売上高の大部分は、米国において計上されているものであります。

b. 長期性資産

前連結会計年度末及び当連結会計年度末の長期性資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
日本	379,161	374,673
米州	49,504	50,741
欧州	37,722	32,146
アジア及びその他	66,214	63,054
連結合計	532,601	520,614

米州における長期性資産の大部分は、米国において計上されているものであります。

(3) 主要顧客及びその他情報

前連結会計年度及び当連結会計年度において、単一顧客に対する売上高が連結売上高の10%を超えるような重要な顧客はありません。

ドキュメント ソリューションでは非支配持分に対してオフィス用複写機、その他機器、消耗品等を販売し、また非支配持分より棚卸資産を購入しております。前連結会計年度及び当連結会計年度の販売金額はそれぞれ、204,871百万円及び172,846百万円、購入金額はそれぞれ、11,880百万円及び7,918百万円であります。

非支配持分とのライセンス契約その他の取引に関連して、ドキュメント ソリューションではロイヤルティ及び研究開発費等の費用を前連結会計年度及び当連結会計年度でそれぞれ、14,889百万円及び14,632百万円計上しました。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における当該非支配持分に対する受取債権額はそれぞれ、48,721百万円及び41,113百万円、支払債務額はそれぞれ、6,045百万円及び4,768百万円であります。

22 重要な後発事象

当社の完全子会社である富士フィルム株式会社は、ヘルスケア、高機能材料のさらなる事業成長を目的として、平成28年12月15日に総合試薬メーカーである和光純薬工業株式会社（以下、「和光純薬」と記載します。）の発行済普通株式を公開買付けにより追加取得することを決定し、平成29年4月3日に公開買付けを終了しました。その結果、当社持株比率は14.82%から93.50%となり、和光純薬は4月21日をもって連結子会社となりました。追加取得前に保有していた株式を公開買付け価格により再測定した公正価値は21,163百万円であり、簿価との差額の20,838百万円を連結損益計算書の「その他損益・純額」として計上しております。また、追加取得時の公開買付け価格により再測定した非支配持分9,287百万円を連結貸借対照表へ計上しております。当有価証券報告書提出日現在において取得価格の配分が完了していないため、暫定的な会計処理を行った結果、認識した資産及び引き継いだ負債は以下のとおりです。

	(百万円)
流動資産	76,097
有形固定資産	39,563
営業権及びその他の無形固定資産	160,796
投資及びその他	8,140
流動負債	26,165
固定負債	84,385
取得した純資産	174,046

その他の無形固定資産のうち主なものは、顧客関連の無形固定資産44,935百万円であり、償却年数は、22から24年であります。営業権は、インフォメーション ソリューションに配分されており、主として、将来の成長や当社既存事業とのシナジー効果から構成されております。なお、当該営業権については、税務上損金算入することはできません。

当該買収における取得関連費用を連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しており、この金額に重要性はありません。

買収によって取得した事業の取得日以降の経営成績は、連結損益計算書に含まれております。平成27年4月1日において買収が行われたと仮定した場合の売上高及び当社株主帰属当期純利益に与える影響に重要性はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

当該情報は連結財務諸表に対する注記8「短期の社債及び借入金・長期の社債及び借入金」に記載しております。

【借入金等明細表】

当該情報は連結財務諸表に対する注記8「短期の社債及び借入金・長期の社債及び借入金」に記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額に重要性が無いため記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	545,845	1,113,617	1,692,261	2,322,163
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(百万円)	23,604	64,353	130,517	194,775
当社株主帰属四半期(当期)純利益金額(百万円)	12,068	34,384	78,738	131,506
基本的1株当たり当社株主帰属四半期(当期)純利益金額(円)	26.79	76.54	176.57	296.27

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
基本的1株当たり当社株主帰属四半期純利益金額(円)	26.79	49.82	100.95	120.56

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	20,989	107,072
未収入金	4,953	7,565
未収還付法人税等	8,455	-
短期貸付金	33,525	47,393
有価証券	224,203	263,689
繰延税金資産	90	329
その他	522	591
流動資産合計	292,739	426,640
固定資産		
有形固定資産		
建物	604	519
機械及び装置	57	51
車両運搬具及び工具器具備品	32	25
有形固定資産合計	694	597
無形固定資産		
ソフトウェア	350	316
その他	10	6
無形固定資産合計	361	323
投資その他の資産		
投資有価証券	9,138	28,393
関係会社株式	1,503,029	1,484,995
長期貸付金	62,393	22,225
繰延税金資産	6,480	1,485
その他	3,330	3,385
貸倒引当金	8	8
投資その他の資産合計	1,584,362	1,540,474
固定資産合計	1,585,418	1,541,395
資産合計	1,878,158	1,968,036

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内償還予定の社債	-	100,000
短期借入金	160,000	55,991
未払金	1,491	536
未払費用	793	920
未払法人税等	-	7,452
その他	206	264
流動負債合計	162,491	165,165
固定負債		
社債	170,000	220,000
長期借入金	130,000	202,023
その他	362	362
固定負債合計	300,362	422,386
負債合計	462,853	587,551
純資産の部		
株主資本		
資本金	40,363	40,363
資本剰余金		
資本準備金	63,636	63,636
その他資本剰余金	116	-
資本剰余金合計	63,752	63,636
利益剰余金		
利益準備金	10,090	10,090
その他利益剰余金		
別途積立金	1,473,305	1,473,305
繰越利益剰余金	71,103	74,933
利益剰余金合計	1,554,499	1,558,329
自己株式	250,228	299,470
株主資本合計	1,408,386	1,362,857
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,713	12,906
新株予約権	4,204	4,720
純資産合計	1,415,304	1,380,484
負債純資産合計	1,878,158	1,968,036

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業収益	1 54,588	1 29,646
売上総利益	54,588	29,646
販売費及び一般管理費	1, 2 3,760	1, 2 4,013
営業利益	50,828	25,633
営業外収益		
受取利息	1 1,336	1 742
受取配当金	-	308
その他	2,239	14,592
営業外収益合計	3,575	15,643
営業外費用		
支払利息	1 1,592	1 1,712
その他	52	483
営業外費用合計	1,644	2,196
経常利益	52,759	39,080
特別利益		
新株予約権戻入益	29	17
特別利益合計	29	17
特別損失		
固定資産除却損	-	24
特別損失合計	-	24
税引前当期純利益	52,789	39,073
法人税、住民税及び事業税	524	5,716
法人税等調整額	45	666
法人税等合計	569	5,050
当期純利益	52,219	34,023

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	40,363	63,636	-	63,636	10,090	1,473,305	50,857	1,534,253
当期変動額								
剰余金の配当							31,973	31,973
当期純利益							52,219	52,219
自己株式の取得								
自己株式の処分			116	116				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	116	116	-	-	20,246	20,246
当期末残高	40,363	63,636	116	63,752	10,090	1,473,305	71,103	1,554,499

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計			
当期首残高	100,901	1,537,351	5,511	4,159	1,547,022
当期変動額					
剰余金の配当		31,973			31,973
当期純利益		52,219			52,219
自己株式の取得	150,050	150,050			150,050
自己株式の処分	722	838			838
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			2,797	44	2,753
当期変動額合計	149,327	128,965	2,797	44	131,718
当期末残高	250,228	1,408,386	2,713	4,204	1,415,304

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	40,363	63,636	116	63,752	10,090	1,473,305	71,103	1,554,499
当期変動額								
剰余金の配当							30,165	30,165
当期純利益							34,023	34,023
自己株式の取得								
自己株式の処分			116	116			28	28
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	116	116	-	-	3,829	3,829
当期末残高	40,363	63,636	-	63,636	10,090	1,473,305	74,933	1,558,329

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	250,228	1,408,386	2,713	4,204	1,415,304
当期変動額					
剰余金の配当		30,165			30,165
当期純利益		34,023			34,023
自己株式の取得	50,021	50,021			50,021
自己株式の処分	779	634			634
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			10,192	516	10,708
当期変動額合計	49,241	45,528	10,192	516	34,819
当期末残高	299,470	1,362,857	12,906	4,720	1,380,484

【注記事項】

(重要な会計方針)

1．資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

時価のあるもの...期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの...移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定額法を採用しております。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

(2)ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップ等について、特例処理を採用しております。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
短期金銭債権	37,011百万円	54,945百万円
長期金銭債権	62,393	22,225
短期金銭債務	161,607	56,811

(損益計算書関係)

1 関係会社に係る取引は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	54,588百万円	29,646百万円
その他の営業取引	2,220	2,001
営業取引以外の取引による取引高	788	701

2 一般管理費の主な費目及び金額は次のとおりであります。販売費に該当するものは、ありません。

	前事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
給料手当及び賞与	1,389百万円	1,274百万円
株式報酬費用	439	430

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式1,484,995百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式1,503,029百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であるため、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
新設分割設立会社の株式に係る一時差異	6,269百万円	6,269百万円
子会社株式評価損	7	5,525
新株予約権	802	897
投資有価証券評価損	645	-
その他	366	467
繰延税金資産小計	8,089	13,158
評価性引当額	1,251	5,654
繰延税金資産合計	6,838	7,504
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	267	5,690
繰延税金負債合計	267	5,690
繰延税金資産の純額	6,571	1,814

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	33.1%	30.9%
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	31.8	34.6
評価性引当額の増加額	1.0	11.3
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.7	-
その他	0.1	5.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.1	12.9

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	604	-	24	60	519	1,422
	機械及び装置	57	-	-	6	51	171
	車両運搬具及び 工具器具備品	32	3	0	9	25	336
	計	694	3	24	76	597	1,930
無形固定資産	ソフトウェア	350	22	7	48	316	198
	その他	10	-	-	4	6	27
	計	361	22	7	52	323	225

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	8	8	8	8

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで			
定時株主総会	6月中			
基準日	3月31日			
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日			
1単元の株式数	100株			
単元未満株式の買取り・買増し				
取扱場所	(特別口座)東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部			
株主名簿管理人	(特別口座)東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社			
取次所	-			
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料額として別途定める金額			
公告掲載方法	電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.fujifilmholdings.com			
株主に対する特典	毎年3月31日及び9月30日現在の株主に対し、保有株式数に応じて以下のとおり自社製品、商品優待割引等を進呈いたします。			
	対象株主		優待内容	
	保有年数	保有株式数		
	制限なし	100株以上	3月31日	当社グループヘルスケア商品トライアルキット 当社グループヘルスケア商品優待割引
			9月30日	
	1年以上	100株以上	9月30日	当社グループフォトブック作成クーポン券
	3年以上	500株以上	3月31日	当社グループヘルスケア商品
			9月30日	

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有していません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度 第120期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)平成28年6月30日
関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
平成28年6月30日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
第121期第1四半期(自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)平成28年8月12日関東財務局長に提出
第121期第2四半期(自平成28年7月1日 至平成28年9月30日)平成28年11月11日関東財務局長に提出
第121期第3四半期(自平成28年10月1日 至平成28年12月31日)平成29年2月13日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年4月27日関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年6月30日関東財務局長に提出
- (5) 臨時報告書の訂正報告書
平成29年4月27日提出の臨時報告書に係る訂正報告書
平成29年6月2日関東財務局長に提出
- (6) 発行登録書(株券、社債券等)及びその添付書類
平成29年2月14日関東財務局長に提出
- (7) 発行登録追補書類(株券、社債券等)及びその添付書類
平成29年2月14日に提出した発行登録書の発行登録追補書類
平成29年2月24日関東財務局長に提出
- (8) 訂正発行登録書
平成29年2月14日に提出した発行登録書の訂正発行登録書
平成29年4月27日関東財務局長に提出
平成29年6月2日関東財務局長に提出
平成29年6月30日関東財務局長に提出
- (9) 自己株券買付状況報告書
平成28年8月15日関東財務局長に提出
平成28年9月15日関東財務局長に提出
平成28年10月14日関東財務局長に提出
平成28年11月15日関東財務局長に提出
平成28年12月15日関東財務局長に提出
平成29年1月13日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年7月31日

富士フィルムホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金子 寛 人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉 崎 友 泰

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 野 聡 人

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている富士フィルムホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結資本勘定計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表に対する注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第11号）附則」第3項の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士フィルムホールディングス株式会社及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結財務諸表に対する注記の重要な後発事象に記載されているとおり、会社の完全子会社である富士フィルム株式会社は和光純薬工業株式会社の普通株式を公開買付けにより取得し、平成29年4月21日に連結子会社化している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成28年3月31日をもって終了した前連結会計年度の訂正後の連結財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該訂正後の連結財務諸表に対して平成29年7月31日付で無限定適正意見を表明している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、富士フィルムホールディングス株式会社の平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、富士フィルムホールディングス株式会社が平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 内部統制報告書に記載のとおり、会社の全社的な内部統制、全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスに関する内部統制、及びFuji Xerox New Zealand Limited とFuji Xerox Australia Pty. Ltd.の業務プロセスに関する内部統制には開示すべき重要な不備が存在しているが、会社は第三者委員会を設置し全容解明に取り組み、その結果特定した必要な修正はすべて連結財務諸表に反映している。
これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。
2. 内部統制報告書の付記事項に記載のとおり、会社の完全子会社である富士フィルム株式会社は和光純薬工業株式会社を平成29年4月21日に連結子会社化している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年7月31日

富士フィルムホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金子 寛 人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉 崎 友 泰

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 野 聡 人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている富士フィルムホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第121期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士フィルムホールディングス株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の平成28年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成28年6月29日付で無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2．X B R L データは監査の対象には含まれていません。